富士吉田市

地域福祉計画

第５期（令和７年度～令和１１年度）

富士吉田市

ごあいさつ

本市では、平成 16 年3月に「富士吉田市地域保健福祉計画」を策定して以降、だれもが自分らしくいきいきと、安心して充実した生活をおくることができるまちを目指して、多様化する福祉ニーズに対応すべく、さまざまな保健福祉施策を実行して参りました。

しかしながら、急速に変化する社会と共に、地域福祉を取り巻く環境も大きく変化をしています。特に、高度情報化と少子高齢化が劇的に進み、人々の価値観も多様化する中で、地域における人と人とのつながりが希薄化してきており、社会の仕組みが変化することにより、ヤングケアラーやひきこもり、生活困窮など、課題に対する福祉へのニーズも多様化・複合化しています。

第5期目となる本計画では、より福祉に主眼を置いた「富士吉田市地域福祉計画」と名称を変え、『一人ひとりが紡ぎあい　共に織り成す支え合いのまち　富士吉田』の基本理念のもと、こども・高齢者・障害者など全ての人が生きがいを持ち、さまざまな形で活躍できる場がある、安心して暮らせるまちを目指し、計画の推進に積極的に取り組んで参ります。さらに、今回からは、より幅広い地域課題に対応すべく、再犯防止推進計画と成年後見利用促進計画を加えた計画となっており、罪を犯した人や権利擁護の必要な人の支援を網羅するものとなっております。

本計画を推進するためには、行政だけではなく、地域住民、民間事業者、地域で活動する団体や福祉関係事業者などの皆様が一体となり、協働していくことが何よりも重要となりますので、今後とも皆様のより一層のお力添えを賜りますようよろしくお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました策定委員の皆様をはじめ、意見交換会やアンケート調査、パブリックコメントを通じて貴重なご意見をいただきました多くの皆様に心から感謝を申し上げます。

令和7年3月

富士吉田市長

目　　次

第１章　計画の策定にあたって 1
１．計画策定の背景、計画の期間 1
２．計画の位置づけ 2
３．持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）への対応 3

第２章　地域福祉の概況 4
１．富士吉田市の概況 4
２．地域福祉の概況 6
３．市民意向の把握 12
　３−１．アンケート調査の概要 12
　３−２．団体アンケート調査結果 13
　３−３．市民アンケート調査結果 17
　３−４．意見交換会 24
４．前期計画の進捗状況と検証 25
５．地域福祉の課題 31

第３章　地域福祉計画 34
１．計画の基本的な考え方 34
２．施策の展開 37
３．計画の推進に向けて 56

第４章　再犯防止推進計画 61
１．計画の策定趣旨及び位置づけ 61
２．現状と課題 62
３．基本的な考え方 67
４．再犯防止推進の施策 69
５．計画の推進に向けて 77

第５章　成年後見制度利用促進計画 79
１．計画の策定趣旨及び位置づけ 79
２．現状と課題 80
３．基本的な考え方 86
４．成年後見制度利用促進の施策 88
５．計画の推進に向けて 92

第６章　資料編 93
１．アンケート調査結果 93
２．意見交換会結果 144
３．地域福祉計画策定委員会委員名簿 148

第１章　計画の策定にあたって

１．計画策定の背景、計画の期間

本年保健福祉における総合計画ともなる「富士吉田市地域保健福祉計画」の第４期計画（令和２年度～令和６年度）の期間が令和７年３月末で満了となります。

（１）計画策定の背景

国において社会福祉基礎構造改革が行われ、平成12年６月に社会福祉事業法が改正し、法律の名称変更により社会福祉法となり、そこで、地域福祉計画について定められました。本市においては、平成16年３月より「富士吉田市地域保健福祉計画」を策定し、地域福祉の推進を図ってきました。

わが国では、少子高齢・人口減少による社会全体の課題を抱え、加えて、住民同士の社会的なつながりも希薄になってきています。さらに、社会的孤立やひきこもり、高齢の親と無職独身や障害がある50代の子が同居することによる8050問題、介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）の課題、本来大人が担うと想定される家事や家族の世話を行う未成年者のヤングケアラーなど様々な問題が顕在化し、さらに課題も複雑化・多様化しています。

このような社会情勢のなか、平成30年及び令和３年に社会福祉法の改正があり、地域福祉計画は、他の分野別計画の「上位計画」として位置づけられ、さらに、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会の実現が求められてきています。

本計画では、社会福祉法改正の趣旨を踏まえつつ、さまざまな分野や制度を総合的かつ包括的に推進を図るとともに、地域住民・関係機関・行政機関が連携協力しあい、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進のための計画となっています。

（２）計画期間

第５期は、令和７年度～令和 11 年度までの５年間とし、福祉推進の基本的な方向性を定める計画（基本計画）として策定します。

第１期	第２期	第３期	第４期	第５期
H16～H20 年	H21～H25 年	H26～H30・R１年 (1 年延長)※	R２～R６年	R７～R11 年

※平成 30 年４月に社会福祉法が改正されたことに伴い、平成 29 年度に国のガイドライン、平成 30 年度に県のガイドライン、さらには、計画期間を令和２年から令和６年度とした山梨県地域福祉支援計画が平成 31 年度（令和元年度）に策定されるなどの背景から１年延長となりました。

２．計画の位置づけ

本計画は、「第６次富士吉田市総合計画」を上位計画とした計画であり、地域福祉を推進するための目標を定め、取組を体系化する基本計画として位置づけられ、社会福祉法第 107 条に基づく市町村地域福祉計画として策定します。

生活課題や地域課題と健康問題は密接に関連していることから、これらを一体的に捉え、心身の健康の保持・増進に予防的に取り組む地域保健の視点をもつものです。

第５期計画より、「地域福祉計画」と「再犯防止推進計画」及び「成年後見制度利用促進計画」は、各計画の整合性を保ちながら、それぞれ包括した形で一体的に策定します。

図　計画の位置づけ

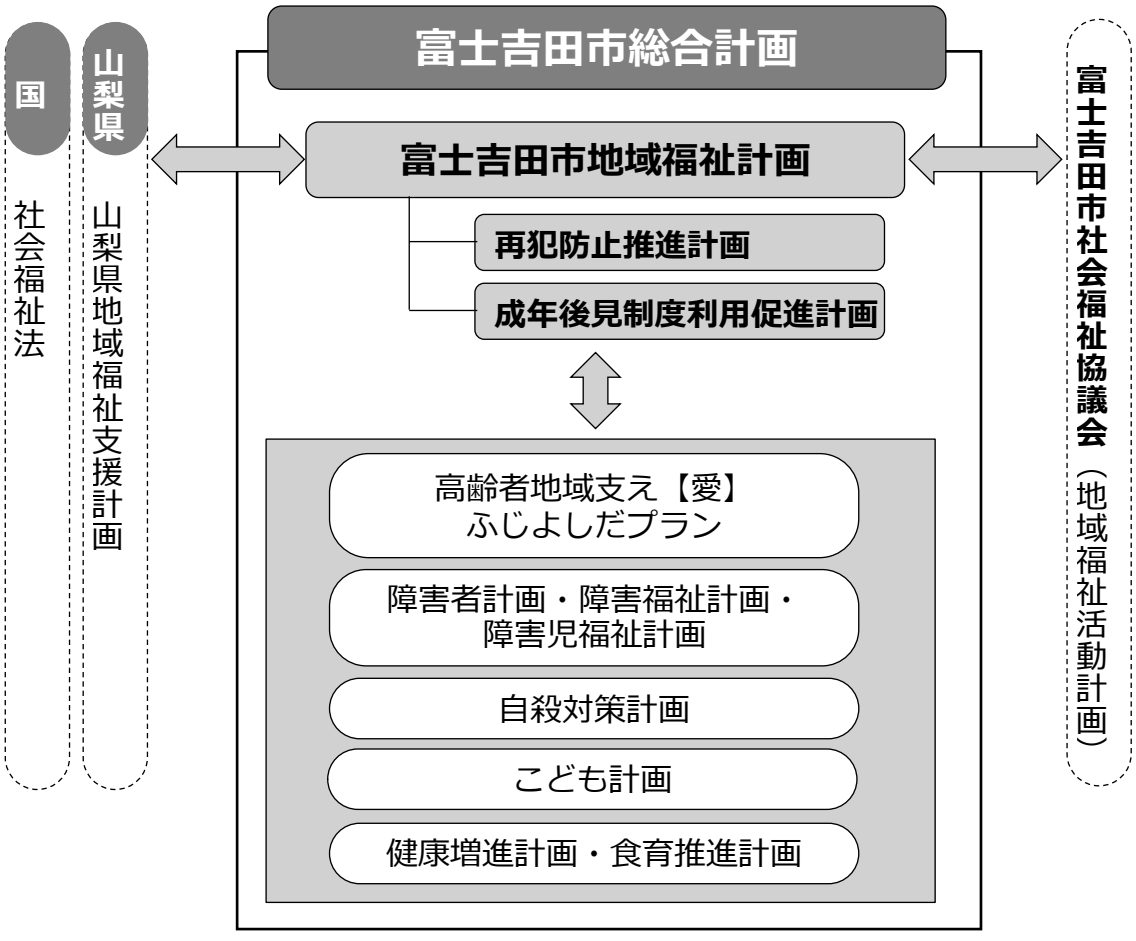

３．持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）への対応

持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）は、2015（平成27）年９月の国連サミットで採択された国際目標であり、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものです。

我が国においては、2016（平成28）年12月に「ＳＤＧｓ実施指針」が策定され、地方自治体においても、ＳＤＧｓ達成に向けた取組を推進することが求められています。

ＳＤＧｓの理念や考え方は、第６次富士吉田市総合計画に掲げる将来都市像「富士の恵みと幸せを紡いでまちを織る活力創造都市富士吉田」の実現に向けた取組の方向性と極めて親和性が高いものと考えられます。

この度、富士吉田市が提案した『富士山の麓のまちから先端技術を発信、普遍的価値を守る未来都市』が2024年度募集の「ＳＤＧｓ未来都市」に選定されました。域内外の資金の流れを街の活力へつなげていくため、本市のメインストリートである「富士みち」から端を発する「稼げる街」としての様々な事業展開を進め、自律したまちづくりの体制を整えるとともに、富士山を傷つけることなく世界文化遺産の普遍的価値を守る未来都市として、豊かさと幸せを実感できる活力あるまちの創造に取り組んでいきます。

本計画においても、ＳＤＧｓの達成に向けて取組を推進していきます。

図　ＳＤＧｓの17の目標

第２章　地域福祉の概況

１．富士吉田市の概況

（１）人口・世帯の動向

①人口

本市の人口は一貫した減少傾向にあり、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2025 年以降も人口が減少していくことが予測されています。

図　人口及び推計人口の推移

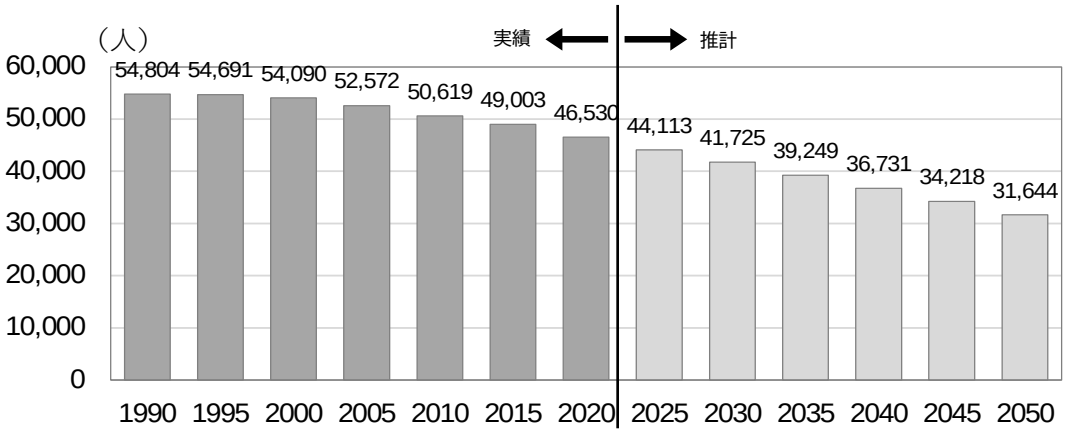

出典：1990～2020 年は国勢調査

2025 年～2050 年は国立社会保障・人口問題研究所（将来推計人口、令和５年推計）

②年齢３区分人口

社会生活を支える生産年齢人口（15～64 歳）の減少が顕著となっています。一方、高齢者人口と高齢化率はともに増加傾向にあり、高齢化率は３割を超えています。

図　年齢３区分人口の推移

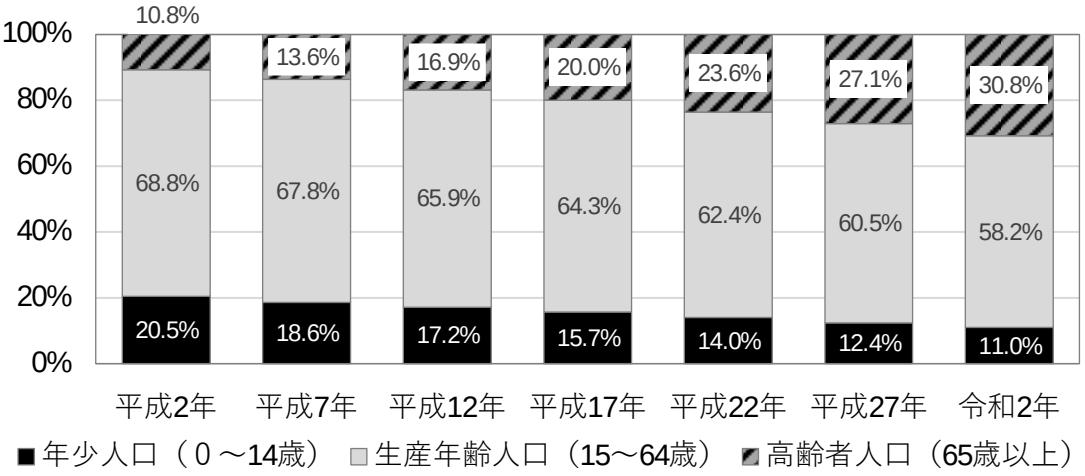

出典：国勢調査

③人口動態

この５年間は、出生者数より死亡者数が上回っており、転入よりも転出が上回っています。

図　人口動態

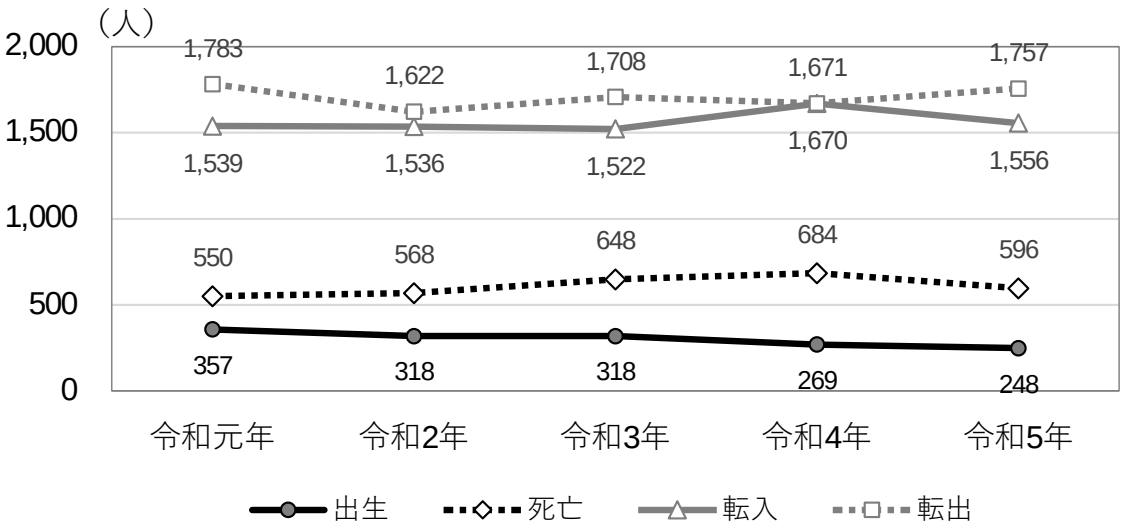

出典：市民課

④世帯

世帯数は増加傾向にありますが、一世帯当たりの人員は減少傾向にあり、令和２年で2.3人/世帯となっています。

図　世帯数及び一世帯あたりの人員の推移〔富士吉田市・山梨県・全国〕

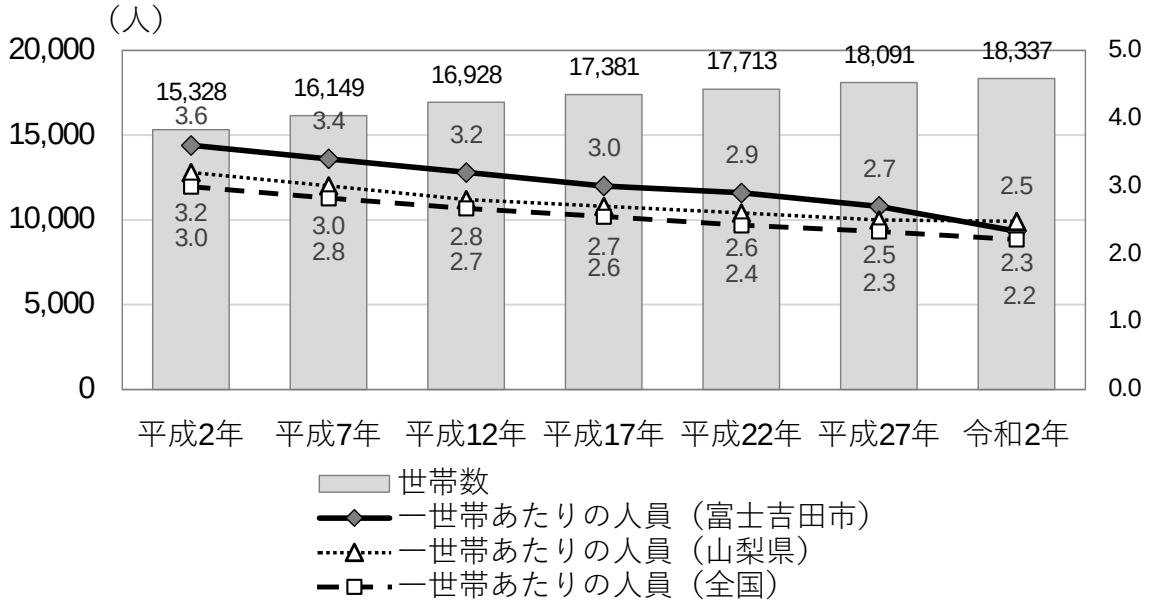

出典：国勢調査

２．地域福祉の概況

（１）高齢者数の動向

①高齢者割合

平成 27 年を境に、国や県と同様に、前期高齢者人口よりも後期高齢者人口の方が多くなっています。

図　高齢者割合の推移〔前期高齢者・後期高齢者〕

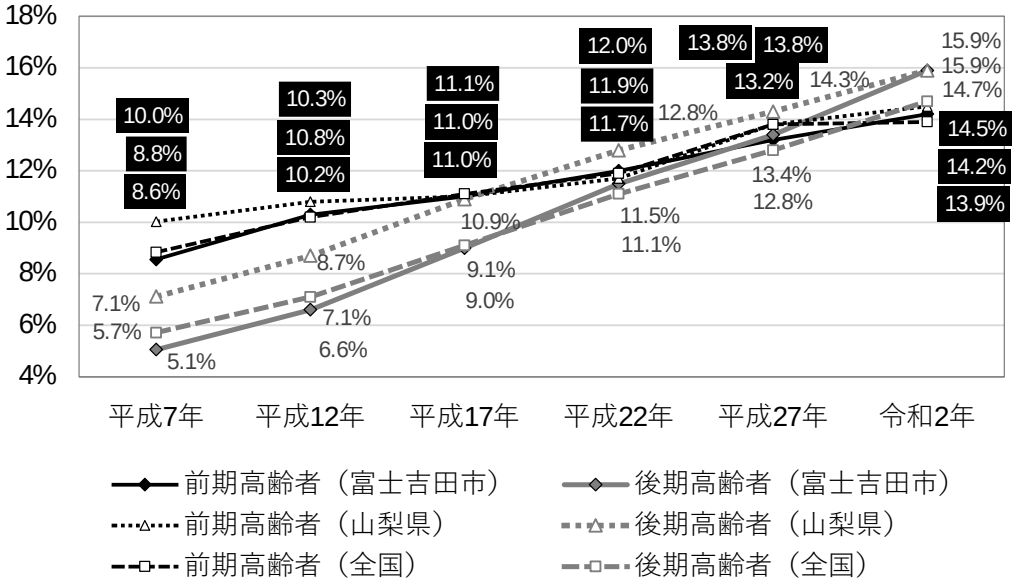

出典：国勢調査

②高齢者世帯数

高齢者複数世帯割合は横ばい傾向ですが、ひとり暮らし高齢者世帯の割合は大きく増加しています。

図　高齢者世帯割合の推移〔富士吉田市・山梨県〕

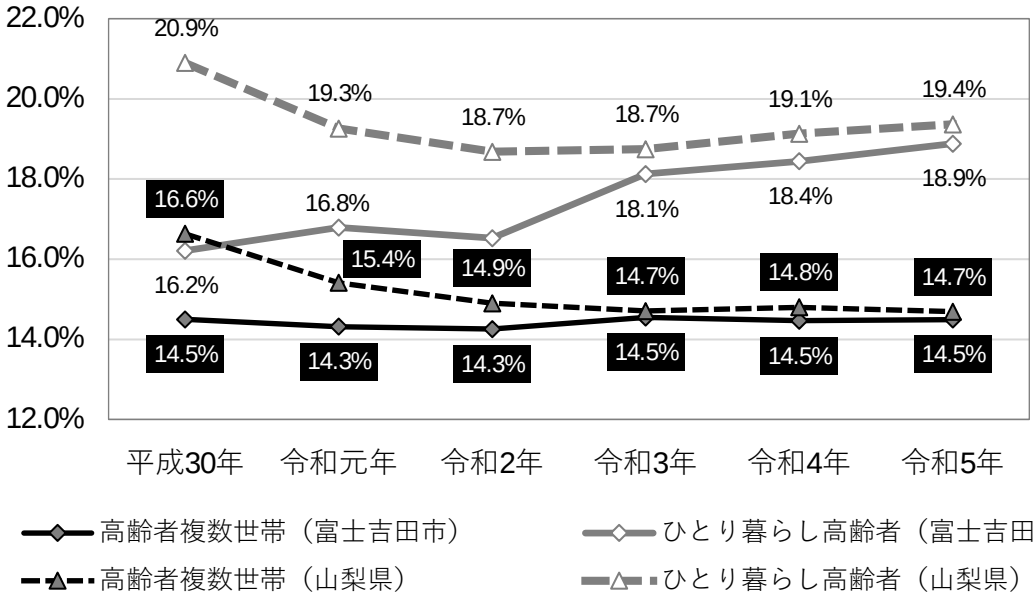

出典：山梨県高齢者福祉基礎調査（各年４月１日現在）

③要支援・要介護認定者数

要支援・要介護認定者数は増加傾向にあります。

図　要支援・要介護認定者数の推移

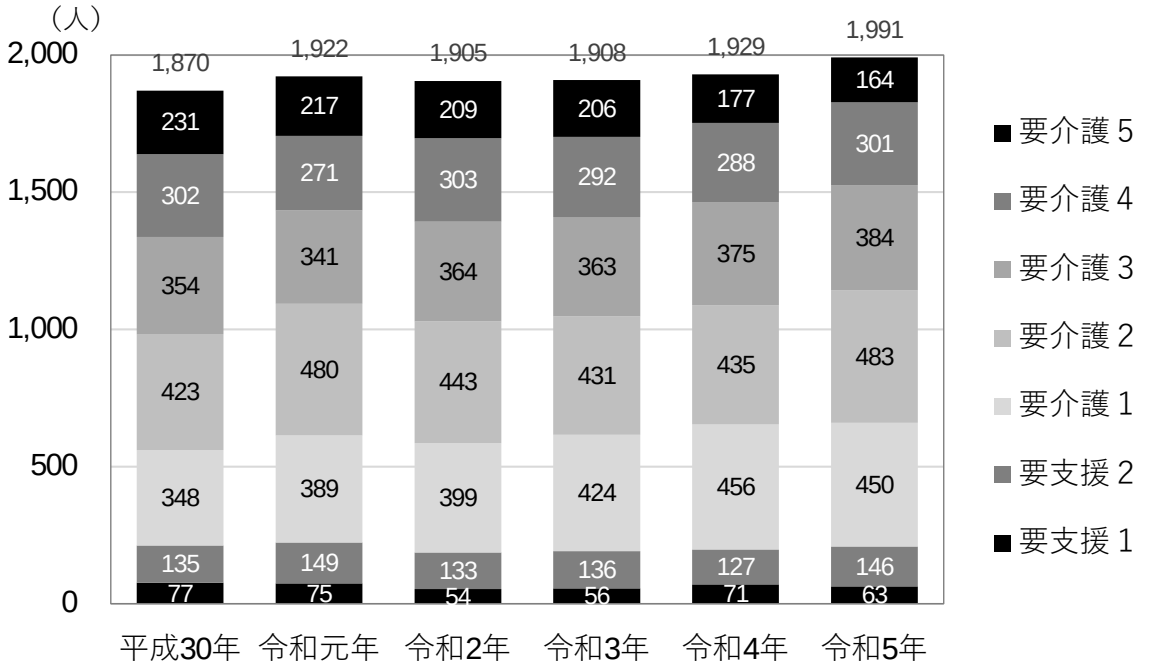

出典：厚生労働省　地域包括ケア「見える化」システム

④認知症高齢者数

認知症高齢者数については、微増傾向にあります。

図　認知症高齢者数の推移〔富士吉田市・山梨県〕（平成 30 年＝1.00）

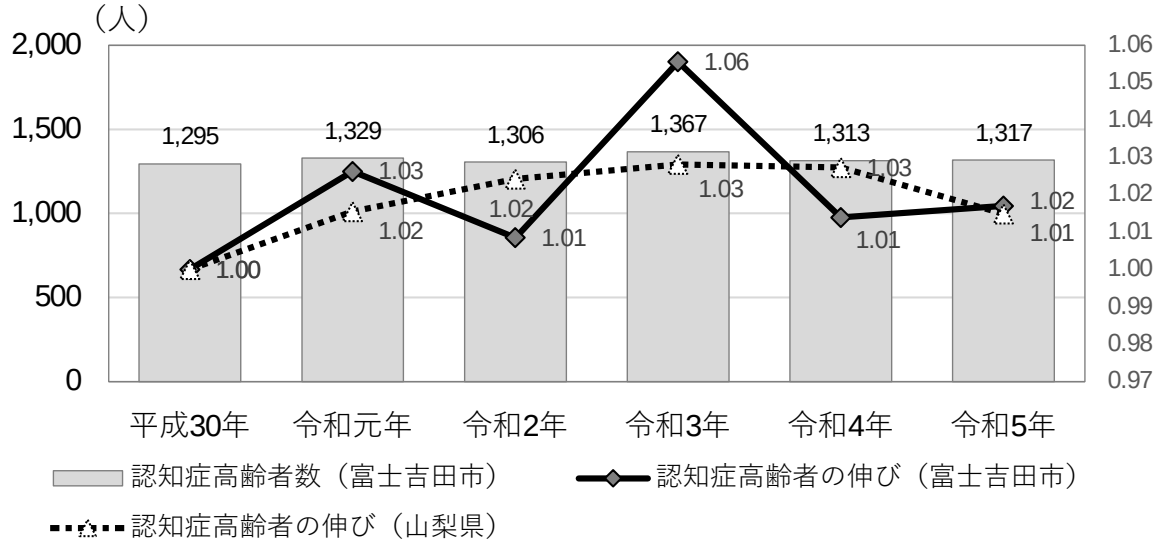

出典：山梨県高齢者福祉基礎調査（各年４月１日現在）

（２）障害者の動向

①障害者手帳所持者

障害者手帳所持者数については、微増傾向にあります。

図　障害者手帳所持者数の推移

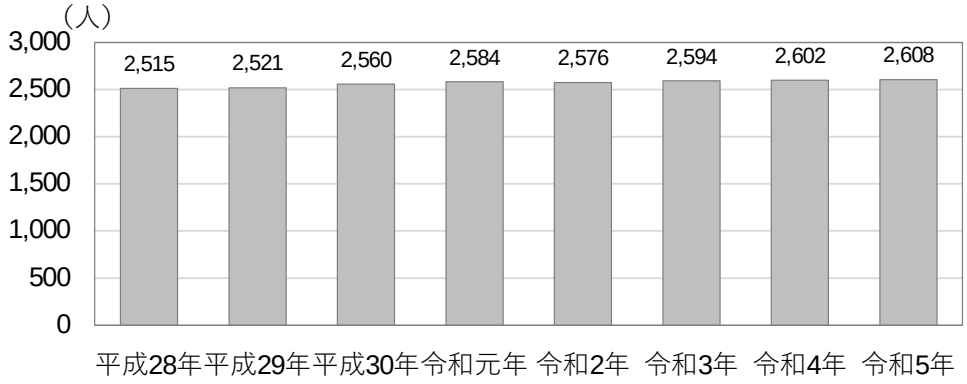

出典：福祉課（各年３月 31 日現在）

②身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者数については、微減傾向にあります。身体障害者手帳所持者の種類については、肢体不自由、内部障害が多くなっています。

図　身体障害者手帳所持者数の推移

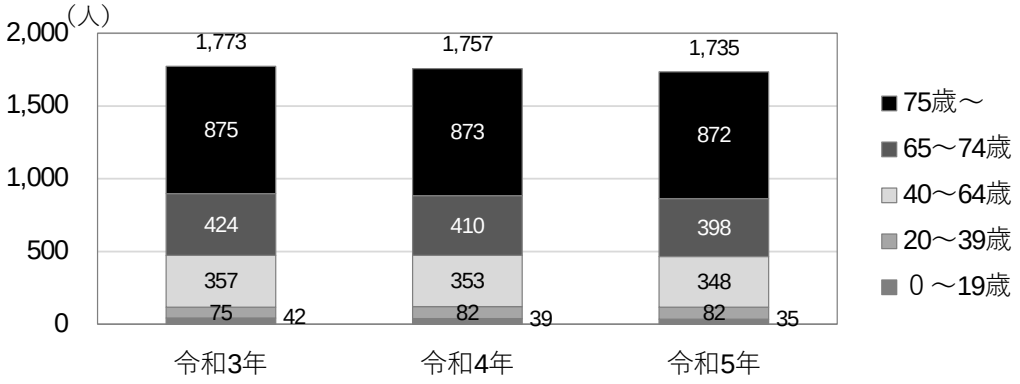

出典：福祉課

図　身体障害者手帳所持者数〔種類別の状況〕

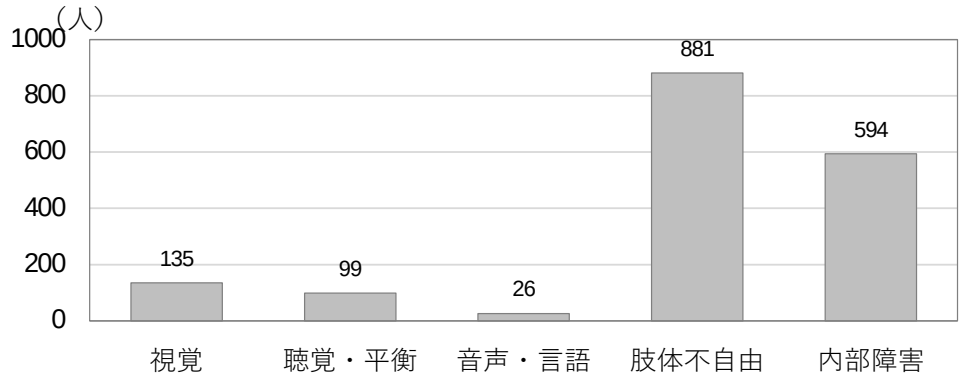

出典：福祉課（令和５年３月 31 日現在）

③療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者

療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者ともに、増加傾向にあります。

図　療育手帳所持者数・精神障害者保健福祉手帳所持者数

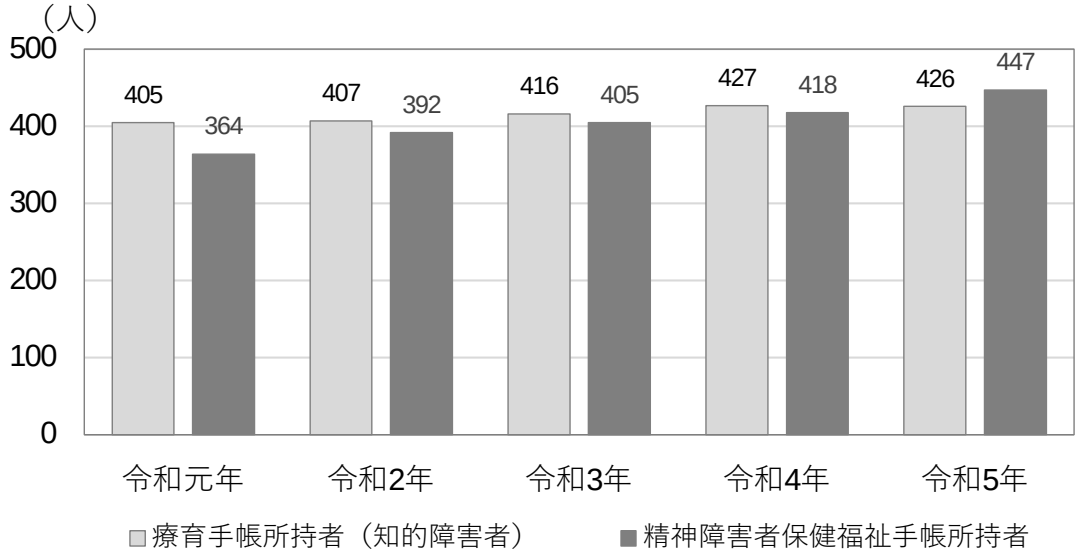

出典：福祉課（各年３月 31 日現在）

（３）その他

①父子・母子世帯

父子・母子世帯については、山梨県よりは低い出現率となっていますが全国と同程度であり、父子 87 世帯、母子 511 世帯となっています。

図　父子・母子世帯の出現率〔富士吉田市・山梨県・全国〕

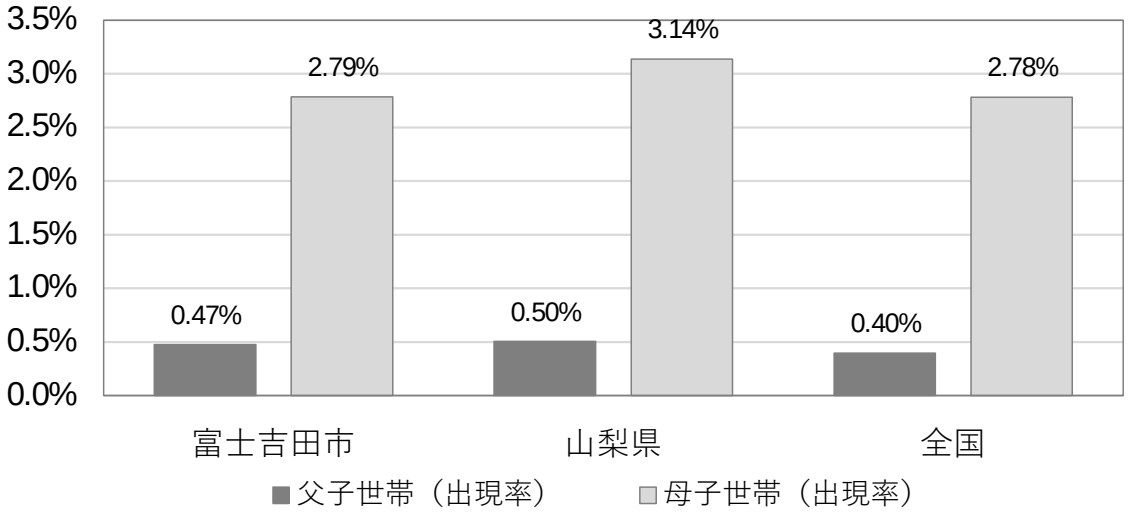

出典：令和２年国勢調査

②生活保護世帯

生活保護世帯については、横ばい傾向にあります。

図　生活保護世帯数の推移

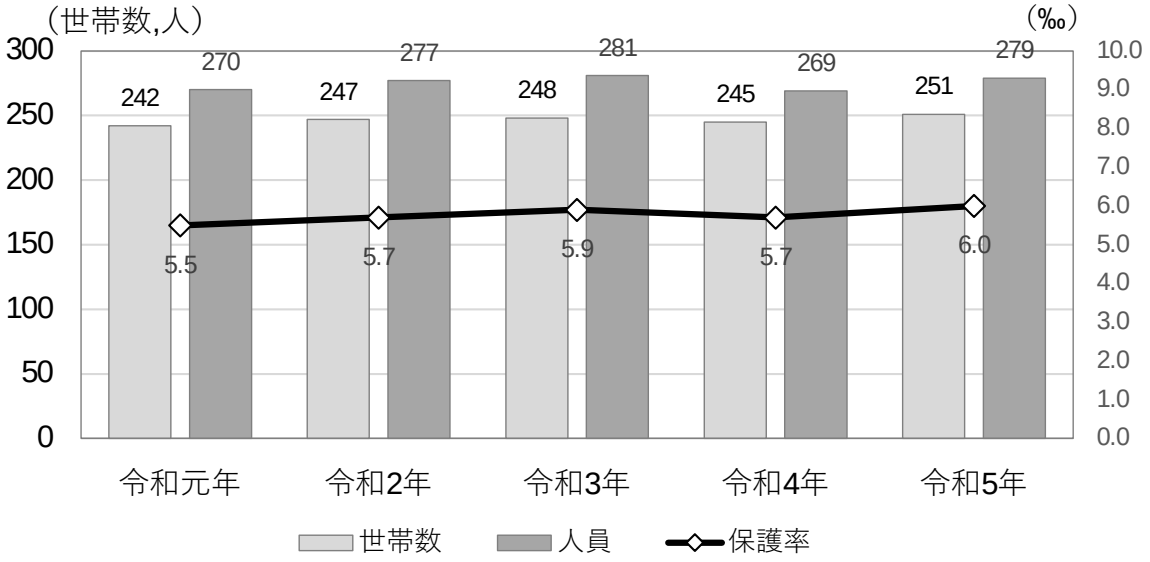

出典：福祉課（各年３月 31 日現在）

保護率は、人口千人に対して何人が生活保護を受けているのかの比率

③災害時要援護者登録者数

災害時要援護者登録者数は、この３年で大きく減少しています。

図　災害時要援護者登録者数の推移

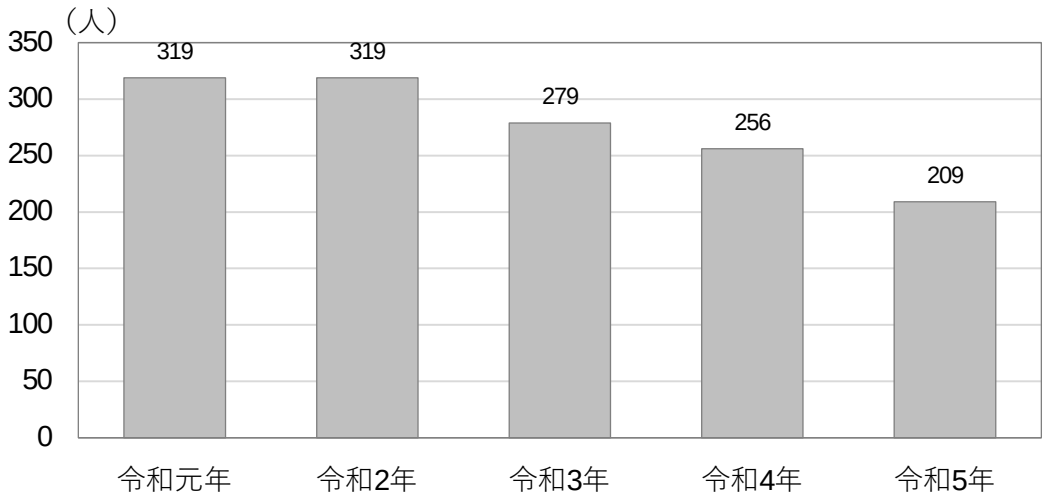

出典：福祉課（各年３月 31 日現在）

④民生委員・児童委員

民生委員児童委員は市内で 91 名、主任児童委員は市内で 13 名、合計 104 名となっています。

図　民生委員・児童委員

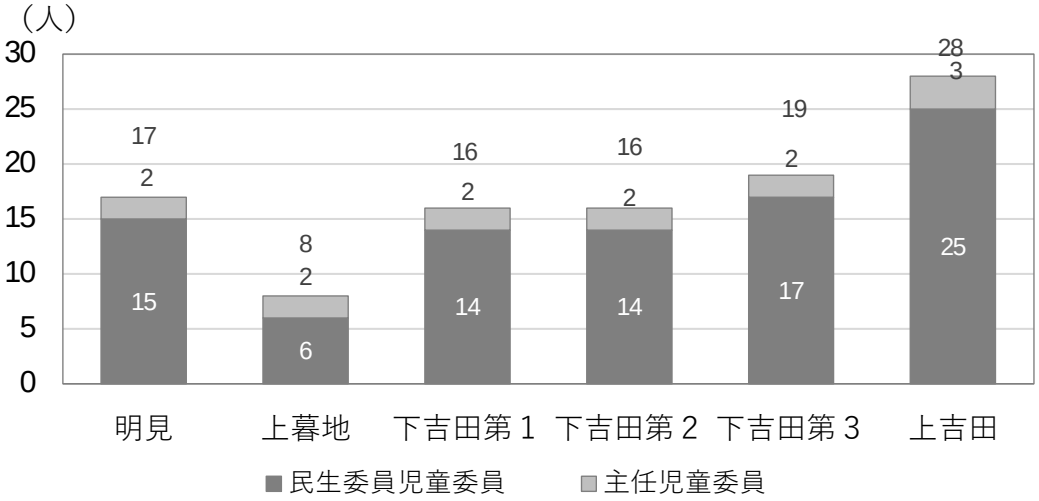

下吉田第１：東町・仲町・西町・宮下町・富士見町１・富士見町２・富士見町３・富士見町４・富士見町５・富士見町６・富士見町下の水
下吉田第２：お茶屋町・しんや・幸町・曙町・泉町・中央区・弁天町・本町１丁目・本町２丁目・本町３丁目
下吉田第３：ときわ台・旭町・新町１丁目・新町２丁目・新町３丁目・新町４丁目・西丸尾・赤坂・浅間町・竜ヶ丘・緑ヶ丘

出典：福祉課

３．市民意向の把握

３−１．アンケート調査の概要

地域福祉計画を策定するための基礎資料として、市内で活動する団体及び市民へのアンケート調査を実施しました。

	団体アンケート調査	市民アンケート調査
調査目的	第５期地域福祉計画を策定するための基礎資料としてアンケート調査を実施	
調査対象	市内で活動する団体	市内に在住する 18 歳以上の男女 1,000 人（無作為抽出）
調査期間	令和５年 11 月 16 日（木） ～11 月 30 日（木）	令和５年 12 月１日（金） ～12 月 15 日（金）
調査方法	郵送配布、郵送回収	郵送配布、郵送回収
回収状況	41 団体から回収	574 人から回収
調査結果の表示方法	・回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第１位を四捨五入しているため、内訳の合計が 100%にならない場合があります。 ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が 100%を超える場合があります。 ・クロス集計の場合、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計（全体）の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。	

３−２．団体アンケート調査結果

（１）活動状況

①他の団体や機関等との交流や連携、協力関係

活動を行う上で、社会福祉協議会や福祉施設、ボランティア団体など多様な団体や機関等と交流・連携しています。

（複数回答）

	計	割合
自治会	10	24%
地区社協	8	20%
民生委員・児童委員	5	12%
シニアクラブ	4	10%
福祉施設	15	37%
社会福祉協議会	27	66%
ボランティア団体	15	37%
NPO	6	15%
商店街	5	12%
保育園・幼稚園	7	17%
小・中学校	9	22%
保護者会・PTA	6	15%
その他	13	32%
特に関係はない	0	0%
無回答	2	5%
計	132	322%
回答者数	41	100%

②活動情報の発信

団体の活動情報の発信媒体として、８割が「メンバーなどによる口コミ」をあげています。そのほか、「市や社会福祉協議会の広報誌」、「チラシやパンフレットの配布」が多くあげられています。

（複数回答）

	計	割合
市や社会福祉協議会の広報誌	22	54%
チラシやパンフレットの配布	16	39%
ホームページ	11	27%
SNS	4	10%
メンバーなどによる口コミ	33	80%
その他	3	7%
計	89	217%
回答者数	41	100%

③活動を行う上での課題

活動を行う上での課題として、「新しいメンバーが入らない」、「リーダー（後継者）が育たない」が多くあげられています。

（複数回答）

	計	割合
活動のマンネリ化	4	10%
新しいメンバーが入らない	22	54%
リーダー(後継者)が育たない	13	32%
市民に情報発信する場や機会が乏しい	8	20%
人々のニーズに合った活動ができていない	0	0%
支援を必要とする人の情報が得にくい	10	24%
他の団体と交流する機会が乏しい	4	10%
活動の場所(拠点)の確保が難しい	5	12%
活動資金が足りない	10	24%
特に困ったことはない	5	12%
その他	6	15%
無回答	1	2%
計	88	215%
回答者数	41	100%

（２）活動を通して見える地域の状況

①見守り等支援が必要な人

見守り等支援が必要な人や、気にかかる人（何らかの課題を抱えている人）については、「高齢でひとり暮らしの人」、「障がいのある人」が多くあげられています。また近年、全国的にも問題となっている「ヤングケアラー」をあげる方もいます。

（複数回答）

	計	割合
高齢でひとり暮らしの人	19	46%
介護が必要な人	10	24%
障がいのある人	14	34%
認知症の人	11	27%
引きこもりや閉じこもりの人	11	27%
ひとり親の家庭	5	12%
経済的に困っている人	7	17%
虐待が疑われる人	3	7%
刑期を終え社会復帰した人	1	2%
ヤングケアラー	3	7%
いない	2	5%
分からない	8	20%
その他	4	10%
無回答	4	10%
計	102	249%
回答者数	41	100%

②地域の問題点

地域での問題として、「交流が少ない」ことが多くあげられています。

（複数回答）

	計	割合
あいさつをしない人が多い	3	7%
隣近所との交流が少ない	14	34%
世代間の交流が少ない	18	44%
地域活動が不活発である	5	12%
地域の中で気軽に集まれる場所が少ない	13	32%
地域での子どもの見守りがなされていない	3	7%
道ばたのゴミが増えた	2	5%
交通マナーの乱れ	7	17%
緊急時の対応体制がわからない	4	10%
健康に対する意識が低い	2	5%
障害者に対する理解が不足している	12	29%
子どもや障害者、高齢者に対する虐待を見たり聞いたりする	1	2%
犯罪の増加	0	0%
新型コロナウイルス感染症の影響により人との交流が減った	19	46%
新型コロナウイルス感染症の影響により地域で活動する人材確保が厳しくなった	8	20%
その他	5	12%
無回答	4	10%
計	120	293%
回答者数	41	100%

（３）今後の活動

①地域活動の活発化に向けて必要なこと

今後富士吉田市の地域活動が活発になるために必要なこととして、「みんなが気軽に参加でるように活動内容を充実させること」、「活動に関する情報提供や活動の場の紹介」などが多くあげられています。

（複数回答）

	計	割合
みんなが気軽に参加できるように活動内容を充実させること	22	54%
家の近くに参加できる場所があること	9	22%
市民が行う活動に関する学習の機会を作ること	12	29%
活動に関する情報提供や活動の場の紹介	22	54%
活動するための経費等を援助すること	15	37%
活動に関する相談体制の充実	12	29%
活動を熱心に行うリーダーの育成	16	39%
特にない	0	0%
その他	4	10%
無回答	4	10%
計	116	283%
回答者数	41	100%

②市に望むこと

活動をしていく上で市に望むこととして、「PR」や「情報提供」、「経済的支援」が多くあげられています。

（複数回答）

	計	割合
団体や活動についてのPR	22	54%
活動上必要な情報の提供	18	44%
活動場所の提供	11	27%
会員募集の支援	14	34%
リーダーの養成支援	8	20%
経済的支援	17	41%
他団体とのネットワーク化	9	22%
団体運営上の助言	4	10%
設備・備品の充実	13	32%
成果の発表の場の提供	7	17%
特にない	2	5%
その他	2	5%
無回答	2	5%
計	129	315%
回答者数	41	100%

３−３．市民アンケート調査結果

（１）福祉への関心、意識

①福祉への関心度

80%が「福祉へ関心がある」と回答しており、年齢が上がるほど関心が高くなる傾向にあります。

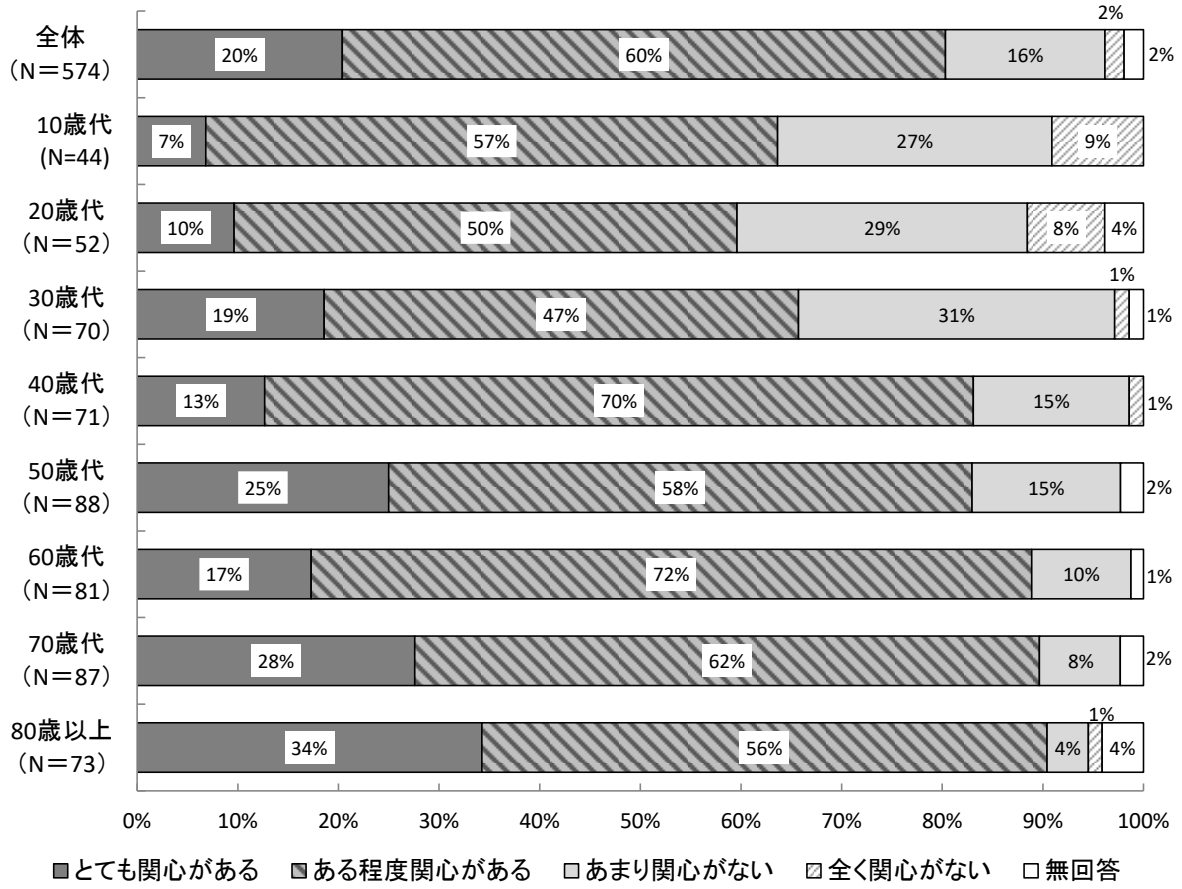

②関心分野

関心がある福祉分野としては、「高齢者福祉」が最も多くあげられています。

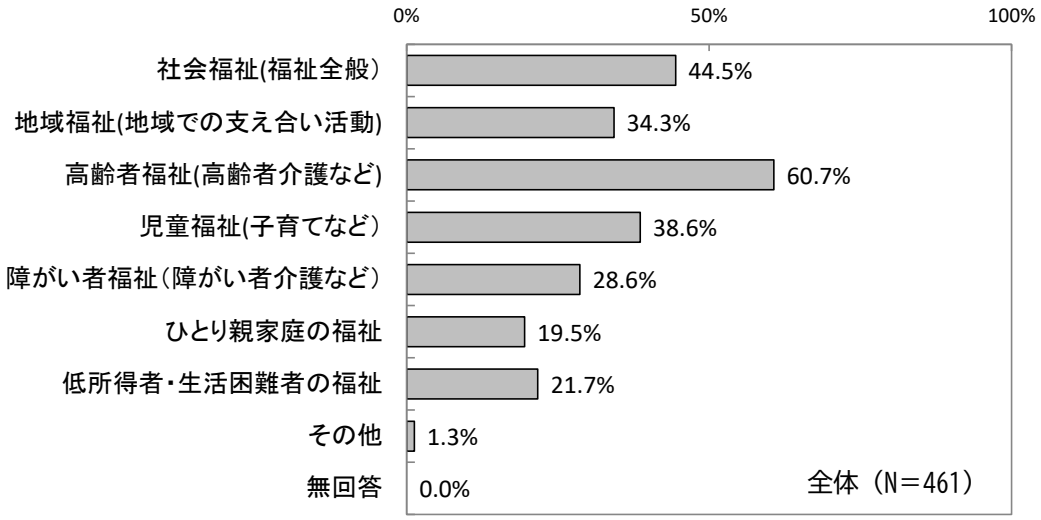

（２）福祉サービスに対する意識

①日常生活での困りごと

日常生活で困っていることがある方は 43%おり、内容として「経済的なこと」、「健康に関すること」、「介護に関すること」など多様な項目があげられています。

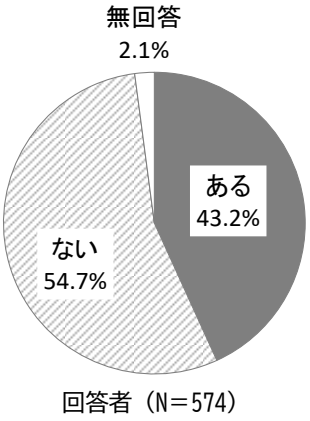

回答者（N＝574）

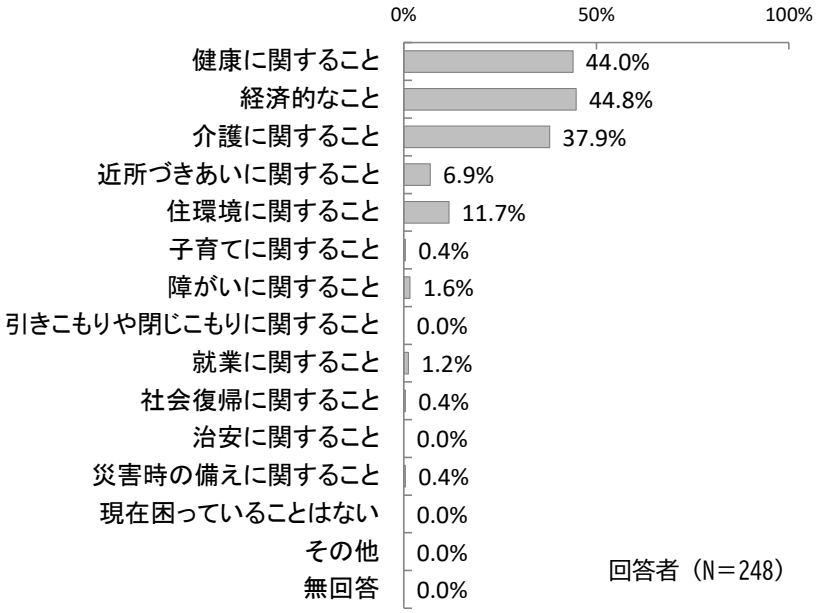

回答者（N＝248）

②コロナ前後での心情・考えの変化

新型コロナウイルス感染症の流行前と比べて、7 割の方が心情や考えに変化があったと回答しています。

【割合】	全体 (N=574)	10歳代 (N=44)	20歳代 (N=52)	30歳代 (N=70)	40歳代 (N=71)	50歳代 (N=88)	60歳代 (N=81)	70歳代 (N=87)	80歳以上 (N=73)
感染症対策を過剰に意識するようになり、ストレスを感じるようになった	32%	20%	25%	41%	32%	41%	30%	32%	27%
不安を強く感じるようになった	24%	27%	19%	20%	13%	24%	22%	26%	38%
家族以外の人とのつながりが少なくなり、孤独を感じるようになった	14%	18%	12%	14%	8%	9%	12%	13%	26%
家で過ごす時間が増え、家族と過ごす時間の大切さを再認識した	24%	23%	27%	34%	32%	30%	11%	18%	19%
在宅勤務や時差出勤の機会があり、自分や家族の働き方について考えるようになった	6%	7%	10%	17%	8%	7%	4%	2%	0%
仕事が減った時期があり、経済的な不安がより強くなった	14%	5%	6%	19%	23%	20%	16%	15%	5%
家族関係の悪化や家族との考え方の違いにより悩まされるようになった	4%	7%	6%	4%	4%	5%	1%	6%	4%
特に変化はなかった	28%	39%	25%	24%	31%	19%	37%	29%	29%
その他	3%	2%	4%	3%	3%	2%	4%	5%	1%
無回答	2%	2%	2%	0%	0%	2%	1%	1%	7%

③相談先

生活上で困ったり、福祉サービスが必要になったりしたときの相談先としては、８割が「家族・親せき」、５割が「市役所の相談窓口」をあげています。

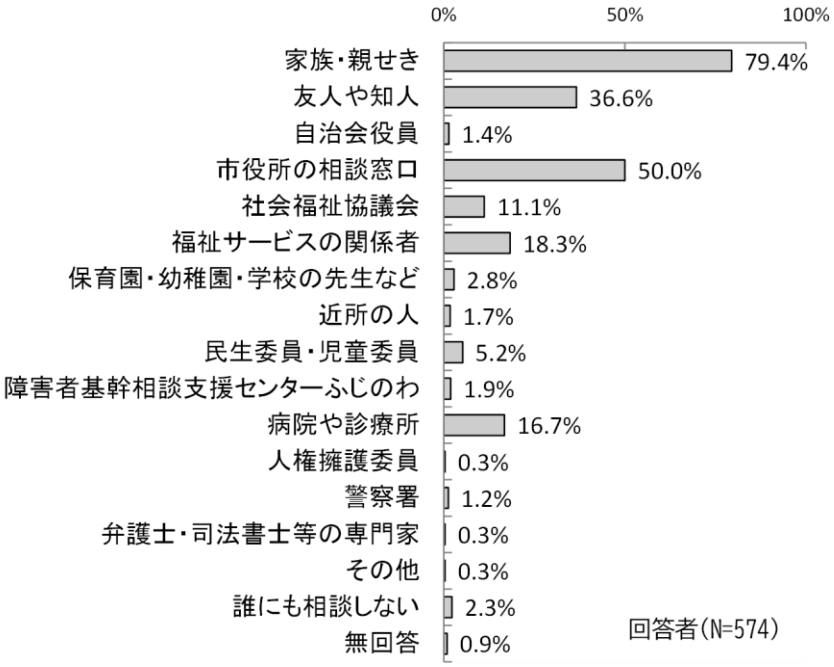

④福祉サービスを利用しやすくするために重要なこと

「福祉サービスの種類や内容、利用料などの情報」、「相談できる場所や相談員の情報」、「福祉サービスを提供する事業者の情報」など、多様な情報発信が求められています。

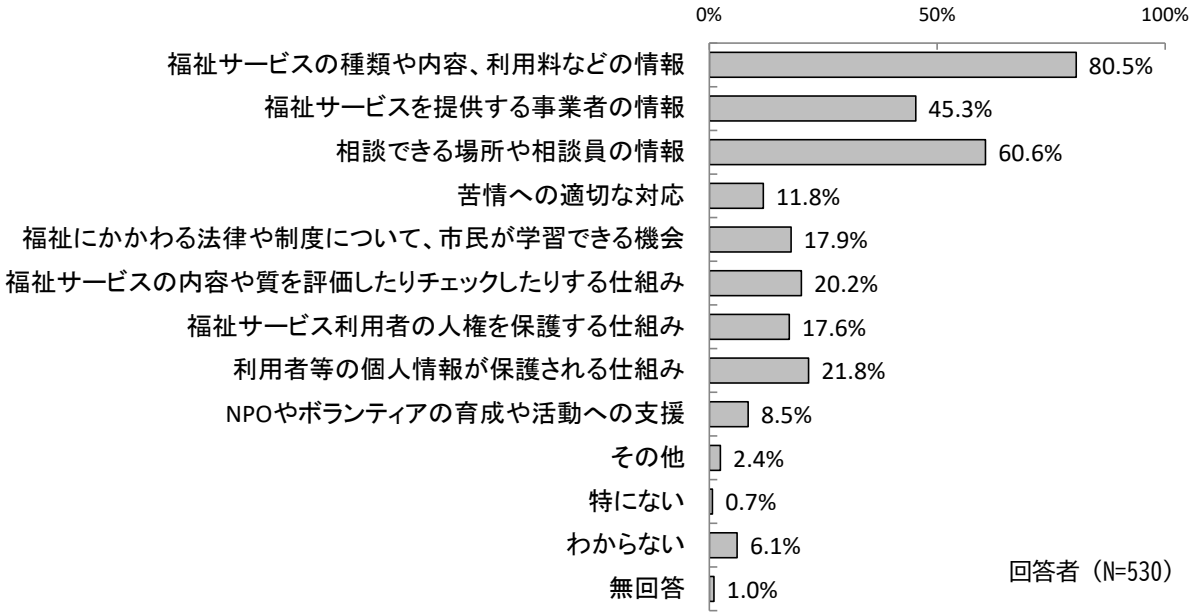

（３）地域の課題解決や福祉施策

①手助けや協力・支援が必要な人

手助けや協力・支援が必要な人や、気にかかる人、何らかの課題を抱えている人について、「高齢でひとり暮らしの人」、「介護が必要な人」が多くあげられています。また近年、全国的にも問題となっている「ヤングケアラー」をあげる方（３人）もいます。

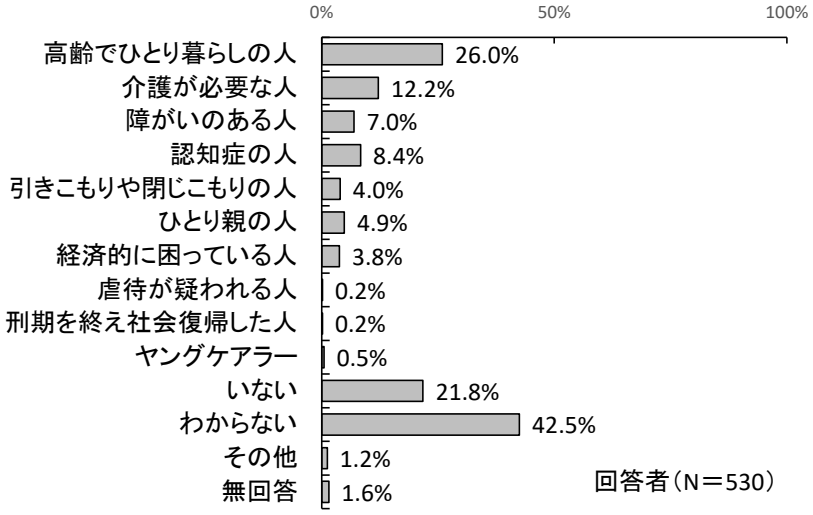

②安心で健やかな暮らしのために重要なこと

安心で健やかな暮らしのために重要なこととして、子育て環境や交通の利便性、情報提供など、多様な取組の充実が求められています。

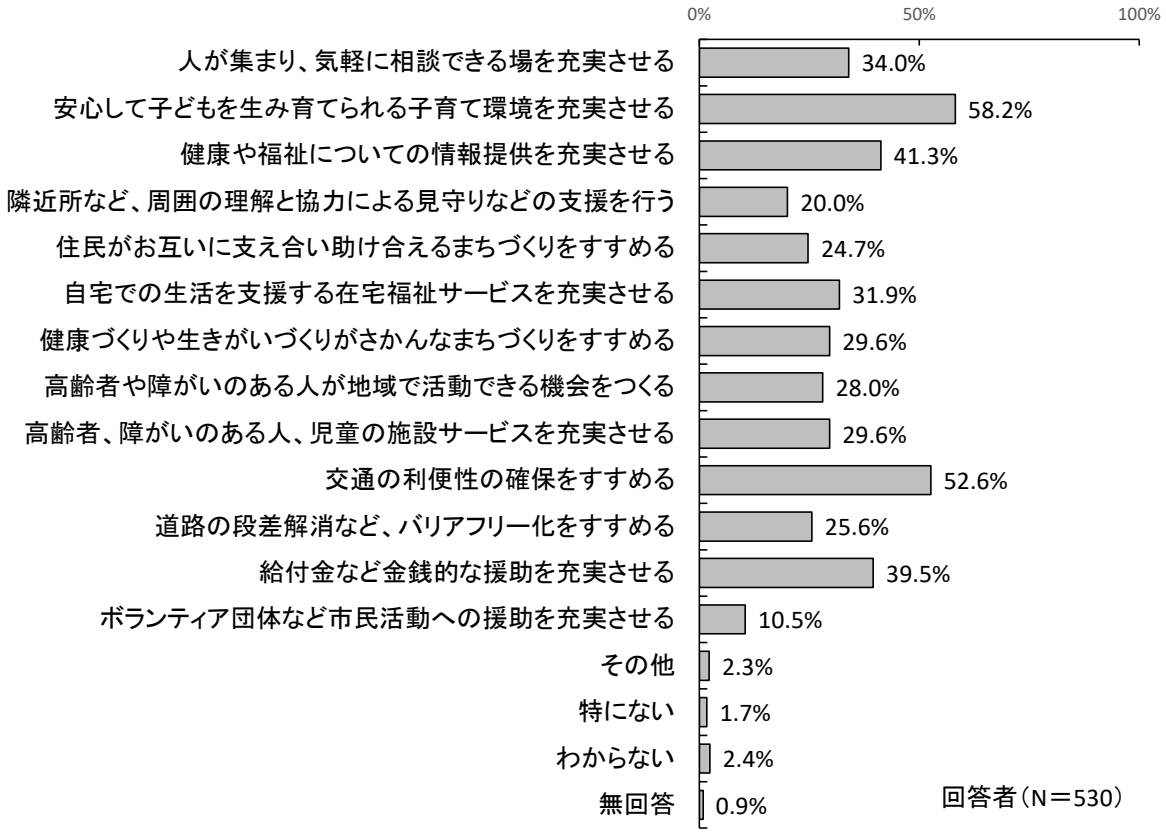

（４）地域での支え合い活動

①地域活動やボランティア活動

現状は、地域活動やボランティア活動に取り組んでいる方が 24%と少ない状況ですが、69%が今後「機会があれば取り組んでも良い」と回答しています。

【現状】

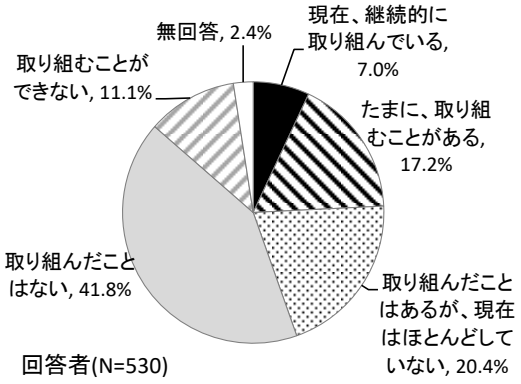

【今後】

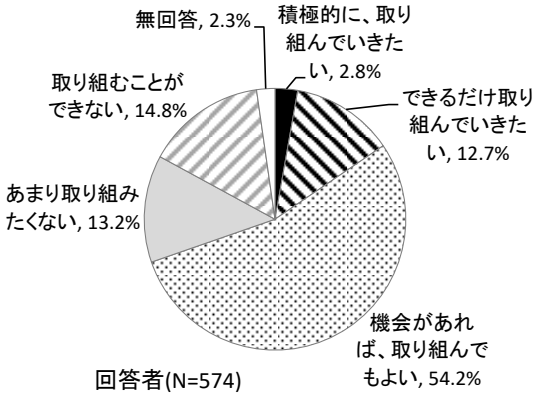

②地域の役割への期待

地域の役割への期待として、75%が「地震などの災害が起きた時の協力体制」をあげています。

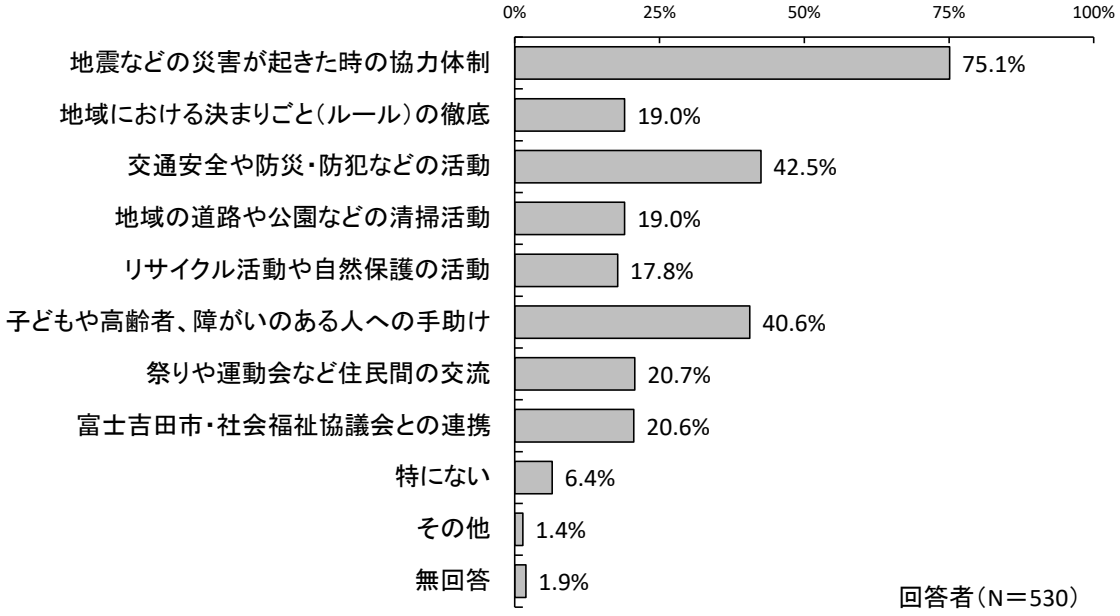

（５）災害や感染症への対応

①災害時の避難方法

災害時に避難する方法を家族内で決めているかについて、62%が「決めていない」と回答しています。

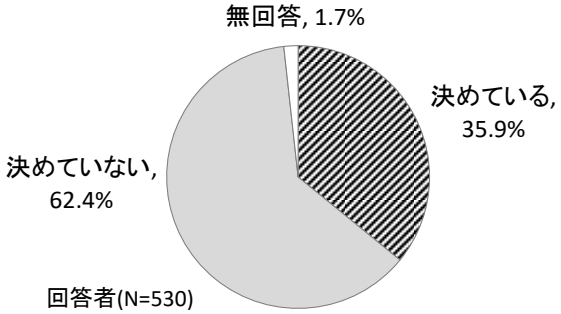

②避難行動要支援者の認知度

避難行動要支援者の認知度は 40%であり、半数以上が知らない状況です。

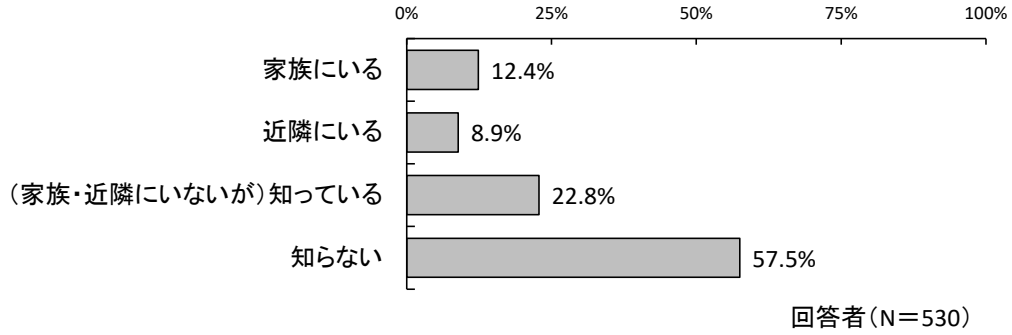

③災害発生時における避難行動要支援者のための助け合い

災害発生時における避難行動要支援者のための助け合いとして、「安否確認（声かけ）」、「安全な場所への避難手助け」などについて多くの方が協力可能であると回答しています。

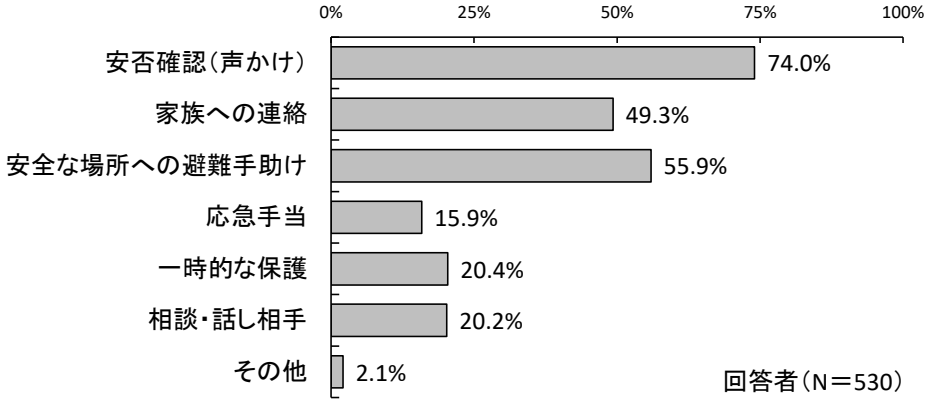

（６）成年後見制度

①成年後見制度の認知度

成年後見制度について、「名前を聞いたことがある」も含めると、認知度は 63％となっています。

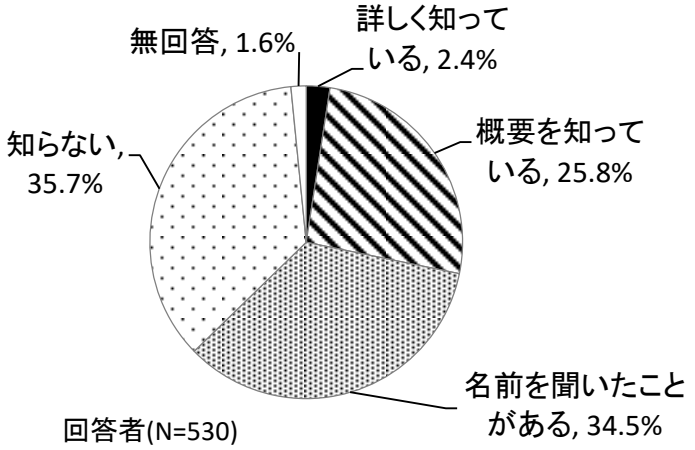

３−４．意見交換会

団体アンケート調査において、地域福祉への関心が高く、市や他団体との意見交換会を要望する意見が見られたことから、２回に分けて、意見交換会を行いました。

開催目的	地域福祉に関わる現場の実態（困りごと）や、各種団体の活動・連携状況を把握する。 さらに、市や社会福祉協議会、各種団体間での連携を促進し、地域福祉にかかる具体施策の推進に向けた課題、取組の具体化について意見交換を行う。	
開催回数	第１回	第２回
参加者	市内で活動する各種団体 （45 団体に通知、 28 団体 54 名参加）	市内で活動する各種団体 （45 団体に通知、 16 団体 26 名参加）
日程	令和６年６月 11 日（火） 13：30～15：00	令和６年 10 月 24 日（木） 10：00～11：30
意見交換内容	・アンケート調査結果の報告 ・市民が活動に参加するためのきっかけや取組について意見交換 ・市や社協、他団体との連携状況について意見交換 ・地域福祉の現場における問題、困りごとについて意見交換	・現行計画進捗状況の報告 ・第１回意見交換会のおさらい ・テーマごとに、課題解決に向けた具体的な取組について意見交換 ①人材、②情報、③困っている方の支援（高齢者、障害者、子育て等）④交流の場づくり、⑤移動支援

４．前期計画の進捗状況と検証

（１）前期計画の進捗状況と検証

現行計画の取組の進捗状況について、取組の 57%が「A：進捗率 90%以上」、33%が「B：進捗率 50～89%」であり、取組の９割が「取組・事業を実施し、おおむね達成できた」状況にあります。特に、「第２節 国民健康保険施策」、「第６節 高齢者福祉施策」は、全ての取組が「A：進捗率 90%以上」です。

一方、取組の１割が進捗状況C, D, Eであり、「取り組んではいるが医療環境の整備が不十分で達成できていない」、「市民の理解が十分に得られていない」、「新型コロナウイルス感染症の影響により取組が実施できなかった」などの要因で達成できていない状況にあります。

現行計画の期間（令和２年度～令和６年度）において、ほとんどの取組に着手しており、９割の取組において概ね達成できており、事業の進捗については評価できるといえます。

図　現行計画の達成状況の評価〔148 取組〕

85 取組(57%）＝A　　49 取組(33%）＝B　　12 取組（８%）＝C

１取組（１%）＝D　　１取組(１%）＝E

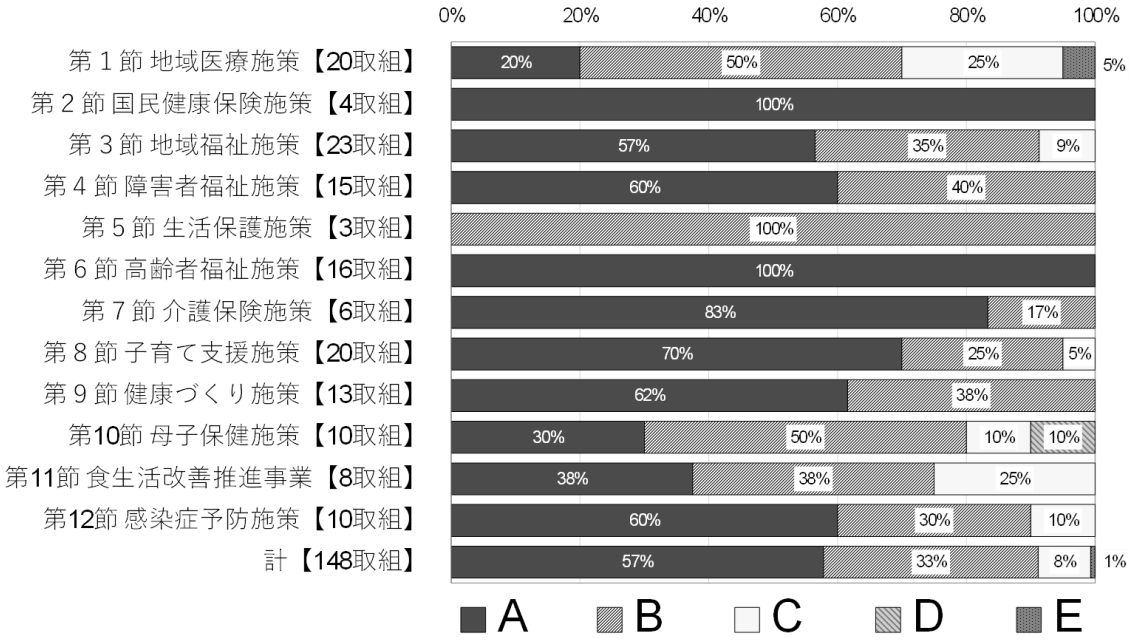

Ａ：その取組や事業を実施し、十分達成できたもの（進捗率 90%以上）

Ｂ：その取組や事業を実施し、おおむね達成できたもの（進捗率 50～89%）

Ｃ：その取組や事業を実施し、達成が不十分であったもの（進捗率 50%未満）

Ｄ：その取組や事業に着手していないが、検討を始めたもの

Ｅ：その取組や事業に全く着手していないもの

（２）施策ごとの取組結果と課題

施策ごとに、取組結果と今後の課題を整理します。

第１節 地域医療施策	
取組結果	・富士五湖消防本部や地元医師会等との連携・協力による適切な診療体制の構築や、かかりつけ医制や軽症者の時間外受診防止の啓発など、市立病院を中心に取り組んできました。 ・しかし、診療科の偏在などにより、20 施策のうち、５施策が達成不十分（評価Ｃ）、１施策が未着手（評価Ｅ）です。
今後の課題	・地元医師会との連携による一次診療としての受け皿の充実や、市民（患者）の理解促進、広域的な対応の深化などに取り組んでいく必要があります。 ・地域医療施策については、富士吉田市立病院経営強化プランと連携しながら取組を進めます。
第２節 国民健康保険施策	
取組結果	・特定健康診査、特定保健指導をはじめとする保健事業の推進、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の普及促進、国民保険に関する情報発信など、健康長寿課を中心に取り組んできました。 ・４施策全ての進捗が、十分達成（評価Ａ）できています。
今後の課題	・今後も、継続して取組を推進していきます。 ・国民健康保険施策については、国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）と連携しながら取組を進めます。
第３節 地域福祉施策	
取組結果	・保健・医療・福祉の他分野との連携や、市民・関係機関・行政の人や組織の連携を図りながら、地域福祉担当や安全対策課が中心に、地域福祉サービスの充実に取り組んできました。 ・全ての施策を実施しており、23 施策中 13 施策で十分達成（評価Ａ）、８施策でおおむね達成（評価Ｂ）とほとんどの施策が目標を達成できています。
今後の課題	・今後は、複合的な問題を抱えている方への対応や福祉サービスにつながることが出来ていない方への対応などにも取り組んでいく必要があります。 ・また、取組推進には、市民や関係団体の更なる参加が重要であり、連携して取り組んでいく必要があります。

第４節 障害者福祉施策	
取組結果	・自立に向けた市民理解の促進や権利擁護推進、生活環境の整備、障害者福祉サービスの充実、就労支援、社会参加による生きがいづくり、支援体制の充実および担い手の資質向上など多岐にわたり、障害担当を中心に取り組んできました。 ・全ての施策を実施しており、15 施策中９施策で十分達成（評価Ａ）、６施策でおおむね達成（評価Ｂ）と全ての施策が目標を達成できています。
今後の課題	・今後も、市民理解の促進や権利擁護推進、地元企業の理解に向けては、継続した積極的な普及啓発が必要です。 ・また、相談支援体制の保持のための人員配置、専門性の高い支援を行える担い手の資質向上など、人材の充実などにも取り組んでいく必要があります。 ・障害者福祉施策については、今後も、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画と連携しながら取組を進めます。
第５節 生活保護施策	
取組結果	・対象者の就労支援、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、医療扶助の適正化について、生活保護・地域福祉担当が中心に取り組んできました。 ・３施策全ての進捗が、おおむね達成（評価Ｂ）となっています。
今後の課題	・就労意欲の向上や維持を継続することが難しい方が増えており、就労に向けた基礎能力を身に着けることや中間就労を含む訓練が出来るような伴走型支援に取り組んでいく必要があります。 ・また、包括的な支援体制の充実、保健師等の医療職が恒常的に関わることが可能な支援体制の構築など、取組を推進する体制の充実にも取り組んでいく必要があります。
第６節 高齢者福祉施策	
取組結果	・地域住民や各種団体と連携した支援体制づくり、介護保険サービスの充実、地域包括ケアシステムの充実、サービス提供体制の充実など、高齢者担当が中心に取り組んできました。 ・16 施策全ての進捗が、十分達成（評価Ａ）できています。
今後の課題	・高齢者人口が増加していく中で、継続したサービス提供のためには、「行政主体」から「住民主体」へ変えていく必要があります。 ・地域包括ケアシステムの更なる充実に向けては、各施策において、情報共有・周知、課題抽出、取組の実践、評価などを着実に取り組んでいく必要があります。 ・高齢者福祉施策については、今後も、高齢者地域支え【愛】ふじよしだプランと連携しながら取組を進めます。

第７節 介護保険施策	
取組結果	・介護サービスの確保、低所得者の方の利用支援、介護保険事業者への指導、利用者や介護者からの相談対応、介護認定の適正化、介護支援専門員の支援、住宅改修や福祉用具購入等の支援、介護保険事業の適正運営など、介護担当が中心に取り組んできました。 ・全ての施策を実施しており、６施策中５施策で十分達成（評価Ａ）、１施策でおおむね達成（評価Ｂ）とほとんどの施策が目標を達成できています。
今後の課題	・介護サービス事業所の運営指導、要支援・要介護認定の新規、変更に伴う訪問調査、住宅改修や福祉用具の実態調査、医療情報の突合や縦覧点検の情報の活用については、専門的なスキルや経験が必要であり、職員不足が問題となっています。 ・介護保険施策については、今後も、高齢者地域支え【愛】ふじよしだプランと連携しながら取組を進めます。
第８節 子育て支援施策	
取組結果	・保育サービスの充実・保育施設の整備、放課後児童クラブの整備や子育て支援センターなどこどもの居場所の確保、地域における子育て支援サービスの充実、情報提供・相談体制の充実、ひとり親家庭等への支援、こどもの人権擁護の推進、多様な経済的支援の推進など、こども家庭センターと子育て支援課が中心に取り組んできました。 ・全ての施策を実施しており、20 施策中 14 施策で十分達成（評価Ａ）、５施策でおおむね達成（評価Ｂ）とほとんどの施策が目標を達成できています。
今後の課題	・少子化や核家族化の進行に伴い、乳幼児をもつ親とそのこどもが気軽に集い相互に交流を図る場の確保が重要になっており、発信していく情報の選定や発信のタイミング、対象者の絞り込みなども創意工夫していく必要があります。 ・また、こどもや家庭が抱える課題が多様化する状況において、今後は関係機関との更なる連携強化が求められています。 ・子育て支援施策については、今後も、こども計画と連携しながら取組を進めます。

第９節 健康づくり施策	
取組結果	・健康診査の実施など生活習慣病予防、健康づくりの啓発、禁煙啓発、食生活改善推進員会・保健推進委員会・運動普及推進員等の活動支援及び養成、食育の情報発信など、健康増進担当が中心に取り組んできました。 ・全ての施策を実施しており、13 施策中８施策で十分達成（評価Ａ）、５施策でおおむね達成（評価Ｂ）と全ての施策が目標を達成できています。
今後の課題	・若年層をはじめとした幅広い世代への健康意識啓発、健診や特定保健指導の重要性の情報発信など、多様な媒体を活用しながら取り組んでいく必要があります。 ・また、医師会や他市町村、関係機関とも連携しながら、事業展開に取り組んでいく必要があります。 ・健康づくり施策については、健康増進計画・食育推進計画と連携しながら取組を進めます。
第 10 節 母子保健施策	
取組結果	・妊娠から出産、子育て期の健康管理、支援の充実、情報提供、相談窓口の明確化、妊娠期及び乳幼児期からの虫歯予防等の生活習慣の確立、地区組織活動の支援など、こども家庭センターが中心に取り組んできました。 ・10 施策中３施策で十分達成（評価Ａ）、５施策でおおむね達成（評価Ｂ）していますが、１施策は達成が不十分（評価Ｃ）、１施策は未着手・検討開始（評価Ｄ）です。
今後の課題	・令和６年４月から本格設置した「こども家庭センター」において、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な相談支援を行えるよう、積極的に取り組んでいく必要があります。 ・母子保健施策については、こども計画と連携しながら取組を進めます。

第 11 節 食生活改善推進事業	
取組結果	・市民全体の食育推進、子育て家庭への食事指導、離乳食教室の実施、食生活改善推進員と協力した情報提供など、健康増進担当が中心に取り組んできました。 ・全ての施策を実施しており、８施策中３施策で十分達成（評価Ａ）、３施策でおおむね達成（評価Ｂ）と多くの施策が目標を達成できています。
今後の課題	・今後も、若年層や子育て世代への情報発信・働きかけの強化、妊娠期から切れ目のない支援などが必要です。 ・また、食生活改善推進員の会員の減少や高齢化が課題となっています。 ・食生活改善推進事業については、健康増進計画・食育推進計画と連携しながら取組を進めます。
第 12 節 感染症予防施策	
取組結果	・感染予防に関する情報発信や幼稚園・保育所への事業展開、新型インフルエンザ等の感染症予防と拡大に対応する体制の構築、予防接種の推進など、健康推進担当が中心に取り組んできました。 ・全ての施策を実施しており、10 施策中６施策で十分達成（評価Ａ）、３施策でおおむね達成（評価Ｂ）とほとんどの施策が目標を達成できています。
今後の課題	・感染症の発生状況、効果的な感染症対策方法など、より新しい情報をより早く提供できる体制が求められています。 ・新たな感染症への備えを確実なものとするため、新型コロナウイルス感染症拡大時の課題（相談体制の確保、予防接種実施体制の構築、感染症対策備蓄品の管理、感染症専門人材の不足等）の振り返りを行い、国や県と連携しながら、取り組んでいく必要があります。 ・感染症予防施策については、健康増進計画・食育推進計画と連携しながら取組を進めます。

５．地域福祉の課題

（１）包括的な支援体制の強化

市民アンケート調査では、生活上で困ったり福祉サービスが必要になったりしたときの相談先として 50%が「市役所の相談窓口」をあげており、これまでの取組により、一定、市役所を中心とした仕組みづくりはできており、関係者の連携が図られています。

しかし、ニーズが多様化・複雑化している昨今、人員不足によって十分に取り組めない、専門性が求められるなど、多様な問題が生じてきています。特にヘルパーの減少により、介護保険サービス及び障害福祉サービスの不足が問題となっています。

市民アンケート調査と団体アンケート調査ともに、見守り等支援が必要な人として「独居高齢者」、「要介護者」、「障害者」のほかに「引きこもり閉じこもりの人」や「ヤングケアラー」があげられています。

8050 問題やひきこもり、ヤングケアラー、身寄りのない高齢者、独居高齢者のペット問題など、複合的問題を抱えている相談者、制度の狭間の相談者、自ら相談に行く力がない方などの対応方法について、どのように対応していくのか支援体制も含めて検討していく必要があります。

また、団塊世代が後期高齢者になり、今後一層、認知症の方が増加すると言われています。認知症になっても本人の意思が尊重され、出来る限り住み慣れた地域・自宅で暮らし続けられるよう、医療や介護等の更なる連携が求められます。

そのため、従来の対象者ごと・分野別の支援体制に捉われず、住民と行政、社会福祉協議会、学校、警察、医師会、民生委員、民間事業所など多様な関係者が一丸となって、創意工夫をもって包括的な支援体制を円滑に構築・実践できる仕組みづくりが求められています。

（２）地域における助け合い・つながり合いの推進

市民アンケート調査では、地域や社会からの孤立を防ぐために有効な取組として「隣近所や自治会による声かけ・見守り活動」49%、「福祉サービスと連携した声かけ・見守り活動」39%、「地域で気軽に集える交流活動」30%が多くあげられており、市民においては、地域とのかかわりの重要性、声掛け、見守りなどの重要性が認識されています。

さらに、核家族化や単身世帯の増加が進むなかで、家族内での支え合い機能が弱体化しており、地域に大きな期待が寄せられています。特に、市民アンケート調査では、地域への役割として「地震などの災害が起きた時の協力体制」75%が強く求められています。

しかし、少子高齢化や人口流動などの社会の変化、生活様式の多様化等により、地域コミュニティが衰退してきています。また、市内では多様な市民団体が活動しており、地域福祉に高い関心を寄せている団体も多いものの、充分に市と団体の連携や団体間の連携、市からの活動支援ができていない状況にあります。また、市民団体も人材や情報発信、資金面等で問題も抱えています。団体アンケート調査では、活動を行う上での課題として「新しいメンバーが入らない」54%、「リーダー（後継者）が育たない」32%、「支援を必要とする人の情報が得にくい」24%、「活動資金が足りない」24%、「市民に情報発信する場や機会が乏しい」20%が多くあげられています。

地域内の移動については、路線バスやタウンスニーカー３路線が運行していますが、バス停までが遠い、本数が少ないという問題があります。また、観光客が多くなりタクシーが捕まらず、外出したいときにできないという問題があり、特にタクシーを利用する高齢者や障害者の外出に不便が生じています。

そのため、市民および市民団体との連携を図りながら住民が主体の取組を増やし、市民が支え合える住民主体の地域づくりが求められています。

特に、移動支援、買い物支援、災害時の協力など、市民の支え合いによる支援の充実が求められています。

（３）交流の場・活動の場づくり

コロナ禍の影響で自治会や市民団体の地域活動の場が減少しており、団体アンケート調査では、地域での問題点として「新型コロナウイルス感染症の影響により人との交流が減った」46％、「世代間の交流が少ない」44％、「隣近所との交流が少ない」34％と交流が少ないことが多くあげられています。各種団体の意見交換会でも、「近隣との交流が少ない」、「世代間交流がない」との問題点があげられています。

外出や交流が減少することで、気力や体力が低下し笑顔が少なくなる、うつや幻聴等の症状が悪化する、ストレスが増加するなど、特に、高齢者や認知症の方や家族に影響が出るといわれています。

そのため、誰もが参加できる交流の場や市民団体の活動の場づくりが求められます。

人々が集まり交流したり親睦を深めたりすることで、地域住民が互いに地域の実態を知り、防犯や防災、高齢者やこどもの見守りへの関心も高まります。また住民の身体的・心理的な側面にも良い影響が考えられます。

（４）情報発信の充実

市民アンケート調査では、福祉サービスに関する情報について 46％が「ほとんど入手できていない」となっています。また、福祉サービスを利用しやすくするために重要なこととして「福祉サービスの種類や内容、利用料などの情報」81％、「相談できる場所や相談員の情報」61％、地域活動をしていない理由として「参加方法が分からない」24％との意見もあり、福祉サービスや地域活動について、情報を十分入手できていない方が多い状況にあります。

また、20～30 歳代はＳＮＳからの情報収集が他世代と比較して多いなど、情報発信・情報収集の方法も時代とともに変わってきています。

一方、団体アンケート調査では、地域活動の活発化に向けて必要なこととして「活動に関する情報提供や活動の場の紹介」54％、市に望むこととして「団体や活動についてのＰＲ」54％、「活動上必要な情報の提供」44％があげられており、市へはＰＲ強化や情報提供が求められています。

福祉サービスの分かりやすい情報提供による利用の拡大や、広く市民への情報提供による地域活動の活性化につながることが期待されています。また、福祉や地域活動への関心が薄い方、情報入手が苦手な方など無関心層への情報発信の工夫が求められます。

第３章　地域福祉計画

１．計画の基本的な考え方

（１）計画の基本理念

本市の最上位計画である第６次富士吉田市総合計画では、かけがえのない富士の恵みと、そこに住む人それぞれが感じる幸せとで糸を紡ぐ、その糸で織られたまちは自ずと豊かで活力あるまちになるとして、「富士の恵みと　幸せを紡いでまちを織る　活力創造都市　富士吉田」を将来都市像としています。

本計画では、この将来都市像を実現するため、老若男女、障害の有無、国籍などの違いを超えて、すべての人がいきいきと、頼り、頼られ、寄り添い、寄り添われながら、安心して暮らすまちを目指します。その人がその人らしく、人と関わりながら生活するまち、市民が持つ様々な力を結集し、連携を深めながら、ともに支えあって生きていくことができるまち、その実現を目指し、本計画の基本理念を次のように設定します。

「一人ひとりが紡ぎ合い
共に織り成す支え合いのまち　富士吉田」

（２）基本目標

【基本目標１】　地域で助け合い　つながり　寄り添う　地域づくり

地域との関わりの中から、市民一人ひとりが地域の課題に気づき、共有し、解決のための活動を実践すること、地域団体、ボランティア団体、ＮＰＯをはじめ、福祉関係機関、保険医療機関、学校、企業等地域を構成する担い手が連携して地域の保健福祉を推進することが重要です。

すべての市民に情報を行き渡らせ、頼り、頼られ、寄り添い、寄り添われながら、ともに支え合って生活していけるような地域づくりを目指すとともに、それに主体的に参加してくれる市民を増やしていきます。

【基本目標２】　包括的に支援を行う　仕組みづくり

身近な地域で安心して、その人がその人らしく生活を続けていけるよう、地域で支援を必要としている市民に対し、保健・福祉・医療サービスによる包括的に支援できる仕組みづくりが重要です。

効果的な情報提供や相談支援を通じて包括的、継続的な支援を図りつつ、分野間の横連携、多様な社会資源との連携を充実し、総合的な支援が推進できるよう仕組みづくりを進めます。

【基本目標３】　住民の生活を支える　まちづくり

だれもが安心して暮らし続けることができ、自由に、快適にまちに出ることができるよう、地域にあった医療体制づくりや外出しやすい環境づくりを推進します。併せて、ハード面でのバリアフリーだけでなく、障害や年齢、国籍、性別などの様々な違いを受け入れられる心のバリアフリーを進めます。さらに、市民が常に不安に感じている大規模災害の発生に備え、地域防災活動の推進や避難行動要支援者支援対策を進めていきます。

（３）施策体系

[基本理念]
[基本目標]
[施策の方向性]
一人ひとりが紡ぎ合い 共に織り成す支え合いのまち 富士吉田
基本目標1
地域で助け合い つながり 寄り添う 地域づくり
(1)普及啓発
(2)権利擁護の推進
(3)市民活動の支援
(4)居場所づくり・生きがいづくり
(5)地域で支えあう体制づくり
基本目標2
包括的に 支援を行う 仕組みづくり
(1)情報提供、相談体制の充実
(2)保健・医療・福祉の連携
(3)地域における福祉サービスの提供
(4)地域包括ケアシステムの充実
(5)困難な問題を抱える女性への支援
(6)生活困窮者への支援
(7)保育サービスの充実
(8)こども・子育て世代への支援
(9)支援の担い手の資質の向上・供給体制の確保
基本目標3
住民の 生活を支える まちづくり
(1)だれもが快適に過ごせるまちづくり
(2)いつまでも元気に過ごせる地域医療体制づくり
(3)避難行動要支援者の支援
(4)地域防災活動の推進と安全確保の整備
(5)外出しやすい環境づくり

２．施策の展開

基本目標１　地域で助け合い、つながり、寄り添う　地域づくり

（１）普及啓発

市民が福祉や障害、認知症などに対し、理解と認識を深め、誰もがお互いに個性として認めて助け合える地域づくりを進めるため、関係機関と連携し、市民への広報・啓発活動に取り組みます。

施策	施策内容	担当課
市民理解の促進	市民が障害への理解と認識を深め、障害の有る無しに関わらず、お互いに個性として考えることができるよう、広報などによる周知・啓発に取り組むとともに、障害者及び障害児等と交流するイベント等の機会を提供していきます。	福祉課
こどもへの普及啓発	未来の担い手となるこどもが、障害者及び障害児等に対する理解を深め、思いやりや助けあう心を育めるような教育機会の提供に積極的に取り組んでいきます。	福祉課
認知症に関する普及啓発	認知症サポーター養成講座をとおして認知症への正しい理解を普及啓発し、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域づくりを進めていきます。 また、認知症の方の介護者も相談できるよう工夫しながら、オレンジカフェを運用します。	健康長寿課

（２）権利擁護の推進

児童・高齢者・障害者等の虐待（差別）や暴力の防止、こどもの人権擁護など、啓発活動やそれぞれの立場に応じた支援により、すべての市民の権利が守られ、暮らしやすい地域づくりを進めます。

施策	施策内容	担当課
成年後見制度の普及啓発	成年後見制度に関する普及・啓発に取り組むとともに、より利用しやすくなるような支援を検討します。	福祉課 健康長寿課

施策	施策内容	担当課
こどもに対する権利擁護	こどもの人権を守るため、特に、こどものいじめや虐待の予防支援に向けた啓発等、人権擁護の体制の確立及び相談支援について検討し、住民の意識の向上に努めます。さらに、ヤングケアラーの理解を得るための啓発及び相談支援を行います。	こども家庭センター
こども家庭センターでの相談支援	令和６年度からは「こども家庭センター」を本格設置し、母子保健機能および児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊産婦および乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援、こどもと子育て家庭（妊婦を含む）の福祉に関する包括的な支援を、切れ目なく提供していくための体制整備を進めます。 さらに、支援が必要な家庭の早期把握及び保護者等の自立を図るため、地域のすべてのこどもとその家庭の相談や援助体制の充実により、予防に努めます。	こども家庭センター
児童・高齢者・障害者等の虐待（差別）や暴力の防止への取組	● 児童虐待防止に向けて、教育・保育・医療・警察・児童相談所など地域の関係機関との連携をより一層強化し、早期発見並びに適切な支援及び保護を行います。 ● 障害に関することや障害者及び障害児等に対する正確な知識・情報のさらなる普及・啓発を行い、障害者虐待防止法や障害者差別解消法等の権利擁護の取組において支援を行います。 ● 高齢者虐待を発見した場合の通報先や相談窓口を周知し、高齢者虐待を早期発見できる体制を進めていきます。さらに、虐待対応については、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士等の専門職によるチームで対応し、高齢者自身の権利擁護や被虐待者への支援を行います。 ● DV（ドメスティックバイオレンス）を未然に防ぐためには、若年から DV に関する正しい知識を身に付けることが重要です。そのため、人権やデート DV 等に関する知識を、教育等様々な機会を通じて周知・啓発していけるように、関係機関と協働していきます。	こども家庭センター 福祉課 健康長寿課

（３）市民活動の支援

地域福祉のネットワークづくりにおいては、地域活動へ住民自身が参加し、活動の輪を広げていくことが重要です。地域で進められている事業やイベントの充実・支援を図るとともに、地域交流の輪が育まれるよう、市民参画を促進していきます。

施策	施策内容	担当課
市民活動の活性化	富士吉田市社会福祉協議会やそれぞれの担当部署で、大切な社会資源であるボランティア団体等の取組が活性化するように努めます。また市民に対し、様々な媒体を活用しながら、活動の周知について取り組んでいきます。	福祉課
市民活動への参加に向けた取組	活動の幅を広げられるよう団体間での連携強化を支援します。特に、市民活動については、活動支援や育成を行っている社会福祉協議会と連携・協力して、多くの市民が初めてでも活動に参加してくれるようにきっかけづくりに取り組みます。	福祉課
認知症サポーターの養成	認知症サポーター養成講座を開催し、修了後は、認知症サポーターとして、認知症に対する知識と理解をもって、地域で認知症高齢者等に対応できるよう支援を行います。	健康長寿課
地域の健康づくりを担う人材の養成	地域の健康リーダーとして保健推進員や食生活改善推進員を養成し、より多くの住民の理解と参加を得て、健康づくりに取り組めるよう地区組織活動の支援を行います。	健康長寿課
市民活動への支援	地域子育て支援拠点事業の充実とともに、子育てサークルの育成・支援等を通し、地域での子育て活動の活性化を図ります。	こども家庭センター

（4）居場所づくり・生きがいづくり

地域において福祉活動を進めていくためには、地域の中で住民が気軽に相談したり、身近で交流したりできる場づくりが重要です。今後も継続して、障害者や高齢者の生きがいづくり、こどもの居場所づくり、市民の健康促進につながる環境づくりに取り組みます。

施策	施策内容	担当課
障害者の生きがいづくり	障害者及び障害児等が生涯学習活動やレクリエーションに参加し地域で充実した生活が送れるよう、移動手段の確保など、参加しやすい体制づくりに取り組むとともに、引き続き学習の機会の提供、支援を行っていきます。	福祉課
高齢者の生きがいづくり	住民主体の共助としての取組である「いきいきサロン」や「コミュニティカフェ」、「シニアクラブ」等のこれまで以上の普及促進を図るとともに、高齢者にとって最も効果的な介護予防・健康寿命の延伸につながる社会参加活動を積極的に支援します。また、新たな担い手の育成等の地域資源の開発に努め、高齢者を支える環境づくりに取り組みます。	健康長寿課
こどもの居場所づくり	共働き家庭の増加など、小学校児童を取り巻く環境が大きく変化する中、放課後子どもプランとの連携をさらに強化し、放課後児童クラブの受け入れ体制の整備にも注力していきます。	こども家庭センター
	子育て支援センターなどの社会資源を活用し、また、新規事業の検討等こどもたちが安全に過ごすことができるこどもの居場所の確保に努めます。	こども家庭センター
市民の健康づくり	健康に関する情報発信や健康相談、健康教室（運動・栄養に関するなど）を開催し、生活習慣を振り返る機会を提供します。また、市民の健康増進につながる参加型の各種事業を企画し、市民が心身共に健康で過ごせるための環境整備に努めます。	健康長寿課

（５）地域で支えあう体制づくり

地域でのつながりを活かした近隣での見守り、災害時等における助け合いなど、地域においては互助の力を高めることが重要です。地域住民や関係機関と連携し、地域で支えあう体制づくりを進めます。

施策	施策内容	担当課
高齢者の見守り体制の構築	相談業務や実態把握をとおして、地域で見守りが必要となるケースの把握に努め、見守り体制の強化に取り組みます。また、市内関係機関（地域包括支援センターブランチ、民生委員、社会福祉協議会、警察など）と連携してまいります。	健康長寿課
民生委員による訪問活動	民生委員児童委員協議会の事務局である社会福祉協議会と協力し、民生委員・児童委員が訪問活動を通して地域の実情を把握し、地域の身近な相談役としての役割や行政へのつなぎ役としての活動を支援していきます。	福祉課
平常時の関係づくり	民生委員活動は、訪問活動等を通じて、日ごろより要支援者台帳登録者との顔の見える関係を構築してもらうことで、信頼関係の基盤を築き、日ごろから相談しやすい体制や有事の時にも備えていく必要があり、緊急時における支援体制の強化を図ります。	福祉課
災害時の共助の体制の構築	自主防災会、民生委員・児童委員へ配付する見守り名簿（主に、65 歳以上の独居高齢者）及び要支援者台帳（主に、障害者等）が、今後、災害時に地域で活用されると共に、共助の体制を強化します。さらに、有事の際に適切な支援を行うための台帳の登録について周知し、充実に努めます。また、今後も安全対策課と連携し支援を行っていきます。	福祉課 健康長寿課
ファミリーサポートセンター事業	ファミリー・サポート・センターなど、地域で子育てを援助する人材の確保を推進します。	子育て支援課

基本目標２　包括的に支援を行う　仕組みづくり

（１）情報提供、相談体制の充実

地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応することができるよう、あらゆる関係機関と連携を図りながら、総合的な相談窓口を充実させるとともに、必要な情報やサービス提供へ結びつけていくことができるよう、相談支援体制の充実を図ります。

施策	施策内容	担当課
福祉に関する相談窓口	8050 問題やひきこもりの相談など窓口がどこかわからなかったり、本人が引け目を感じ相談できないケースも懸念され、身近な人に話を聞いてもらったり、相談者に必要な相談窓口へつながることができる仕組みづくりとなるよう、様々な媒体や機会を活用して、福祉に関する相談窓口の情報を発信していきます。	福祉課
生活や就労に関する相談窓口	生活困窮者自立相談支援事業は、福祉課内に相談窓口が設置されていますが、相談窓口の一部を社会福祉協議会に委託しており、連携体制をさらに強化するための仕組みづくりに取り組みます。また、包括的相談体制を整備し、より自立支援に向けた支援の実践に努めます。	福祉課
地域包括支援センターによる総合相談支援	本人・家族・近隣住民・関係機関等から、高齢者の生活や福祉全般に関する相談窓口を設置、対応しています。総合的に介護保険サービスや各種高齢者福祉に関するサービス等の情報提供を行うよう努めています。	健康長寿課
基幹相談支援センターによる相談支援	富士北麓障害者基幹相談支援センター「ふじのわ」を中心とし、障害者及び障害児等、多様な相談内容に対応するため、福祉、保健、医療、教育、就労などの関係機関との連携強化による相談支援体制の構築、各種障害福祉サービスの情報提供など、運営を進めます。	福祉課
妊産婦から子育て家庭への相談支援	利用者支援事業、乳児家庭全戸訪問事業などについて、きめ細かなニーズに応じて的確に実施し、こどもとその家庭及び妊産婦等からの相談を受けやすい体制づくり、関係機関との連携など適切・的確な対処を進めるとともに、継続的に支援していくための体制の強化を推進していきます。	こども家庭センター

施策	施策内容	担当課
子ども・子育てに関する制度の情報提供	妊産婦、こども及び子育て家庭（ひとり親家庭を含む）等に対する制度並びに地域の社会資源（インフォーマルを含む）の実情を継続的に収集し、きめ細かな情報提供に努めます。	こども家庭センター

（２）保健・医療・福祉の連携

住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けていくためには、切れ目のない支援が必要であり、保健・医療・福祉分野の連携を進めます。

施策	施策内容	担当課
自殺防止対策の推進	自殺防止対策については、富士吉田市自殺対策計画を策定し、「支えあう いのちとこころ ふじよしだ」を基本理念に掲げ、市民一人ひとりがかけがえない命を大切にし、ともに支え合い、安心して健やかに暮らし続けられるよう保健・医療・福祉の包括的な支援体制を整備し、生きることを支えていきます。	福祉課
医療・介護の連携推進	地域住民に対し、在宅医療・介護に関する相談窓口について普及啓発を行い、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築を図ります。	健康長寿課
認知症初期集中支援チーム事業	増加する認知症の方へ早期に関わり、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医師・保健師・社会福祉士等がチームになり、認知症初期集中チームを結成し、早期診断・早期対応に向け、医療と介護の関係機関と連携しながら、認知症の方やその介護者の支援をしていきます。	健康長寿課
生活保護受給者の健康増進の取組	生活保護受給者が必要な受診を抑制することがないよう十分に留意しつつ、関係機関との連携に基づきレセプト点検等をより厳格に継続して実施します。また、被保護者健康管理支援事業や電子レセプトの活用を通じて、生活習慣病を始めとした疾患の予防推進や重症化防止により、医療扶助の適正化をすすめていきます。	福祉課

（３）地域における福祉サービスの提供

住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、支援を必要とする人にあわせた適切な福祉サービスの提供に努めます。

施策	施策内容	担当課
福祉サービスの充実に向けた取組	就学前の活動の場の確保、支援を通し自己決定に基づく住まいの場や日中活動の場を選択できる環境を整えていきます。	福祉課
障害者の雇用の拡充	障害福祉サービス提供事業所、ハローワーク、障害者就業・生活支援センターとの連携を強化し、障害者等の一般就労に向けた支援・就労定着支援の充実を図ります。	福祉課
	事業主や同僚の方たちに、障害者等の就労能力を認めた上で、障害の特性を理解するよう働き掛けていきます。	福祉課
高齢者向けサービスの充実に向けた取組	要支援・要介護認定者へのサービスを充実させるため、介護保険サービスの評価を引き続き実施していきます。また、地域の特性に応じた柔軟な体制でのサービス提供に努め、できる限り要介護状態とならないための予防の取組・重度化防止・自立支援型の介護及び生活支援サービスの推進を図ります。	健康長寿課
介護予防・重度化防止の取組	要支援高齢者等に対しての「地域支援事業」を継続して実施し、要介護状態等となることの予防、または要介護状態の軽減・悪化の防止の強化に努め、一人ひとりが活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援し、介護予防事業の周知広報し、参加を促していきます。	健康長寿課
高齢者向け各種サービスの情報発信の充実	サービスガイドやマップの配布範囲を拡大、またホームページの掲載内容の見直し等を行い、介護が必要な状態となった場合に適切なタイミングで利用者や家族等がサービスを知ることができるように情報発信の充実を図ります。	健康長寿課
介護者への負担軽減の取組	家族介護者の負担軽減を図るため、状況の確認を行い、介護者が孤独孤立のないよう身体的・精神的・経済的等の負担軽減の支援を引き続き実施していきます。	健康長寿課

（４）地域包括ケアシステムの充実

支援を必要とする人の増加や個人・世帯の抱える生活課題は複雑化・複合化しています。課題を受け止め、地域での包括的な支援につなげていくため、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

施策	施策内容	担当課
地域包括ケアシステムの構築	高齢者の心身の状況や生活実態、必要な支援等を幅広く把握するとともに、適切な医療・福祉サービス・機関又は制度につなげるために地域の包括的な支援体制の構築・強化を進めます。それにより、重度の介護状態、または認知症になっても、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続するため、医療・介護・住まいなどの日常生活支援を、地域で包括的に確保する「地域包括ケアシステム」を深化・推進を図ります。	健康長寿課
高齢者支援ネットワークの構築	高齢者の心身の状況、生活実態、必要な支援等を幅広く把握するため、地域包括支援センター、地域包括支援センターブランチ、介護支援専門員のほか、保健・医療・福祉サービス等の関係機関と連携を強化し、地域における高齢者を支えるネットワークの充実を図ります。	健康長寿課
地域ケア会議の実施	介護に関わる専門的視点を有する多職種を交えた「地域ケア会議」を開催し、個別ケースの課題分析を積み重ねることにより地域の共通した課題を明確化し、事業所との連携強化を図り、課題解決に必要な地域づくりや施策形成へつなげる体制の構築に努めます。さらに、自立支援型地域ケア会議を開催することで、高齢者に対する自立支援や重度化防止に向けて取り組みます。	健康長寿課
低所得者への支援	低所得の方が安心して介護保険サービスを利用できるよう以下の施策を実施します。 ○特定入所者介護（介護予防）サービス費の給付 ○高額介護（介護予防）サービス費の給付 ○高額医療合算介護（介護予防）サービス費の給付 ○社会福祉法人等による利用者負担軽減制度	健康長寿課

（５）困難な問題を抱える女性への支援

令和６年４月１日に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった視点に立ち、困難な問題を抱える女性一人一人のニーズに応じて、本人の立場に寄り添って、切れ目のない包括的な支援を行います。

施策	施策内容	担当課
女性相談支援窓口の周知啓発	令和６年４月より「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されたことにより、女性への支援がより強化されました。富士吉田市は、以前より婦人相談員が設置されており、法律改正により、女性相談支援員と名称変更となっております。今後も配偶者等からの暴力等の防止、さらに、困難な問題を抱える女性への支援のための相談支援及び相談窓口の啓発活動を行っていきます。	福祉課
女性支援に関する関係者との連携	山梨県内には、配偶者暴力相談支援センターが２ヵ所設置されていますので、引き続き関係機関として連携しながら、困難な問題を抱える女性への支援の強化を図っていきます。特に緊急性が高い場合には、女性相談支援センターと連携し、一時保護などの制度の活用等、安全確保にも努めていきます。	福祉課
相談者へのプライバシーの配慮	ＤＶについての相談を受けた際には、被害者に対して二次的被害が及ばないようプライバシーの保護に十分配慮して、引き続き、被害者の心に寄り添えるよう努めます。さらに、関係部署とも密に連携しながら、相談者の人権擁護に努めていきます。	福祉課
市民活動団体との連携・協働	県が実施する女性支援調整会議には、県内で活動する市民活動団体も参加しており、会議に参加することで、最新の動向を把握し、市民活動団体との連携や活用していくことで、支援の充実を図ります。	福祉課

（６）生活困窮者への支援

住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生活困窮者等が地域で孤立することがないよう、関係機関等の連携により支援を行います。

施策	施策内容	担当課
生活困窮者自立支援制度 生活保護制度	コロナ禍を経て、社会経済情勢の変化による所得格差が広がり、生活困窮者や要保護者等についても増加している中、本市においても同様の状況が見られます。生活困窮者自立支援法の施行や各種法改正により、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化や充実化が求められる中で本市の現状を踏まえた支援体制を構築していきます。	福祉課
生活保護受給者等就労自立促進事業	就労可能な生活困窮者や被保護者には、経済的自立支援がしっかり行われることが重要です。ハローワークと連携しながら、生活困窮者や被保護者共に相談から支援の脱却まで、就労等を通じて積極的に社会に参加し、自立することができるよう、就労につながる支援を強化していきます。	福祉課
生活困窮者自立支援制度に関する関連事業の推進	子どもの学習支援事業及びシェルター事業を引き続き実施し、貧困の予防や生活の自立に向けた支援を行います。	福祉課

（７）保育サービスの充実

働き続けることを希望する人が、仕事と出産・子育てを共に選択できる社会の実現に向けて、仕事と子育ての両立を支援するため、保育サービスの充実を図ります。

施策	施策内容	担当課
公立保育所の適正配置	令和６年度に公立保育所の適正配置計画を見直し、安定的で効率的な運営を目指していきます。	子育て支援課
新たな事業の制度化	こども誰でも通園制度の導入について検討していきます。	子育て支援課

（８）こども・子育て世代への支援

核家族化やひとり親家庭など家族形態が変化していく中、こどもの貧困等の課題に応じて、継続的な支援を行います。

施策	施策内容	担当課
ひとり親家庭への支援	母子及び父子並びに未婚の妊婦などに対し、生活基盤上の相談支援や各種援助制度についての情報提供を行うとともに、関係機関との連携を図り、ひとり親家庭等の自立に向けた支援を行います。	こども家庭センター
	ひとり親家庭の生活基盤の安定及び自立促進のため必要な手当や給付金等の給付を行うとともに、自立に向けた相談支援を行います。	こども家庭センター
こどもの包括的な相談体制	こどもの将来がその生まれ育った環境や経済状況によって左右されることのないよう、関係機関と協力してこどもの「生きる力」の育成支援・こどもの孤立解消・生活支援など、包括的に相談や支援ができる体制づくりを進めます。	こども家庭センター
子育て家庭への経済的負担の軽減	令和６年度からは、市単事業として、入院時の食事療養費自己負担分についても助成対象に加えています。今後も引き続き、ひとり親家庭や乳幼児・児童への医療費助成を行い、こどもを持つ家庭の経済的負担の軽減に努めます。	こども家庭センター
不妊治療への助成	不妊治療を受けているご夫婦の経済的負担の軽減を図り、こどもを産み育てやすい環境づくりを推進していきます。	こども家庭センター
子育て世帯向け各種制度の情報発信の充実	児童手当や保育料と給食費の無償制度などの子育て中の家庭の経済的負担の軽減を図る諸制度などについて、引き続き、地域の社会資源の実情を継続的に収集する中で、きめ細かな情報提供に努めます。さらに、国や県による新たな助成制度が成立した際には、速やかに制度の周知を図るとともに、対象者が当該制度を利用できる体制の確立に努めます。	こども家庭センター 子育て支援課

（９）支援の担い手の資質の向上・供給体制の確保

地域での包括的な支援を行うため、専門職員の資質向上、支援体制の強化、適切な事業の推進に努めます。

施策	施策内容	担当課
相談支援専門員の資質向上	障害者及び障害児等の自己決定を尊重し、その意思決定を支援するため、生活全般にわたるニーズの把握と、それに適したサービスの活用を促進する障害者ケアマネジメント体制の一層の充実・強化を図ります。さらに、相談支援専門員等の資質向上と機能強化に努めます。	福祉課
高齢者に関わる職員の資質向上	地域ケア会議等により、介護に携わる職員のスキルアップに取り組みます。	健康長寿課
支援体制強化の取組	広報の活用等地域包括支援センターブランチ（以下ブランチ）の活動を周知し、ブランチの訪問活動などがしやすいよう支援し、一人暮らし高齢者等窓口に来られない方に対しても気軽に相談しやすい体制の強化を図ります。また、ブランチとの連携を強化していきます。	健康長寿課
介護給付の適正化事業	介護給付の適正化を図ることは、不適切な給付を削減する一方で、利用者に対する適切な介護保険サービスの確保につなぐため、下記取組を実施します。 ● 要支援・要介護認定時の訪問調査について状況を確認し、要介護認定の適正化や認定期間の見直しに努めます。 ● 介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の内容を確認し、より自立に向けたプランとなるよう支援します。 ● 住宅改修や福祉用具の購入・貸与の際には、要支援・要介護認定者の身体状況に応じ重症化防止や在宅介護が継続できるような改修や用具の購入・貸与が行われるよう支援します。 ● 医療情報との突合し、医療と介護の重複請求等の防止の取組みや介護サービスの請求内容の誤り等を点検し、介護保険事業が円滑かつ適正に運営できるよう努めます。	健康長寿課

施策	施策内容	担当課
適切な制度利用のための取組	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけることを目指すとともに、いつまでも自立した生活が送れるよう支援していくため、介護保険サービスの質の向上に努めます。そのために、ケアマネジメント能力向上へのサポートや、介護保険サービス事業者への指導を行います。	健康長寿課
支援に関する協議及び検討の場づくり	制度の狭間の問題やさまざまな部署が関わるケース、さらに、支援困難ケースなどについては、関係者間の密な情報共有やそれぞれの役割分担を決めるなどの支援方針を共有していく必要があります。今後、新たな相談課題に対応していくためにも支援に関する協議及び検討の場づくりを検討していきます。	福祉課

基本目標３　住民の生活を支える　まちづくり

（１）だれもが快適に過ごせるまちづくり

いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、福祉のまちづくり、人権を守るまちづくり、転倒防止に取り組むまちづくりを全市的に進め、生活環境の充実を図ります。

施策	施策内容	担当課
福祉のまちづくり	山梨県障害者幸住条例に基づく、特定施設の建築については、引き続き関係部署と連携しつつ、新たな施設の整備等は山梨県障害幸住条例の考え方から市民が安全に利用できる施設となるよう努めていきます。	福祉課
みんなの人権を守る取組	平成６年から毎年、「人権の花運動」という人権啓発活動を市内の小学生に対して実施しています。また、毎年６月１日は「人権擁護の日」、12月は、「人権週間」として、人権相談活動を展開しています。各活動を通じて、人権の考えを広め、差別や偏見など人権が侵害されない社会の実現に努めます。	福祉課
転倒予防都市宣言	令和３年 10 月 10 日に転倒予防都市宣言を行いました。転倒予防都市の「生まれる前から目指せお達者 100 歳へ」を理念として掲げ、こどもから高齢者まで、転倒事故を予防するため、「1311 運動」を推奨し、転倒に負けない身体づくりを目指し取組みを推進していきます。	健康長寿課

※1311 運動とは、１日１回運動・１日３食・１日１回整理整頓するという運動です。

（２）いつまでも元気に過ごせる地域医療体制づくり

いつまでも地域で元気に過ごせるよう、高齢化や労働人口減少によって変化する医療ニーズに合わせて、地域にあった医療体制づくりに取り組みます。

施策	施策内容	担当課
富士吉田市立病院の機能分化・連携強化	地域の医師会との一次救急体制の調整や富士北麓地域における夜間等の二次救急医療の課題を踏まえ、救急体制のあり方について検討していきます。また、市の広報紙やホームページ等を活用し、地域住民への適切な受診への誘導や健康づくりの一助とするため、有用な情報提供に努めます。	富士吉田市立病院
かかりつけ医の推進	かかりつけ医制の啓発を図ります。	健康長寿課
適正な受診に係る周知啓発	将来にわたる医療体制維持のため、市民に医療のかかり方(救急医療、かかりつけ医、電話相談等)について、理解と協力を求めていきます。	健康長寿課
感染症予防の取組	日常における感染症予防や感染症流行、新興感染症の発症時に適切なタイミングで正しい情報を発信し、関係機関と連携をとりながら周知を図ります。	健康長寿課

（３）避難行動要支援者の支援

地域における日常的な人と人のつながりは、災害時に福祉的な配慮を要する人の安否確認や避難支援など、助け合い活動においても非常に重要です。関係者とともに、避難行動要支援者の支援体制を整えます。

☆避難行動要支援者について

災害時に、自ら避難することが困難な方であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を避難行動要支援者と言います。当市では、次の要件に該当する方々を言います。

・身体障害者手帳１～２級の第１種の手帳を所持する方
（心臓・じん臓機能障害のみで該当する場合は除く。）
・療育手帳Ａ判定の方
・精神障害者保健福祉手帳１・２級で、単身世帯の方
・市の生活支援を受けている難病患者
・要介護認定３～５を受けている方
・上記以外で、市長が支援の必要を認めた方

施策	施策内容	担当課
個別避難計画の策定	避難行動要支援者の避難支援等を実効性のあるものにするため、関係部署と協議を行い、避難行動要支援者ごとに支援の内容を定めた個別避難計画の策定を進めます。	安全対策課
地域組織との連携	自治会、自主防災会、民生委員・児童委員協議会との連携を図り、災害時に逃げ遅れる人が生じないよう、平常時から避難行動要支援者の把握と情報共有できるよう支援していきます。	安全対策課
福祉避難所の拡大	福祉施設に対して、災害時における福祉避難所の重要性を説明し、引き続き福祉避難所の協定締結を進めていくとともに、備蓄整備を充実していきます。	安全対策課
避難訓練の実施	災害発生時の迅速で確実な情報伝達、避難所への誘導、避難所での生活支援を行うことができるよう、関係機関や指定福祉避難所等と連携しつつ、避難行動要支援者名簿を活用した防災訓練の実施を促進し、災害時の支援体制の強化を図ります。	安全対策課 福祉課

（４）地域防災活動の推進と安全確保の整備

住民一人ひとりが平常時から災害に対する危機意識と防災への準備を心がけるよう意識づけを図ることが重要であり、防災や防犯に対する意識啓発に努めます。

施策	施策内容	担当課
地域防災活動の周知	住民一人ひとりが、災害に対する自助・共助の重要性を認識し、自分たちの住む地域の防災を考え、行動を起こせるよう地域防災活動の必要性を周知徹底していきます。	安全対策課
関係部署の連携強化	有事に備え、地域住民、自治会、自主防災会、民生委員・児童委員、消防、警察などの協力を得ながら、逃げ遅れる人が生じないように、関係部署の連携を強化していきます。	安全対策課
市民の防災意識の向上	防災訓練等の機会を活用して、市民の防災意識の向上と支援者としての心構えを育めるよう取り組んでいきます。	安全対策課
防災ベスト等の活用促進	作成した防災ベスト・ヘルプカード・ヘルプカード車用ステッカーがすべての市民に認知され活用されるように、あらゆる機会を捉え情報を発信します。	福祉課
青色防犯パトロール車の市内巡回・通学路等への防犯カメラ設置	児童・生徒の登下校時の安全を確保するため、青色防犯パトロール車を巡回させ、犯罪・事故等を未然に防止し、安全に対する関心を高めます。また、通学路等に設置した防犯カメラにより犯罪の抑止効果を図るとともに、犯罪が発生した場合でも早期解決のため関係機関と連携していきます。	安全対策課
地域で行う防犯活動	日常生活の中で無理なくできる「買い物・散歩・水やりなどをしながら」行う「ながら見守り」の活動を推進していく。こどもが安心安全に学校に通い、地域で過ごせるよう、地域住民に対し周知・啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携し、不審者情報の共有及び迅速な対応を図ります。	安全対策課
防犯知識の普及	幼児、児童、高齢者を対象とした防犯教室を継続して開催していくとともに、インターネット等を活用した市民に向けた防犯知識についての情報発信を行い、防犯知識の普及に努めます。	安全対策課

（５）外出しやすい環境づくり

高齢者や障害者などが医療機関の受診や買い物などで外出する際において、移動手段の確保が重要となっています。外出手段や公共交通機関の充実により、社会参加できる環境整備に努めます。

施策	施策内容	担当課
バス交通等の充実	市内を運行するタウンスニーカーについては、より一層の利便性向上と利用者数の増加を目指し、持続性のある交通機関となるように努めます。また、高齢化の進行に伴う交通機関への需要の高まりに対応するため、タウンスニーカー運行の改善を含め、新たな交通支援策についても調査研究を進めていきます。	企画課
タクシー代の助成	社会参加や閉じこもりを予防するため、タクシー料金の一部を助成する「福祉タクシー利用料金助成事業」や「高齢者等外出支援事業」等を実施し、障害者や介護認定等を受けている方、免許証を返納した方等の車での外出が困難な方に対し、外出機会の増進に努めます。	健康長寿課 福祉課
タウンスニーカー回数券の交付	70 歳以上の高齢者を対象に、市内を循環しているタウンスニーカーの回数券を交付し、安全に外出する意欲の向上に努めます。	健康長寿課
自動車運転免許取得費助成事業・自動車改造費助成事業	社会活動の参加の一助となるよう「自動車運転免許取得費助成事業」「自動車改造費助成事業」実施し、免許の取得や自動車改造費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を行います。	福祉課

３．計画の推進に向けて

（１）地域福祉の担い手の役割と連携

本計画に掲げる目標等の実現を図るためには、市民をはじめ、地域保健福祉に関する活動を行っている地域団体、ボランティア団体、ＮＰＯ、民生委員・児童委員、福祉施設、企業など地域に関わる担い手がそれぞれ役割を持ちながら連携を図り、お互いに成果を共有しながら、取組を推進していくことが期待されます。

さらに、社会福祉協議会には、住民を主体とし多様な関係機関の参加・協働による地域共生社会の実現や地域に根ざした包括的な支援体制の構築を推進する役割が期待されます。

①市民の役割（自助）

市民には、地域福祉の担い手になることが期待されています。市民一人ひとりが、福祉に対する意識を高め、地域社会の構成員であることの自覚を持つことが大切です。

個人が持っている知識や技術を活かし、自治会やボランティアなどの地域活動に積極的に参加するなどの役割が求められています。

②地域の役割（互助）

地域には、互助の力を高めることが期待されています。自治会や育成会などの地域団体は、一定の地域内の住民で構成され、住みよいまちづくりを推進していく原動力となる、最も身近な組織です。団体の会合の際に、保健福祉に関する学習会を開催したり、地域の課題について考える座談会を開催したりするなど、地域住民の関心を高める役割が期待されます。

また、地域でのつながりを活かし、近隣での見守りなどの活動を実施したり、地域内の様々な機関と連携・協力したり、ネットワークを地域に根付かせる体制を整備します。

③ボランティア団体の役割

子育て支援や高齢者支援などの専門性を持つ分野では、関心のある市民をボランティアとして受け入れ、活動の必要性を広報するなど、市民の意識を高め、先導する役割が期待されます。また、地域での支援ネットワークの構築に向けた取り組みを様々な団体と連携して行うことや、専門性を活かした政策提言を行うことも期待されます。

④民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣より委嘱を受け、地域において住民の側に立ち、支援を必要とする人への相談、援助など、住民が安心して暮らしていくための支援を行っています。

民生委員・児童委員は、市民に最も身近な相談者として、個人情報の保護には十分配慮しながらも、様々な保健福祉サービスの情報を必要としている人に届けたり、必要な支援機関へつないだりする役割が期待されます。

また、地域住民が抱える問題が複雑化し、地域の中で様々な団体・機関が支援のための活動を行うなかで、民生委員・児童委員協議会としての機能を充実させ、組織として活動することや、それらの団体・機関と連携しながら活動することが期待されます。

⑤福祉施設の役割

高齢者や障害者、児童福祉などの施設が、地域のなかに設置されています。これらの施設が地域の一員として、地域行事への参加や施設の開放など地域と積極的に関わるとともに、施設が持つ人材やノウハウなどを活かした相談活動を行うなど、その専門性を地域に還元することが期待されます。

⑥保健福祉に関する医療機関の役割

地域保健福祉を推進するうえで、市民の活動に加え、保健・福祉・医療等の専門職の参加は地域にとって大きな力となります。

これらの機関が専門的な知識・技術を活かして地域での支援ネットワークに参加することにより、職能を活かした地域貢献が期待されます。

⑦学校などの教育機関の役割

学校は市民生活に一番身近な単位とした地域に設置されており、ＰＴＡなどの活動のなかでも「学び」の機会を広げる取組が進められています。

地域の一員として、地域行事への参加や学校施設の地域活動への開放促進を図るとともに、児童生徒と地域との交流の機会を創り出すことや、地域と連携したボランティア活動に取り組むことが期待されます。

⑧企業の役割

企業が地域の一員として、社会福祉活動を行ったり、または参加したりして、市民や団体との交流の場を広げることが期待されます。また、こうした活動をとおして、企業が蓄積した豊富な経験や資源が地域活動に活用されることも期待されます。

⑨事業者の役割

事業者には、利用者の立場に立って質の高い福祉サービスを提供することが期待されています。サービスの提供により利用者の自立を支援するほか、多様なニーズに応えるため、他の事業者や関係機関、地域の各種団体などとの連携に努めることが求められています。

さらに、サービスの質の確保、利用者の権利擁護、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開などサービスが利用しやすい環境づくりに努めることが求められています。

⑩社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法において、地域福祉の推進を担う中心的な団体として位置づけられており、市社会福祉協議会では、地域福祉の向上を目的とする事業の企画や実施、他団体への助成などを通じて、地域に密着した様々な事業を実施しています。今後は、さらに市と社会福祉協議会が同じ目的に向かって、連携を図りながら事業を推進していきます。

また、市には、地域福祉を推進するため、福祉施策を総合的に推進する責務があります。市民活動や防災に関係する部局も含めた庁内の連携に努めます。また、関係機関や各種団体、事業者などからの情報収集を行い、市民ニーズや地域の特性に配慮した施策を進め、各種団体やボランティアの活動を促進するとともに、関係機関や各種団体等の相互の連携・協力を図ります。併せて、福祉に関する総合相談体制や情報提供の充実に努めます。

⑪社会福祉法人の役割

平成 28 年の社会福祉法の改正により、社会福祉法人の公益性・非営利性を確保する観点から、社会福祉法人の主たる目的である社会福祉事業の運営から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設されています。社会福祉法人は、経営組織のガバナンス強化や事業運営の透明性の向上を図るとともに、地域に対して法人が有する機能を可能な限り提供しながら、さまざまな取組を通して、地域における福祉サービスの拠点としての役割が期待されています。

（２）推進体制の整備

本計画を確実に推進していくためには、それぞれ地域の特性に応じた対応を図るとともに、保健・医療・福祉、教育、防災など、市の各部門における広範囲の連携体制を整えることが重要です。また、福祉人材の育成や財源の確保など執行体制を統一的に強化することで、効果的でバランスの取れた計画の推進を図ります。

①総合的連携システムの整備

地域の住民が抱える生活問題が、一つの分野で解決できるものばかりではありません。様々な情報を総合的に検討・判断し対応していく必要があります。

このため、それぞれの機関や分野でのネットワークなどが把握している保健医療・福祉に関する情報を、総合的に共有化することで、サービスの適切な利用に結びつけられる体制を整備し、地域住民に対するサービスの総合化を図ります。

②地域活動を担う人材の育成

地域の保健医療・福祉の向上のためには、住民が地域の問題を自分たちの問題として捉え、地域活動に積極的に参加し、行政と協働して地域の生活課題を解決してくことが大切です。

このためには、これまで参加したことのない住民でも自分の経験や技能を活かした身近な活動などに、気軽に参加できる仕組みをつくることが必要です。

また、地域の活動を継続的に実施していくためには、住民の自主的な活動を中心的に支える人材の育成が求められます。このため、社会福祉協議会やＮＰＯなどの団体とも協力し、人材の育成をめざします。

（３）計画の進捗管理

本計画を着実に推進するため、毎年、計画の進捗状況等を点検し、必要に応じて見直しを行う等、計画の推進と進捗管理を行います。

富士吉田市

再犯防止推進計画

富士吉田市

第４章　再犯防止推進計画

１．計画の策定趣旨及び位置づけ

（１）計画策定の趣旨

全国の刑法犯認知件数が減少を続ける一方で、検挙者の約半数が再犯者であることが課題となっています。市民が犯罪被害に遭うことを防止し、安全・安心に暮らせる社会としていくためには、再犯を防止することが重要となります。また、再犯を防止するためには、国、地方公共団体、民間の団体等が連携協力し、地域で孤立することがなく生活を送ることができるよう、切れ目のない支援が重要となります。

このような中、国においては、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、安全で安心して暮らせる社会を実現することを目的に、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定され、平成29年12月に、同法を受け「再犯防止推進計画」が策定されました。山梨県においても、令和２年３月に「山梨県再犯防止推進計画」が策定されました。

本市においても、犯罪をした人等がまたもう一度立ち直り、社会復帰できるよう支援し、誰もが互いに尊重し、ともに支え合って、安心して暮らせるまちの実現に向けて、「富士吉田市再犯防止推進計画」を策定します。

（２）計画の位置づけ

本計画は、再犯防止推進法第８条第１項に規定された「地方再犯防止推進計画」として策定します。

再犯防止推進計画は福祉に関する様々な施策と関連することから、国や県の再犯防止推進計画を勘案しつつ、福祉の総合的な計画である「第５期富士吉田市地域福祉計画」と一体的に策定します。

（３）計画期間

本計画は、「第５期富士吉田市地域福祉計画」と連携を図りながら進めていく必要があることから、地域福祉計画と同じく令和７年度～令和 11 年度の５年間とします。

（４）計画の対象者

計画の対象者は、再犯防止推進法第２条第１項で定める「犯罪をした者等」とし、具体的には、起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設（刑務所、少年院、少年鑑別所等）出所者、非行少年又は非行少年であった者のうち、支援が必要な者です。

２．現状と課題

（１）国・県の現状

①全国の現状

法務省の再犯防止推進白書（令和５年版）によると、国の刑法犯により検挙された者のうち再犯者について、平成 18 年をピークに減少傾向にあり、令和４年は平成 15 年と比較して 40%減となっています。

しかし、再犯者数の人員は減少しているものの、検挙者数全体が減少しているため、再犯者率は増加傾向にあり、近年は 48%～50%で推移しています。

図　刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

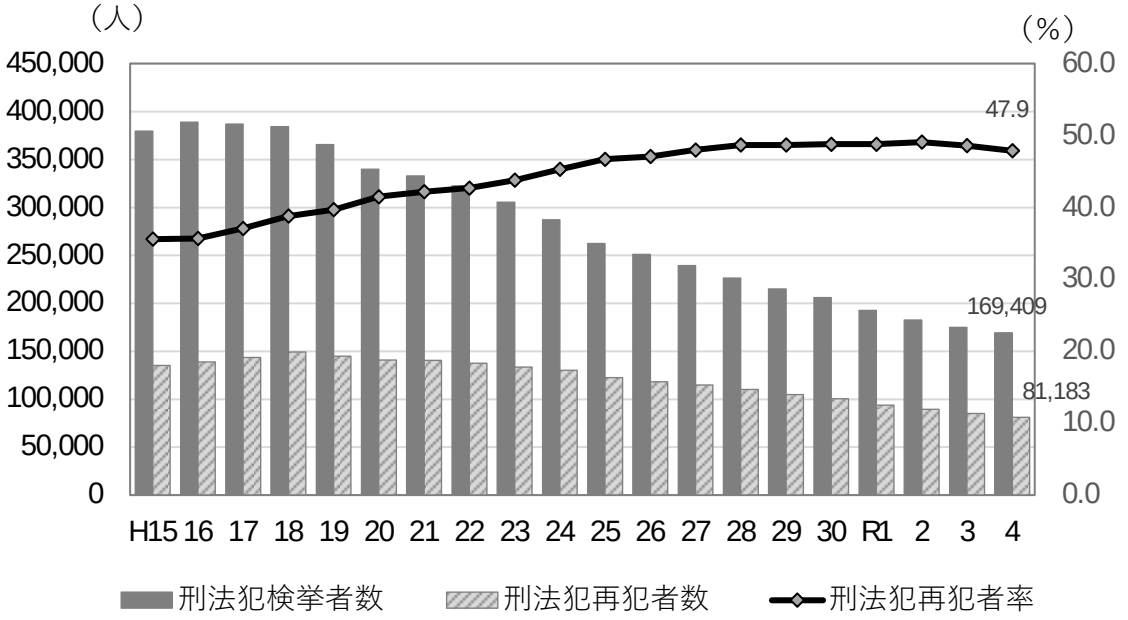

注１　「刑法犯再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

注２　「刑法犯再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める刑法犯再犯者数の割合をいう。

出典：令和５年版再犯防止推進白書

②山梨県の現状

山梨県の検挙者数、再犯者数は、ともに近年減少傾向にあり、令和５年の検挙者数は前年より 26 人増加、再犯者数は前年より 32 人減少しました。これにより、再犯者率は前年より５％以上減少しています。

山梨県の再犯者率の推移について、令和２年以降 50％を超え、全国平均を上回る状況で推移していたものの、令和５年は 45.8％と全国平均を下回る結果となっています。

図　山梨県の再犯者数の推移

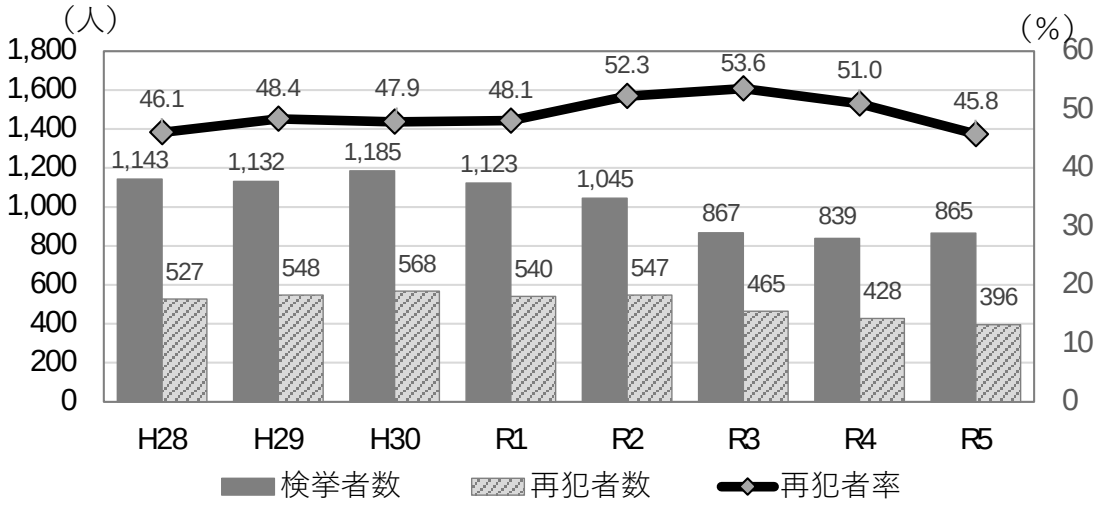

出典：山梨県資料

図　山梨県・全国の再犯者率の推移

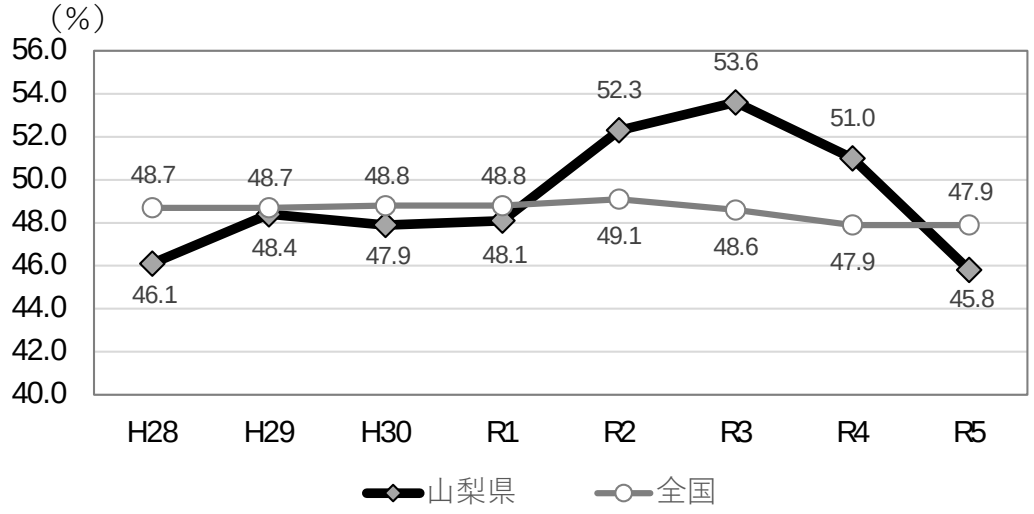

出典：山梨県資料

（２）本市の現状

①刑法犯認知件数

本市における刑法犯認知件数は減少傾向にあり、再犯率も減少してきています。

図　富士吉田市の刑法犯認知件数

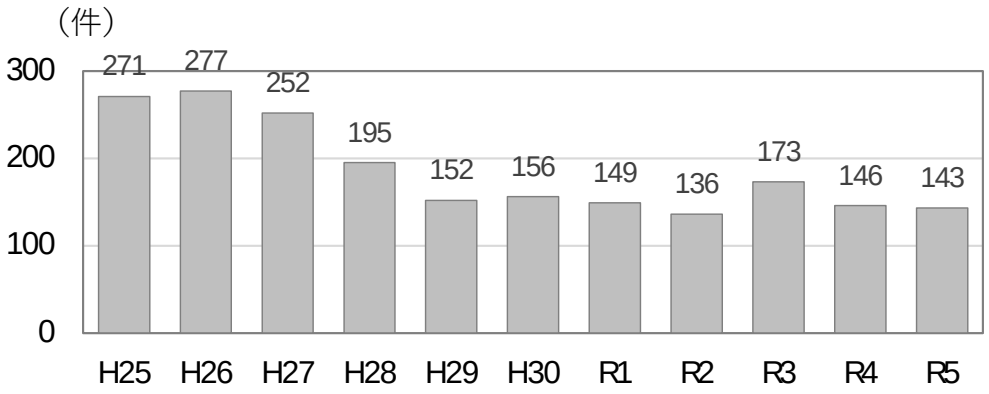

出典：山梨県警察（山梨県の犯罪統計）

②富士吉田保護区保護司会の活動

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアである保護司の活動について、富士吉田保護区保護司会および富士吉田地区更生保護女性会へのヒアリング調査をもとに整理します。

活動内容	・保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアである。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされていますが、給与は支給されません。（交通費のみ） ・少年・少女から高齢者までの全世代を対象としています。
団体規模	・富士吉田保護区は、１市１町３村で約 35 人（定数 38 名）の保護司が在籍し、２年の任期です。ただし、再任が多く 75 歳が定年です。 ・親世代から保護司をされている方も多い状況です。
活動状況	・守秘義務があるため、保護司の家族にも言えないこともあります。遵守事項があり、罪状ごとに、月の訪問回数なども決まっています。毎月、書類をもって、仕事や収入、友人関係、家族・引受人との関わり方などを報告しています。 ・近年は、薬物・ギャンブル・アルコール依存症の方も多く、その家庭に問題がある場合もあります。世間話や趣味の話をしながら、時間をかけながら関係を築いています。
女性会の活動	・女性会は、山梨県更生保護女性連盟の中の団体として、別のボランティア団体として組織を組み、活動しています。 ・ふれあいセンターにおいて実施する、監察官・保護司・対象者との面接において、おもてなしを担っています。 ・甲府市内の更生保護施設（身寄りがない、帰るべき住居が無い方などが入居できる施設）は約 10 人が利用しており、女性会では交代で、その食事等の世話を行っています。

（３）課題

①こどもの支援

保護観察の対象者は少なくなっていますが、低年齢化してきています。特に、こども達の薬物依存等が大きな問題であるといえます。

そのため、学校長など教育関係者 OB の方に保護司を依頼したり、学校へ「社会を明るくする運動キャンペーン」を依頼したり、連携してこどもの犯罪予防活動に取り組んでいます。

一方で、近年は核家族化やひとり親世帯なども増加しており、家庭の中で親とこどもとの関わり方が重要となっています。

そのため、学校等と連携した更なるこどもの犯罪予防活動の推進が求められます。

②就労・住居・相談体制の確保

未成年の場合は学校に復帰すること、成年であれば仕事を持つことが再犯防止には重要であり、そのサポートが一番求められています。

しかし、民間事業者の協力で成り立つ雇用主会だけでは採用人数や業種が限られるため、行政のサポートが求められています。収入が低い方は市営団地への入居も必要となることから、行政による住居支援のサポートも重要です。

また、依存症の方は家庭でどうにかしようと考えてしまう傾向にありますが、専門家に相談し、人の力を借りながら対応していくことが重要です。そのためにも、いつでも相談に乗れるサポートが求められています。

③サポートセンターの設置

保護司会ごとに、サポートセンターを設置することが国より示されています。

現在、富士吉田地区更生保護サポートセンターは、保護司の会員宅に設置しており、理事会等で利用しています。一方、他地区は旧学校や市役所等を活用している場合が多くあります。

継続性の観点からも、市役所等の公的施設にサポートセンターを設置することが求められています。

④市民の意識向上

市民においては、犯罪防止について正しい知識を持ち、理解をしてもらうことが重要です。

学校や地域活動の中で、多様な周知を行い、市民の犯罪防止、再犯防止の意識向上につなげることが求められます。

⑤地元企業の理解

再犯防止には仕事を持つことが重要であり、そのためには地元企業の理解が大変重要です。

また、地元企業から保護司女性会の活動費として寄付もあり、地元企業の理解は継続的な取組に大きく貢献しています。

地元企業の保護司会等の活動および犯罪防止、再犯防止への更なる理解が求められます。

３．基本的な考え方

（１）基本方針

犯罪をした人等が、社会において孤立することなく、円滑に社会の一員として復帰できるよう支援することは、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らしていける社会の実現につながります。

国の再犯防止推進計画及び山梨県再犯防止推進計画を踏まえ、犯罪をした人等を含め市民誰もが互いに尊重し、ともに支え合って、安心して暮らせるまちの実現に向けて、次の３つを基本方針として設定します。

①市民の理解促進・関心を深める

犯罪をした人等が立ち直り、円滑な社会復帰を果たすためには、本人の努力はもとより、周囲の人や地域社会の理解と協力が必要です。

犯罪やこどもの非行防止と、犯罪をした人等の社会復帰支援の重要性や取組について、広く市民の関心と理解が得られるように普及、啓発していきます。

また、就労支援にもつながるよう、地元企業の理解促進にも取り組みます。

②切れ目のない支援の充実を図る

再び犯罪をおこさず、社会の一員として復帰するためには、住居や就労などの生活基盤の確保が重要です。また、刑法犯検挙人員に占める 65 歳以上の高齢者の割合も年々上昇しており、保険医療や福祉などの行政サービスも求められています。

円滑な社会復帰を果たすためには、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導や支援を受けられるように取り組みます。

③関係機関・団体との連携を強化する

犯罪をした人等が社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、国、県、市、保護司会、学校、その他の関係者と緊密な連携協力体制をとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進します。

（２）施策体系

基本方針

基本方針１	**基本方針２**	**基本方針３**
市民の理解促進・関心を深める	切れ目のない支援の充実を図る	関係機関・団体との連携を強化する

施策の展開

１．市民への周知・啓発

２．就労・住居の支援による生活基盤の安定

①就労支援
②住居支援

３．保健医療・福祉サービスの提供

①高齢者や障害のある人等への支援
②薬物依存に対する支援

４．若者の非行防止と修学支援

①学校や地域と連携した非行防止
②修学支援・学習機会の提供

５．関係機関・団体との連携強化

①保護司会の活動への協力・支援
②居場所づくり

計画の推進

１．支援者のネットワークづくり

２．計画の進捗管理

４．再犯防止推進の施策

（１）市民への周知・啓発

犯罪をした人等の社会復帰支援の重要性についての理解を促進するため、関係機関と連携し、地域住民や地元企業に対する広報・啓発活動に取り組みます。

施策	施策内容	担当課
社会を明るくする運動	毎年７月の「社会を明るくする運動強調月間」及び「再犯防止啓発月間」において、保護司会を中心に更生保護団体や地域関係団体が取り組まれる様々な活動の周知・啓発等を支援します。	福祉課
青少年の被害・非行防止全国強調月間	毎年７月の「青少年の被害・非行防止全国強調月間」において、青少年の被害・非行防止に対する市民の理解を深めるために、広報啓発活動に取り組みます。	生涯学習課
再犯防止に関する人権啓発	刑を終えて出所した人に対する偏見や差別の防止や地域社会での受け入れについて理解を深めるため、市民等に対し、人権に関する啓発活動を実施します。	福祉課
小学校における人権教育及び啓発活動の推進	平成６年から毎年「人権の花運動」という人権啓発活動を市内の小学生に対して実施しています。こどもたちがやさしさと思いやりの心を学び、確かな人権意識と人権感覚を育むことが目的です。さらに、様々な人権問題解決に向けた実践力を養い、差別や偏見のない社会の実現に努めます。	福祉課

（２）就労・住居の支援による生活基盤の安定

①就労支援

安定した収入を得ること、規則正しい生活や社会での役割を持つことは、犯罪防止の観点からも重要な要素であることから、就労に向けた支援や定着のための施策を推進します。

また、犯罪をした人等の就労の場を確保するため、ハローワーク等との連携を図り、就労の場の創出を推進します。

施策	施策内容	担当課
生活保護受給者・生活困窮者・児童扶養手当受給者に対する就労支援	生活困窮者自立支援事業を実施しており、生活と就労に関する相談窓口が設置されています。さらに、生活保護受給者等自立支援事業等により、生活困窮者等への伴走型支援を促進します。ハローワークと連携し、履歴書の書き方の指導、就職後の定着支援などを行い、就労支援を行います。さらに、就労支援を実施している関係支援機関と連携した支援を行います。	福祉課 こども家庭センター
障害者の就労支援	障害者総合支援法に基づく就労系サービス（就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、就労定着支援）により、就労に向けた訓練機会の提供や就労後の定着を支援します。また、必要に応じて、ハローワークや障害者就労・生活支援センター等、関係支援機関と連携した支援を行います。	福祉課
高齢者の就労支援	シルバー人材センターと連携し、60 歳以上で働く意欲のある健康な人に対し、就業の機会を提供します。	商工振興課

②住居支援

生活の安定を築き再犯を防止するため、適切な住居の確保に係る支援や情報提供等を推進します。

施策	施策内容	担当課
市営住宅の適切な提供	住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で市営住宅を賃貸し、居住の安定を図ります。	都市政策課
生活困窮者等に対する安定した住居確保	一定の要件を満たす生活困窮者等に対して、住居確保給付金事業や生活保護制度を利用することで、就職を容易にし、現居住地に安定して住み続けることができるよう支援します。また、住まいに不安を抱える方に対し、居住支援事業を活用し、住居の安定と自立の助長を支援します。また、必要時には、市内不動産業者に同行支援等を実施するなど、安心して生活が送れるよう支援します。	福祉課
高齢者・障害者への住まいの情報提供	在宅での日常生活が困難な高齢者・障害者等に対し、福祉施設等への入所（居）について情報提供を行います。	健康長寿課 福祉課

（３）保健医療・福祉サービスの提供

①高齢者や障害のある人等への支援

自立した生活に向け適切な支援を必要とする人や、支援を受けたくてもその方法が分からないような人に対し、必要な支援が適切に受けられるよう、伴走型サポートにより一貫した支援を行います。

施策	施策内容	担当課
生活保護制度	資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する人に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長します。	福祉課
生活困窮者への支援	何らかの収入がありながら、支出の仕方に問題があるため、収支のバランスが取れなくなり、公共料金や家賃、税、保険料等の滞納や債務が発生しているまたは、そのおそれがある人に対して、収支のバランスが取れた家計のやりくりを自ら行えるよう相談員による生活全般に関する相談支援を行います。	福祉課
高齢者等への支援	富士吉田市地域包括支援センターを中心に、介護・福祉・保健・医療など、高齢者に関するさまざまな相談に対応し、適切なサービスや制度の利用につなげる等の支援を行います。	健康長寿課
障害のある人への支援	基幹相談支援センターふじのわを中心に、障害者手帳の取得を含め、障害福祉制度全般における相談対応を行い、障害福祉制度の利用を支援します。	福祉課

②薬物依存に対する支援

薬物乱用は、依存症や治癒が困難な心身へのダメージがあることから、決して薬物に手を出さず、薬物乱用を許さない社会環境づくりを目指します。

また、薬物依存からの回復には長い期間を要するなど、多くの課題が多いことから、本人の自助努力だけではなく、途切れることのない継続的な支援を関係機関と実施していきます。

施策	施策内容	担当課
基幹相談支援センターや専門職等による相談支援	薬物依存からの回復に取り組もうとする本人や家族または、関係者からの心身の健康や適切な治療に向けた相談を受け、専門職が必要に応じて、医療機関に関する助言や社会保障制度や福祉サービスの利用に向けた情報提供及び支援、また、自助グループの紹介を行います。	福祉課
薬物乱用防止教室の実施	学校薬剤師等が薬物乱用防止についての講義を行うなど薬物乱用の危険性の周知を行っています。また、山梨県教育委員会主催による薬物乱用防止に関する教育研修会を通して、理解を深め、指導の充実を図ります。	学校教育課
薬物・危険ドラッグ乱用防止の広報・啓発	毎年、6 月 26 日は「国際麻薬乱用撲滅デー」となっており、国民一人ひとりの薬物乱用問題に対する認識を高めるため、ポスターなどを活用し、薬物乱用防止の啓発に努めます。	健康長寿課
民間団体との連携	富士五湖ダルクという依存症の方の社会復帰を支援する民間のリハビリ施設があり、依存症の方々の支援を行っています。引き続き民間団体とも連携に努め、依存症の方の社会復帰を支援します。	福祉課
看護師等による重複受診、頻回受診等への相談指導	国民健康保険及び後期高齢者医療保険被保険者の方で、重複受診や頻回受診などで重複投薬などの対象者に対し、健康被害の防止と医療費の適正化を目的に、電話や通知とともに、健康相談や指導を実施し、市民の健康増進及び生活の質の向上に努めます。	健康長寿課

（４）若者の非行防止と修学支援

①学校や地域と連携した非行防止

学校や地域の関係機関・団体等と連携して、児童・生徒の見守りや、非行防止のための普及啓発活動に取り組みます。

また、非行や問題行動を含めた児童・生徒の行動や状況に応じて、関係機関と連携して一貫した支援や指導に取り組みます。

施策	施策内容	担当課
こども家庭センターの各種支援	妊産婦の相談から養育者の育児相談、こども自身の児童虐待や家庭の悩み、ヤングケアラーなど多種多様な問題を一緒に考え、関係機関とも連携して支援します。	こども家庭センター
こどもの見回り活動の実施	一部の学校においては、夏休み期間中に保護者の見回り活動を実施しています。また、地域のお祭り等の際には、ＰＴＡや教師が警察と連携しながら、見守り活動を実施します。	学校教育課
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等よる児童生徒等に対する相談支援	県から派遣されるスクールカウンセラー、市で委託をしているスクールソーシャルワーカーに加え、保護者や児童生徒の悩みを伺う総合教育支援員を配置しています。加えて、心理検査等が必要な児童生徒に対しては、市で委託をしている心理士の面談および心理検査を実施し、適切な支援に結び付けます。	学校教育課
職業観等学びの支援	職場体験や、実際に地元企業に勤める方から話を伺う「ふるさと発見ワークショップ」を開催し、将来の生き方や人生観、職業観を考える学習の機会を設けます。	教育研修所
青少年センターの運営	青少年が自主的に多様な活動に取り組むとともに、活動を通じて互いの交流を深めることで、協調性や社会性を養い、健全な成長に寄与する居場所として、青少年センターの管理運営に取り組みます。	生涯学習課

②修学支援・学習機会の提供

児童・生徒の意向、特性、能力に応じた修学支援・学習機会の提供を、学校や関係機関等と連携して取り組みます。また、経済的な支援等を通じて、経済的な理由で進学を諦めることを防ぐなど、継続的な学びを支援する取り組みを推進します。

施策	施策内容	担当課
生活保護世帯における中学生の高等学校等進学の実現への取組	中学３年生のこどもがいる被保護世帯に対し、高等学校等進学の重要性を喚起するとともに、生業扶助・各種貸付金制度等の情報を提供し、高等学校等入学までの間に時機を得た支援を行うことで高等学校等進学の実現を図り、世帯の自立を助長します。	福祉課
生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業の推進	教育を十分に受けられないことによる貧困の連鎖を防止する事を目的に、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の中学生等を対象として、塾形式の学習支援を委託により行います。	福祉課
児童向けの学習・就学支援	経済的理由で教育を十分に受けられないことを防止するために、就学援助費を支給しています。同様に新入学児童生徒の家庭に対しては入学準備金を扶助し、経済的な負担軽減を図ります。 また、ＩＣＴ教育が進む中で、タブレットＰＣの持ち帰り学習が行われた際には、家庭でのＷｉ－Ｆｉ環境利用料の一部を補助するとともに、インターネット環境が満足に整わず、タブレット端末等を使用した家庭学習を行う機会が減少してしまうことを防ぐために、モバイルルーターの貸し出しを行います。	学校教育課

（５）関係機関・団体との連携強化

①保護司会の活動への協力・支援

保護司会では多様な活動に取り組まれており、活動の継続性のためにも、関係機関・団体と連携しながら活動への協力・支援を行います。

また、保護司会ごとに、サポートセンターを設置することが国より示されています。今後の関係機関・団体との連携強化のためにも、市役所等の公的施設にサポートセンターを設置します。

施策	施策内容	担当課
保護司会の活動への協力支援	保護司会が中心に実施している活動について、関係機関・団体と連携しながら活動への協力・支援を行います。	福祉課
公的施設へのサポートセンター設置	市役所等の公的施設にサポートセンターの設置を目指します。	福祉課

②居場所づくり

犯罪や非行をした人を排除・孤立させないため、地域での居場所づくりやサロン活動等の取組を支援します。

また、再犯防止や更生保護に取り組む民間協力者、地域での見守り活動等地域づくりに取り組む団体等の活動を支援します。

施策	施策内容	担当課
高齢者の居場所づくり	地域で取り組まれる高齢者サロン活動や、老人クラブ連合会に加盟するシニアクラブ、また、コミュニティカフェに対する支援を行います。	健康長寿課
障害者の居場所づくり	障害のある方を対象に、社会との交流や創造的活動、生産活動を支援する場として、地域活動支援センターが市内に２ヵ所設置されており、引き続き連携及び支援を行います。	福祉課
こどもの居場所づくり	子育て支援センターでは、こども家庭センターを始め、つどいの広場「にじいろ」、産前産後ケアルーム「ひだまり」、学習室や多目的ホールと赤ちゃんから小中高生、こどもを持つ親とみんなが交流できる場となっています。	こども家庭センター

５．計画の推進に向けて

（１）支援者のネットワークづくり

犯罪をした人等を支援するため、保護観察所や矯正施設等の刑事司法関係機関、富士吉田地区保護司会や富士吉田地区更生保護女性会などの更生保護に関わる団体、山梨県や富士吉田市等の行政が有機的に連携し、対象者に対する包括的な支援に繋げます。

また、市民に加え地元企業の理解も重要であり、地域における支援者のネットワークの充実を図ります。

（２）計画の進捗管理

本計画を着実に推進するため、毎年、計画の進捗状況等を点検し、必要に応じて見直しを行う等、計画の推進と進捗管理を行います。

富士吉田市

成年後見制度利用促進計画

富士吉田市

第５章　成年後見制度利用促進計画

１．計画の策定趣旨及び位置づけ

（１）計画策定の趣旨

成年後見制度は、認知症や知的障害その他の精神上の障害により判断能力が不十分であるために、契約等の法律行為の意思決定が困難な方について、家庭裁判所への申立て手続により、成年後見人等を選任して、その方に代わって意思表示を行い、生命・身体・自由・財産等の見地を擁護するための制度です。

社会の高齢化が進み、判断能力が十分でない人が住み慣れた地域で日常生活を送り続けるためには、社会全体で支えあうことが喫緊の課題となっています。しかし、成年後見制度はそのための重要な手段ですが、まだ十分に利用されていないのが現状です。

こうした状況の中、成年被後見人等の基本的人権が尊重された生活が保障されること、成年被後見人等の意思決定支援と身上保護が適切に行われることを理念とした「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成 28 年５月に施行されました。平成 29 年３月に、同法を受け「成年後見制度利用促進基本計画」が策定されました。

本市においても、すべての市民が、本人の意思や尊厳を尊重され、生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちの実現に向けて、「富士吉田市成年後見制度利用促進計画」を策定します。

（２）計画の位置づけ

本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第 14 条第１項に規定された市町村が定める基本的な計画です。

成年後見制度利用促進計画は福祉に関する様々な施策と関連することから、国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案しつつ、福祉の総合的な計画である「第５期富士吉田市地域福祉計画」と一体的に策定します。

（３）計画期間

本計画は、「第５期富士吉田市地域福祉計画」と連携を図りながら進めていく必要があることから、地域福祉計画と同じく令和 7 年度～令和 11 年度の５年間とします。

２．現状と課題

（１）市民向けアンケート調査結果

①成年後見制度の認知度

成年後見制度の認知度について、市民、前期高齢者、国（一般市民）の認知度は、６～７割と高くなっていますが、障害者の認知度は４割、後期高齢者の認知度は５割と若干低くなっています。

図　成年後見制度の認知度

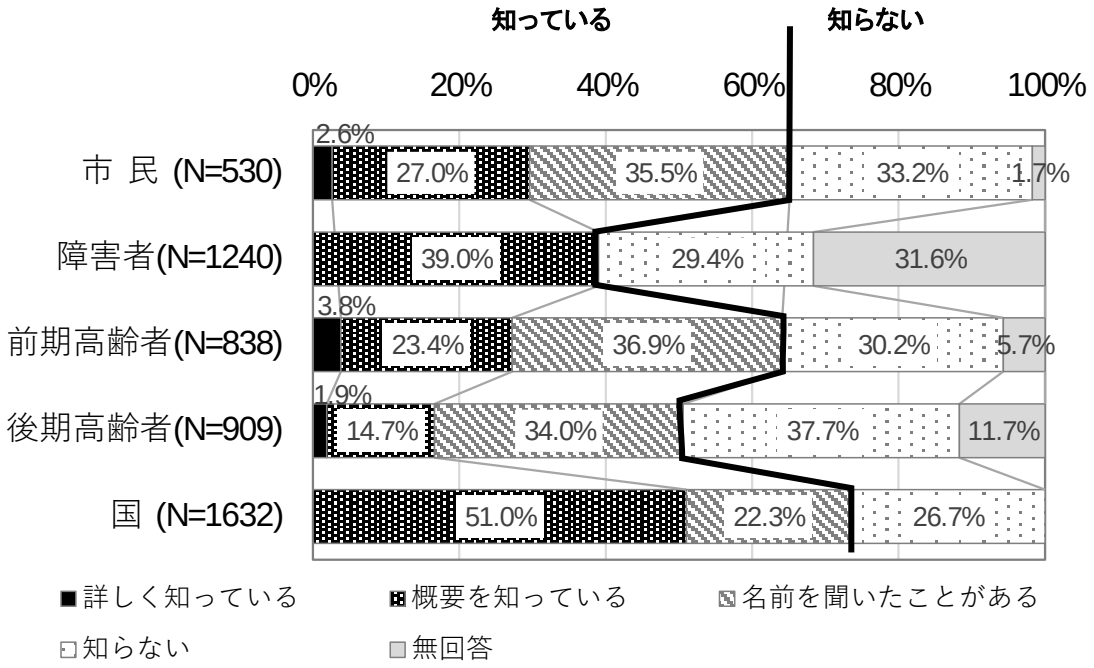

出典：第５期富士吉田市地域福祉計画アンケート調査〔令和５年 12 月、市民〕
出典：富士吉田市障害者計画・第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画アンケート調査〔令和５年９月、市内在住の「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」所持者〕
出典：富士吉田市高齢者福祉・介護保険に関するアンケート調査〔令和５年３月、高齢者〕
出典：認知症に関する世論調査〔令和２年、内閣府〕

②成年後見制度の利用意向

判断能力に不安が生じた時の成年後見制度利用意向について、前期高齢者は25%、後期高齢者は22%が「利用したい」としているが、障害者は９％と少ない状況にあります。

図　成年後見制度の利用意向

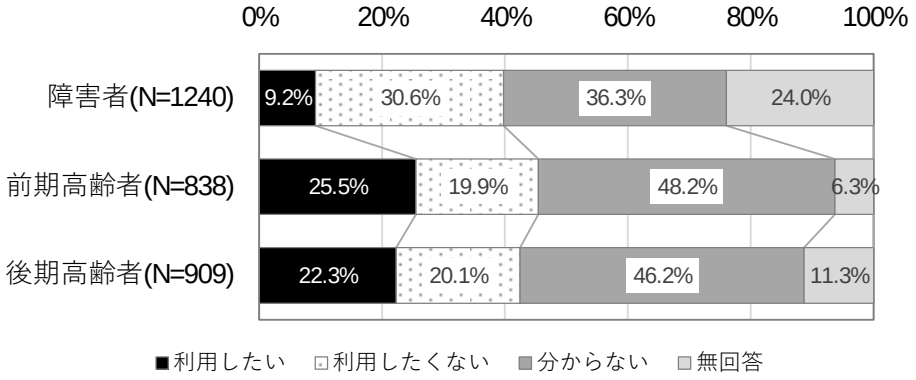

出典：富士吉田市障害者計画・第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画アンケート調査〔令和５年９月、市内在住の「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」所持者〕
出典：富士吉田市高齢者福祉・介護保険に関するアンケート調査〔令和５年３月、高齢者〕

③成年後見制度を利用したくない理由

成年後見制度を利用したくない理由について、制度内容や料金、手続など、多様な理由があげられています。

図　成年後見制度を利用したくない理由

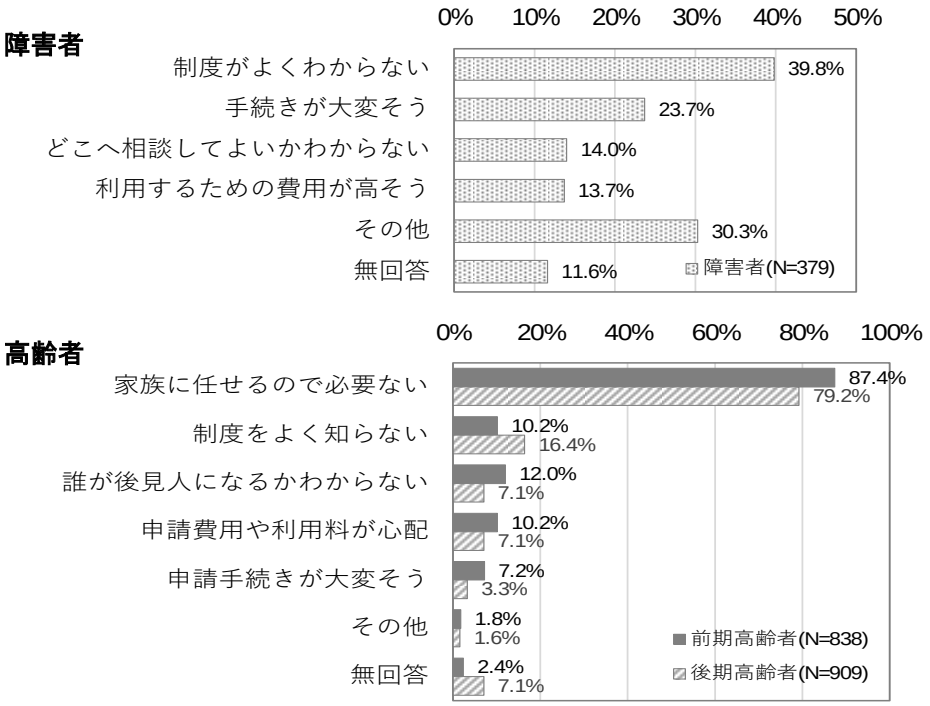

出典：富士吉田市障害者計画・第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画アンケート調査〔令和５年９月、市内在住の「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」所持者〕
出典：富士吉田市高齢者福祉・介護保険に関するアンケート調査〔令和５年３月、高齢者〕

（２）専門職向けアンケート調査結果

①事業所における成年後見制度の実態

介護支援専門員及び相談支援専門員へのアンケート調査より、事業所における成年後見制度の現状と問題点を整理します。

・専門家 19 人中８人の方が、成年後見制度の利用者がいると回答しています。
・さらに、11 人の方が、制度の利用が必要と思われる方がいると回答しています。利用が必要な理由としては、多様な内容があげられています。
・利用につながらない理由としては、「本人・家族が同意しない」が最も多くあげられています。
・14 人の方は、成年後見制度に関する相談を受けたことがあると回答しています。「本人の家族・親族」からの相談が最も多く、内容としては「日常の金銭管理」、「財産管理や家（土地）の処分」」などが多くあげられています。
・10 人の方から、成年後見制度や金銭管理について困ったことについて意見があげられており、市へも、周知や助成など多くの支援が求められています。

図　利用が必要と思われる理由（複数回答）

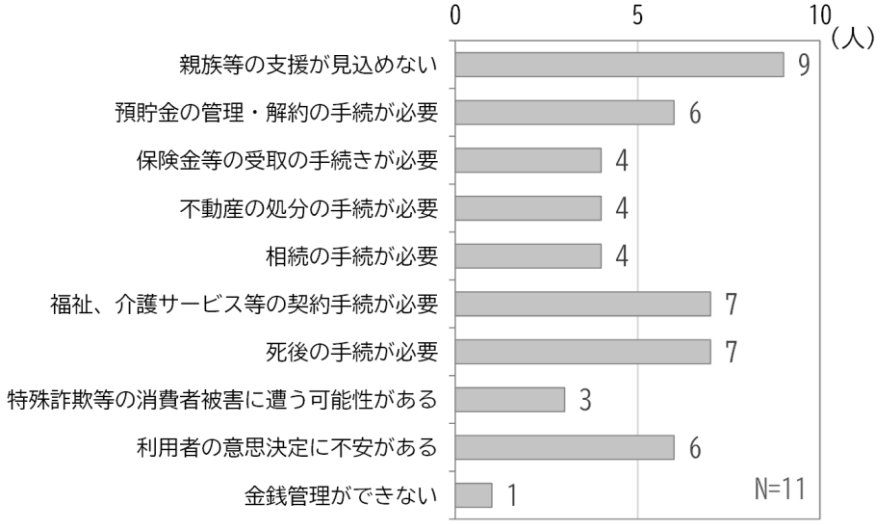

図　利用者等が成年後見制度の利用につながらない理由（複数回答）

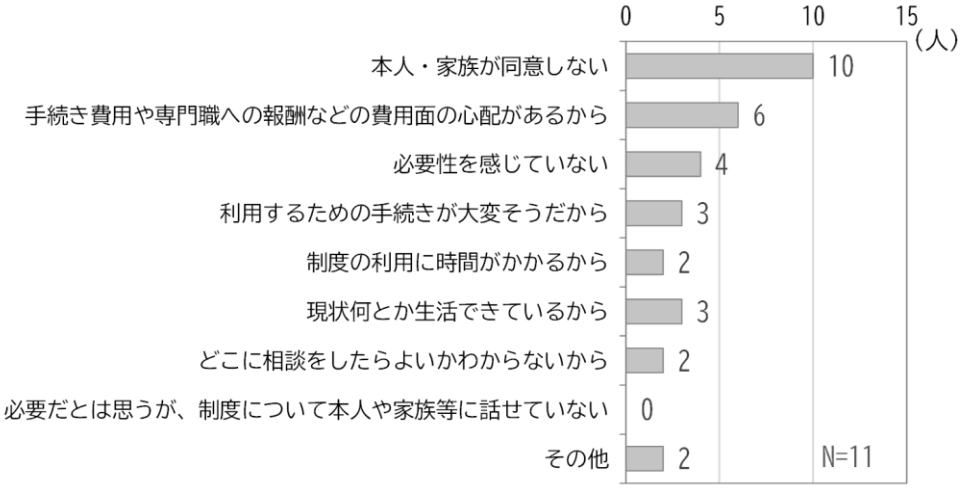

図　成年後見制度に関する相談の有無

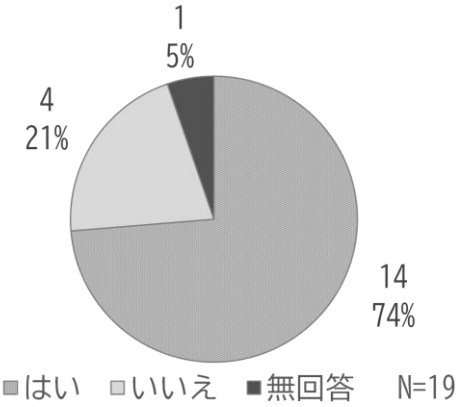

図　どこから相談を受けたか（複数回答）

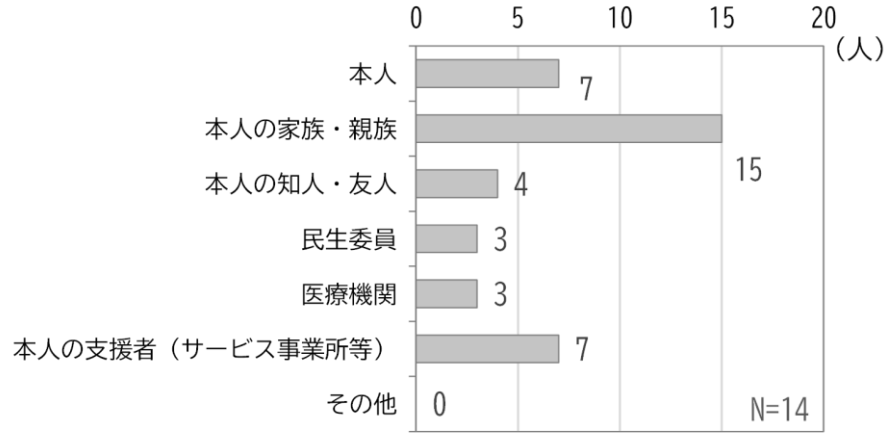

図　相談内容（複数回答）

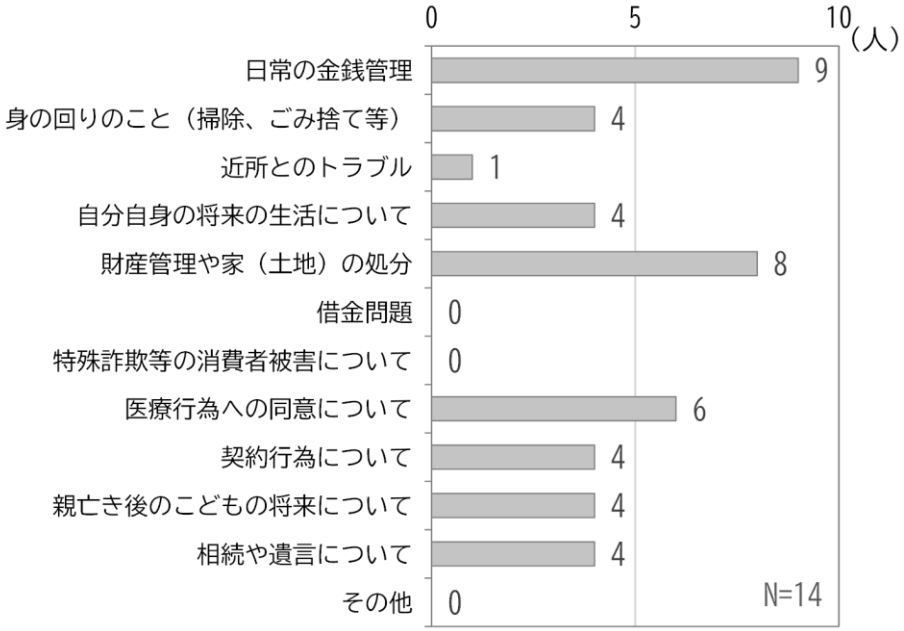

（３）成年後見制度各種事業等の利用状況

①申立件数・各種事業利用件数等

成年後見の申立件数について、成年後見が５件／年前後、保佐と補助は０～１件／年と横ばいで推移しています。

市長後見等申立件数は高齢者で４件／年、障害者で１件／年程度となっています。

成年後見制度利用促進事業については、毎年１件程度の利用があります。

日常生活自立支援事業については、毎年 40 件程度の利用があり、毎年 2,800 件の生活支援員活動実績があります。

表　成年後見等の申立件数（件）

	平成30年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
成年後見	4	6	5	5	3	7
保佐	0	0	2	1	1	0
補助	0	0	0	1	0	1
任意後見	0	0	0	0	0	0

出典：家庭裁判所

表　市長後見等申立件数（件）

	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
高齢者	4	2	4	0	4
障害者	0	0	2	0	1

出典：福祉課

表　成年後見制度利用促進事業 利用件数（件）

		令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
申立手数料	高齢者	1	1	1	0	4
助成件数	障害者	0	0	1	0	1
後見人報酬	高齢者	0	0	0	0	0
助成件数	障害者	0	1	0	1	0

出典：福祉課

表　日常生活自立支援事業 実績数〔富士吉田市民〕（人、件）

	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
実利用者数	35	39	32	45	40
契約終結件数	8	5	9	9	3
生活支援員活動実績	2,686	2,584	2,524	2,830	2,789

出典：富士吉田市社会福祉協議会

（４）課題

①認知不足

成年後見制度利用の必要性が高いといえる障害者や後期高齢者においては、市民よりも成年後見制度の認知度が低い状況にあります。成年後見制度を利用したくない理由については、制度内容や料金、手続など、知識不足が多くあげられています。

また、事業所等では家族や親族から相談はあるものの、家族や親族の理解が得られずに利用できない場面も生じています。

さらに、現状成年後見申立てについては、全国的に後見類型の申立てが一番多い現状にあり、富士吉田市でも同様となっています。広く市民に対し、制度内容や利用方法、相談先など周知を図っていくことで、判断能力の低下が軽度の段階で、本人の希望や生活課題に応じて補助・保佐類型の成年後見制度を利用することが考えられ、権利擁護支援の推進につながると考えらます。

②相談・申立に関するサポート体制の充実

成年後見制度の手続が煩雑であるため、本当に必要な方や家族等にとって、メリットが感じられず、利用に結びつかない場合があります。

また、現場で相談され、当事者やご家族をサポートしている事業所等の負担も大きくなっています。

分かりやすい情報発信、相談機能の充実、成年後見制度に関する申立手続の円滑化のための支援、資金面での助成など、多様な行政のサポートが求められています。

③地域連携ネットワークづくりの必要性

成年後見制度が必要であると考えられる方の中でも、身寄りのない高齢者や家族など支援者が不在の方もいます。仮に、判断能力が低下してしまっても、自ら助けを求めることが難しく、適切な判断ができなくなってしまっても気が付かず、本人に不利益な状況となってしまう可能性があります。

また、入院時への対応や独居高齢者のペット対応、死後の事務処理などについては、成年後見制度では対応範囲外であるものの、現場で問題が顕在化してきています。

国の第二期成年後見制度利用促進計画の地域連携ネットワークづくりにおいて、どの地域においても尊厳のある本人らしい生活の継続や地域社会への参加支援を図るとされています。そのため、中核機関を中心に様々なネットワーク構築が必要です。さらに、権利擁護や地域の課題等を話し合うための協議する場の体制づくりが必要であり、そこで、市民の立場で活動を行う「市民後見人」といった権利擁護支援の担い手不足などの課題についても協議、検討していく必要があります。

３．基本的な考え方

（１）基本方針

障害や加齢による判断能力の低下などがあっても、誰もが住み慣れた地域で、地域の人々と支えあいながら、尊厳を持ってその人らしい生活を継続できるまちの実現に向けて、次の３つを基本方針として設定します。

①市民の理解促進・関心を深める

法定後見制度には、本人の判断能力の程度に応じて「補助」「保佐」「後見」の３つの制度があり、必要な方に必要な情報が伝わることが大切です。本人や支援関係者、地域住民等が、成年後見制度を正しく理解し、利用につなげていくことが求められます。

そのため、多様な媒体による情報発信、各種事業の支援等により、成年後見制度の普及促進を図ります。

②地域での支援体制の充実を図る

権利擁護に係る相談窓口を明確化し、市民や支援関係者が安心して相談できる体制を推進します。

また、後見レベルからの支援ではなく、成年後見制度に移行する前段階での「日常生活自立支援事業」からの取組が求められます。そのため、関係団体との連携強化を進め、地域で支援するネットワークの構築を図ります。

③中核機関の体制整備と機能強化を図る

中核機関は、健康長寿課と福祉課の両部署が成年後見制度の相談窓口となっており、対象者別に相談対応をしています。中核機関を設置し、成年後見利用促進や権利擁護支援※を推進していくためには、庁内各部署が連携して取り組むことが重要です。さらに、対応する職員の質の向上を図り、幅広い相談に対応できるようにするため、積極的に研修に参加し、専門性を高めること、各部署で足並みをそろえて対応できるよう情報共有の強化を図り、住み慣れた地域で生活を継続できるまちの実現に向けて、権利擁護支援の充実を進めていきます。

※権利擁護支援とは、意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が地域社会に参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動です。

（２）施策体系

基本方針

基本方針１	基本方針２	基本方針３
市民の理解促進・関心を深める	地域での支援体制の充実を図る	中核機関の体制整備と機能強化を図る

施策の展開

１．成年後見制度の普及促進

①制度の周知啓発
②成年後見制度利用支援事業

２．地域連携ネットワークの構築

３．中核機関の体制整備と機能強化

計画の推進

１．市民理解と共助精神の醸成

２．計画の進捗管理

図　成年後見制度の種類

任意後見	法定後見		
	補助	保佐	後見
将来に備える方へ	重要な手続・契約の中でひとりで決めることに心配がある方	重要な手続・契約などをひとりで決めることが心配な方	多くの手続・契約などをひとりで決めることがむずかしい方
ひとりで決めることができるうちに任意後見人を選定	一部の契約・手続等の同意・取消や代理 ※申立てにより裁判所が定める行為	財産上の重要な契約等の同意・取消や代理 ※申立てにより裁判所が定める行為	すべての契約等の代理・取消 ※日常生活に関する行為は除く
自分で選んだ人を任意後見人にすることができる	家庭裁判所が補助人、保佐人、成年後見人を選任 （本人の親族、法律・福祉の専門家、その他の第三者、福祉関係の法人やその他の法人）		

出典：厚生労働省リーフレット

４．成年後見制度利用促進の施策

（１）成年後見制度の普及促進

①制度の周知・啓発

地域社会全体に、権利擁護とその手段のひとつとしての成年後見制度についての理解を促進するため、関係機関と連携し、市民や本人を取り巻く支援者に対し広報・啓発活動に取り組みます。

施策	施策内容	担当
広報・啓発活動の推進	多様な媒体を活用して、広報・啓発活動を行います。 また、支援を必要とする人に情報が届くよう、チラシやパンフレットを用いた情報提供を行います。	健康長寿課 福祉課
講演会等の実施	市民を対象として、成年後見制度に係る啓発事業を実施します。必要に応じて、出張講座等の事業も実施します。	
研修会等の実施	支援関係者を対象とした研修会等を実施します。	

②成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用を必要とする人が自ら申立手続を行うことができない、また、親族による申立てができない、申立ての経費や後見人等の報酬を負担できない等の理由により制度につながらない人に対して、制度の円滑な利用を目的に支援を行います。

施策	施策内容	担当
市長申立ての実施	成年後見制度を利用する必要性があるが、申立手続をする親族等がいない場合には、市長による申立てを実施します。	健康長寿課 福祉課
申立費用の助成	申立費用の助成を行います。	
後見人等への報酬助成	後見人等への報酬補助を行います。	

（２）地域連携ネットワークの構築

必要な人が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、行政・家庭裁判所・専門職団体・民間の団体等が一体的に連携・協力し、権利擁護支援の必要な人を早期に発見し、適切に必要な支援につなげるため地域連携ネットワークの構築を図ります。

施策	施策内容	担当
協議会の設置及び運営	法律・福祉の専門職団体や関係機関の連携強化及び困難事例に対する支援、協力を行う組織として「協議会」を設置します。 具体的には、後見等開始の前後を問わず、成年後見制度に関する専門相談に応じ、困難ケースの対応方法の助言する体制や市民後見人などの担い手不足などの課題を含む成年後見利用促進の方針について協議の場を構築します。	健康長寿課 福祉課
制度利用者を中心とした支援チームの検討及び形成	後見人と制度利用者に身近な家族、親族、福祉・医療関係者、地域住民等の制度利用者を支援している関係者を中心とした「チーム」形成について方策を検討し、本人の自己決定権を尊重しつつよりよい生活につながるような支援体制をつくります。	
日常生活自立支援事業との連携	社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の活用を図りながら、成年後見制度への移行が必要となった場合にスムーズに移行できるような基準や体制整備に取り組みます。	
富士吉田市社会福祉協議会が実施する法人成年後見事業との連携	富士吉田市社会福祉協議会は、令和元年度から法人成年後見事業を実施しており、福祉的な関わりが必要なケースについては、法人成年後見事業の利用につなげています。また、社会福祉協議会の実施する法人後見事業運営委員会に参加し、引き続き支援体制の連携をしています。	

参考　中核機関について

〇本市における中核機関の設置状況について

成年後見利用促進法及び国における成年後見制度利用促進計画において、市町村は、成年後見制度を必要とする方が、全国どこにいても適切な権利擁護支援が受けられるよう、権利擁護の地域連携ネットワークの構築や、その中核となる機関（中核機関）の設置などについて努めることとなりました。本市では、令和６年４月１日より健康長寿課内に中核機関が設置され、健康長寿課と福祉課が一体となり、中核機関の体制整備を進めていきます。

中核機関の体制として、段階的に次に記載する機能を整備していく予定です。

①広報機能
②相談機能
③利用促進機能
④後見人支援機能
⑤地域連携ネットワークの構築
⑥協議会等の運営
⑦担い手の育成・活動の促進

図　権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ

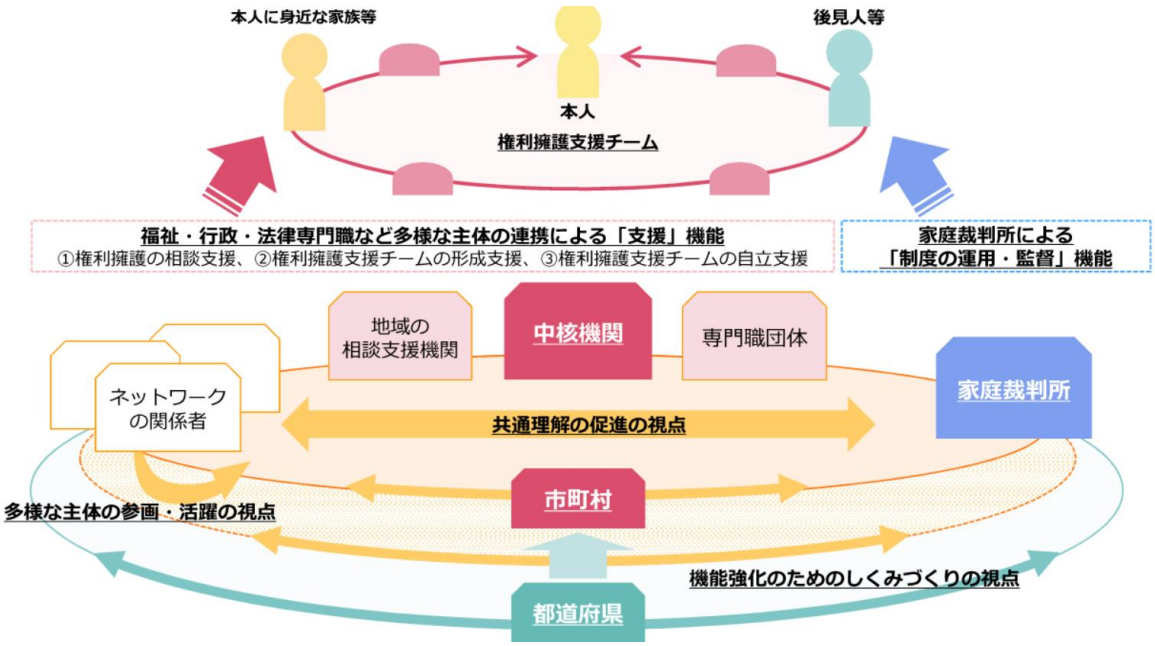

出典：第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について（厚生労働省）

（３）中核機関の体制整備と機能強化

今後の成年後見制度の利用促進を踏まえた需要に対応するためにも、中核機関が設置され、中核機関を中心により具体的な機能整備が求められています。対象者別に健康長寿課と福祉課の２か所に相談窓口が設置されているため、相談員の質の向上と庁内連携がより重要であり、中核機関の機能強化を図ります。

施策	施策内容	担当
成年後見制度に関する専門的相談窓口の周知	令和６年４月１日より、健康長寿課と福祉課が一体となり、中核機関を運営していくこととなり、成年後見制度に関する専門的な相談窓口が明確化されたため、住民、関係機関、後見人等様々な方の相談窓口として、周知啓発を行います。	健康長寿課 福祉課
庁内関連部署との連携の強化	健康長寿課と福祉課が協力し、成年後見制度に関わる体制整備を進めていきます。連携強化の取組として、両部署間で情報共有や定期的な体制整備及び課題解決のための協議を行います。また、全庁での中核機関設置や相談窓口の周知を図ります。	
各相談支援機関との連携	直接利用者の方と接する機会が多いことから、専門員の方々に対し、成年後見制度に関する知識や利用促進を含めた権利擁護の視点の理解を深め、中核機関への相談に繋がることで、専門員の負担を軽減します。また、様々な機会を通じ、連携を取り、各相談支援機関の支援を行います。	
相談員の質の向上	国の第二期成年後見制度利用促進計画の目標では、本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用に取り組むとなっております。また、意思決定支援の浸透についてもうたわれており、中核機関の相談員については、より権利擁護に関する専門的知識が必要になります。様々な相談対応を可能にするためにも積極的な研修参加や自己研鑽に取り組み、質の向上を図ります。	

５．計画の推進に向けて

（１）市民理解と共助精神の醸成

後見人制度については、市民一人ひとりが正しい知識を持ち、制度に対して理解することが大変重要であり、市民への普及啓発が最重要課題であります。市民に加え、市民活動団体やＮＰＯなどの理解も重要であり、地域における理解者を増やしていきます。

また、地域の中でともに支え合いながら、寄り添った親身な支援や地域に根差した細やかな支援などにつなげられるよう、市民の理解を深めるとともに、共助精神の醸成を図ります。

（２）計画の進捗管理

本計画を着実に推進するため、毎年、計画の進捗状況等を点検し、必要に応じて見直しを行う等、計画の推進と進捗管理を行います。

第６章　資料編

１．アンケート調査結果

地域福祉計画を策定するための基礎資料として、市民へのアンケート調査を実施しました。

（１）回答者の属性

□性別

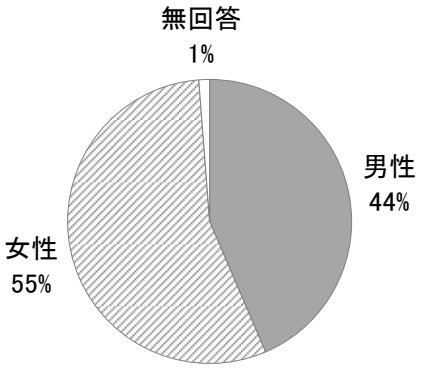

□居住地区

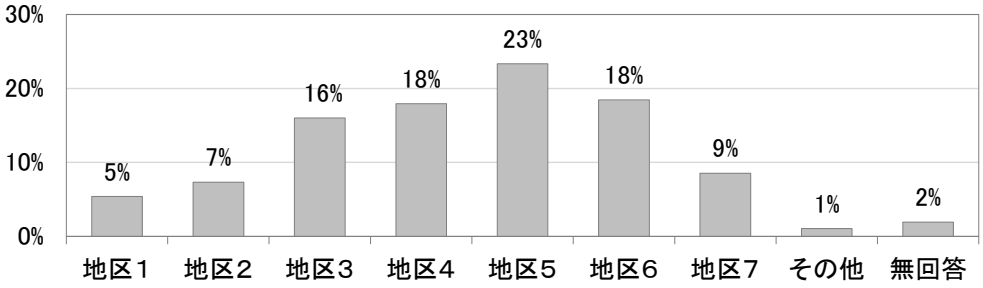

「地区１」上暮地、「地区２」富士見、下吉田東、「地区３」小明見、大明見、向原
「地区４」新町、浅間、下吉田、「地区５」竜ヶ丘、ときわ台、緑ヶ丘、旭、新倉
「地区６」上吉田、新屋、上吉田東、中曽根、「地区７」松山、新西原

□年代

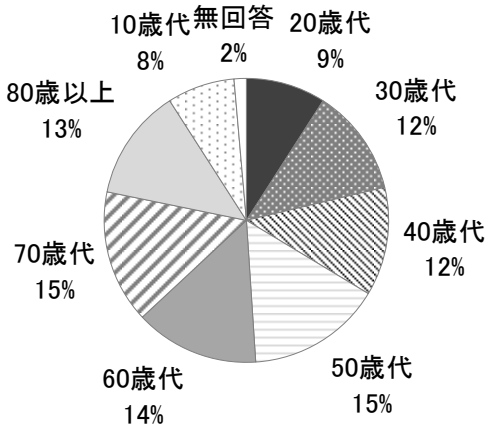

（２）福祉への関心、意識について

□ 福祉への関心

問１　あなたは、「福祉」に関心がありますか。（１つだけに○）

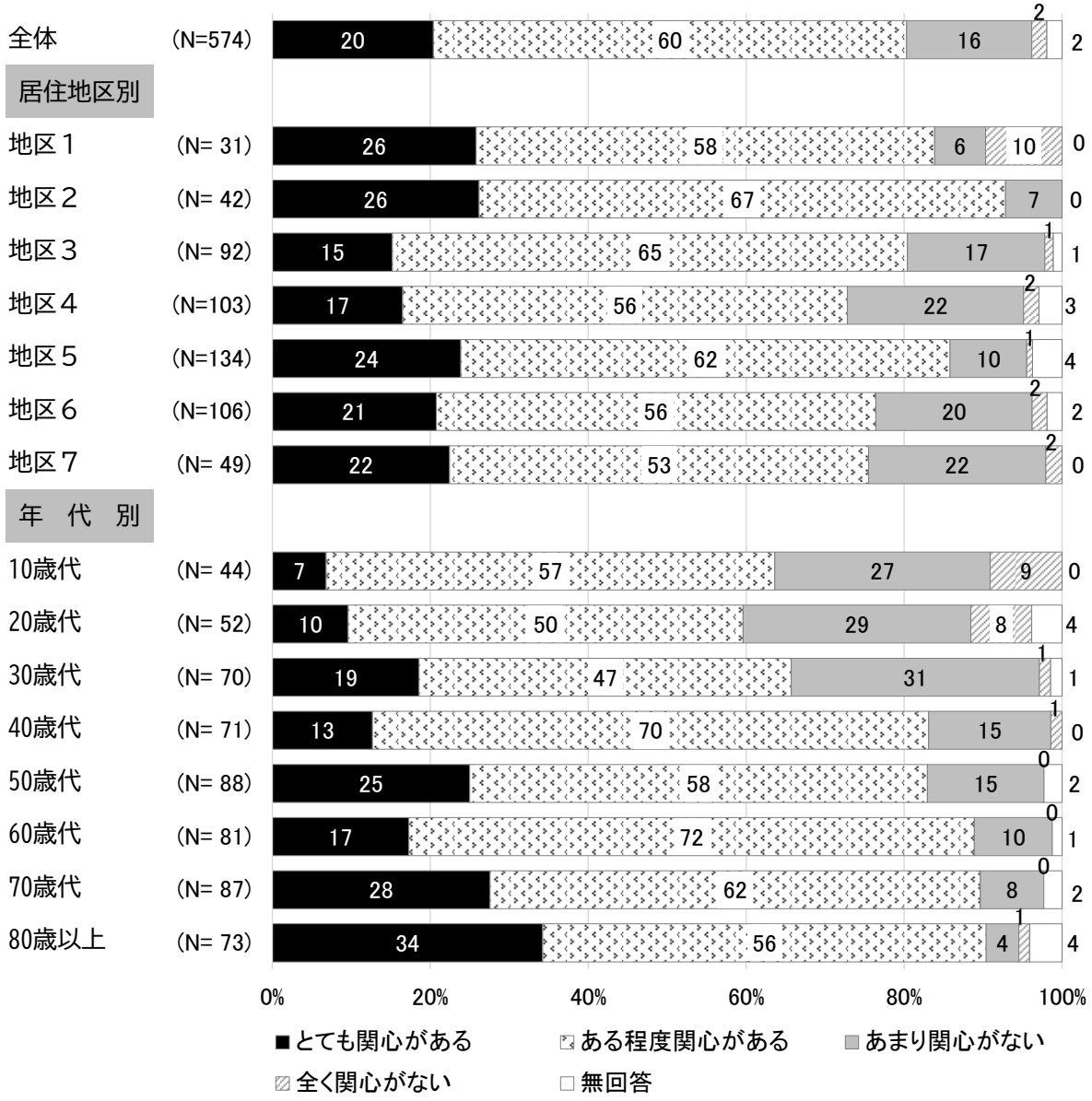

全体でみると、「とても関心がある」20%、「ある程度関心がある」60%をあわせると、福祉への関心は80%と多い状況です。

居住地区別にみると、福祉への関心は、地区１、地区２、地区５で他地区に比べやや多くなっています。

年代別にみると、年齢が上がるにつれ福祉への関心が高くなる傾向にあり、80 歳以上では、90%となっています。

□ 関心のある福祉の分野

問１で「１　とても関心がある」「２　ある程度関心がある」と回答した方にお聞きします。

問 1-1　関心がある福祉はどのような分野ですか。（あてはまるものすべてに○）

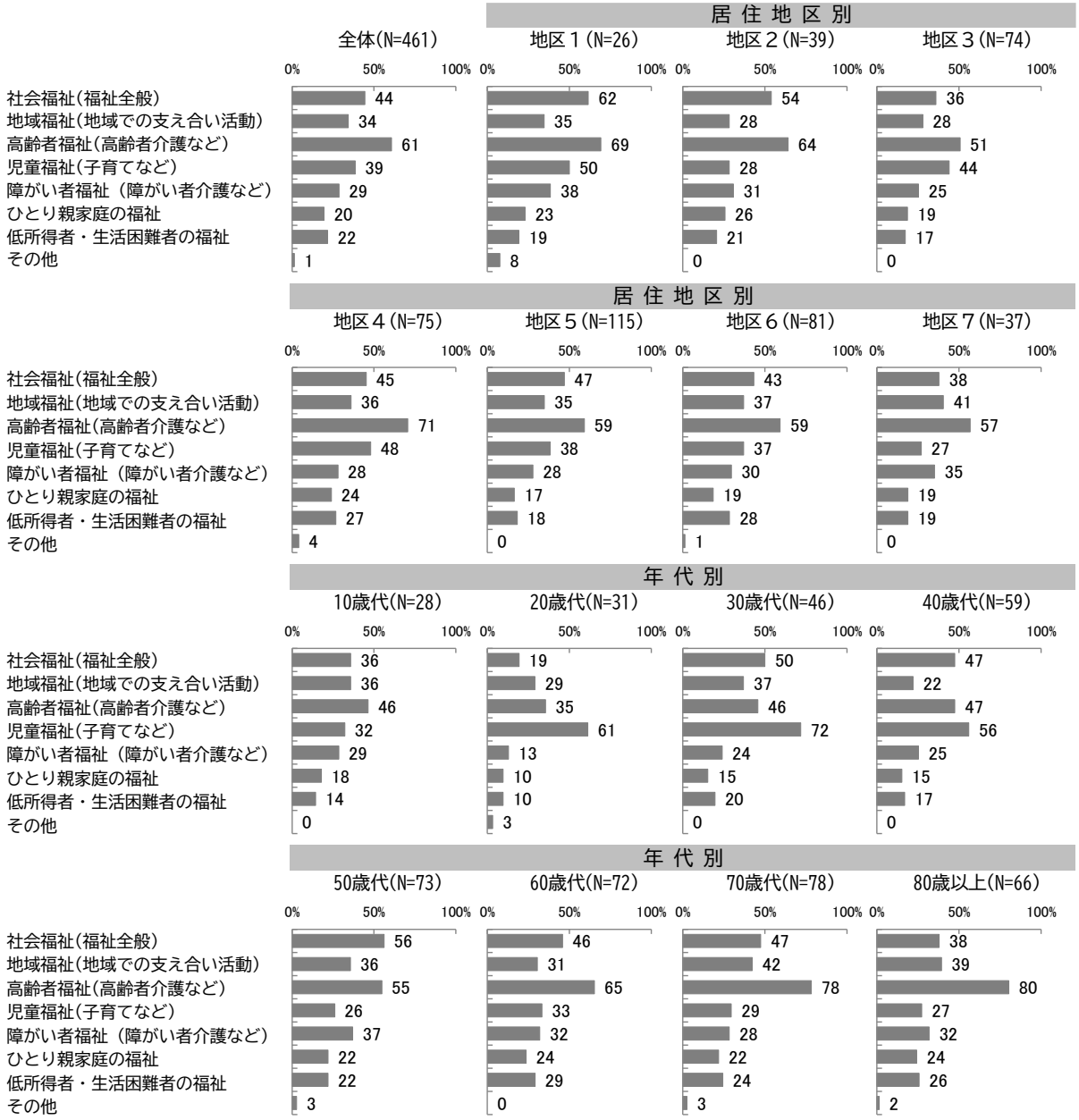

全体でみると、「高齢者福祉（高齢者介護など）」が 61%と最も多く、次いで「社会福祉（福祉全般）」が 44%、「児童福祉（子育てなど）」が 39%となっています。

居住地区別にみると、全ての地区で「高齢者福祉（高齢者介護など）」が最も多くなっています。

年代別にみると、60 歳代以上は「高齢者福祉（高齢者介護など）」が最も多く、20 歳代～40 歳代は「児童福祉（子育てなど）」が最も多くなっています。

□近所の方への支援（日常生活上のお手伝いなど）

問２　近所に住む「ひとり暮らしの高齢者」、「ねたきりの高齢者や障がいのある人のいる家族」、「子育てをしている家族」などに対する支援（日常生活上のお手伝いなど）について、あなたの考えに最も近いものをお選びください。（１つだけに○）

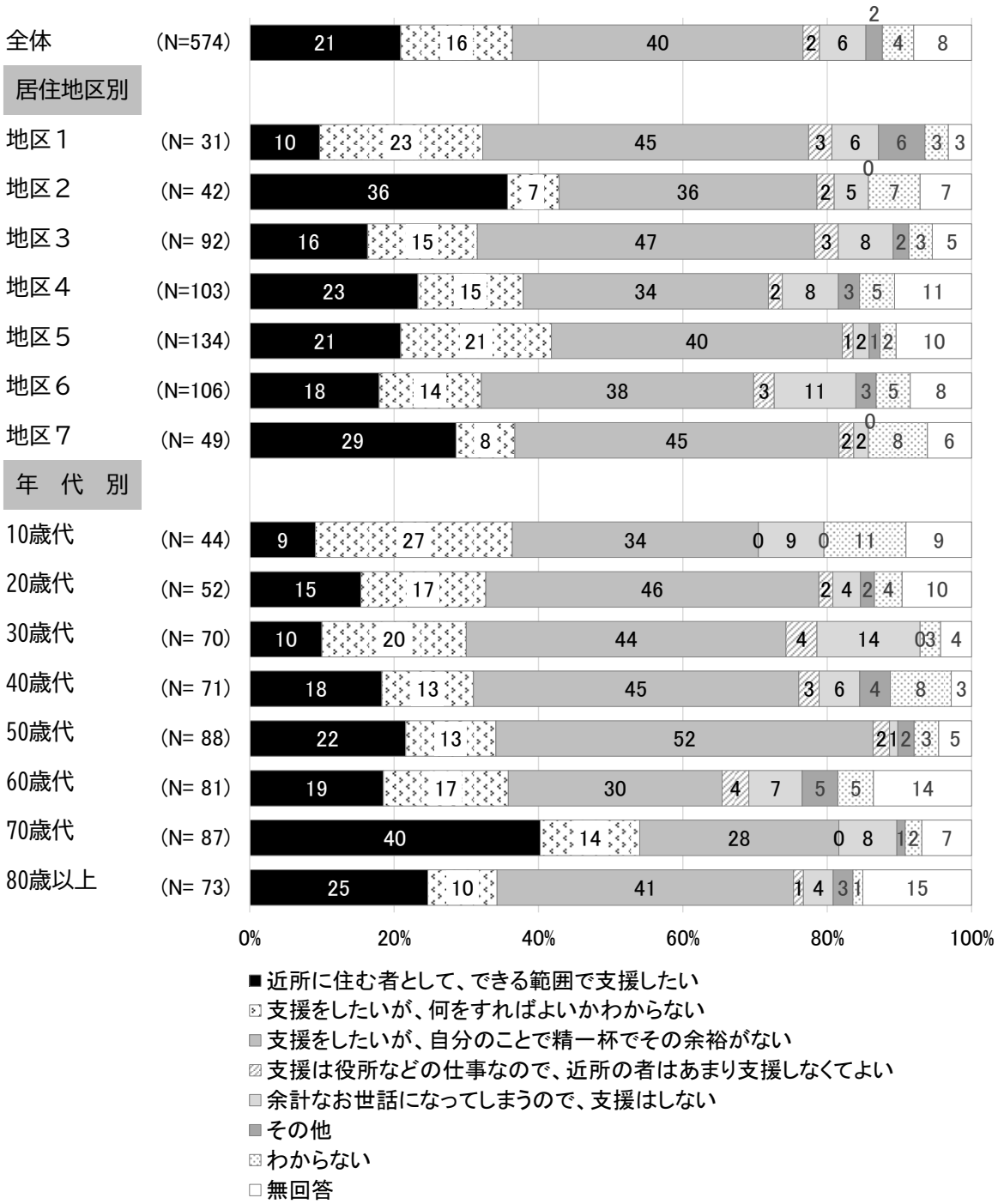

全体でみると、「支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」が 40%と最も多く、次いで「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」が 21%、「支援をしたいが、何をすればよいかわからない」が 16%となっています。

居住地区別にみると、「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」は、地区２、地区４、地区７で他地区に比べやや多くなっています。

年代別にみると、年齢が上がるにつれ「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」が多い傾向にあります。

（３）福祉サービスに対する意識について

□日常生活での困りごと

問３　あなた自身やあなたの家族が、日常生活で困っていることはありますか。（１つだけに○）

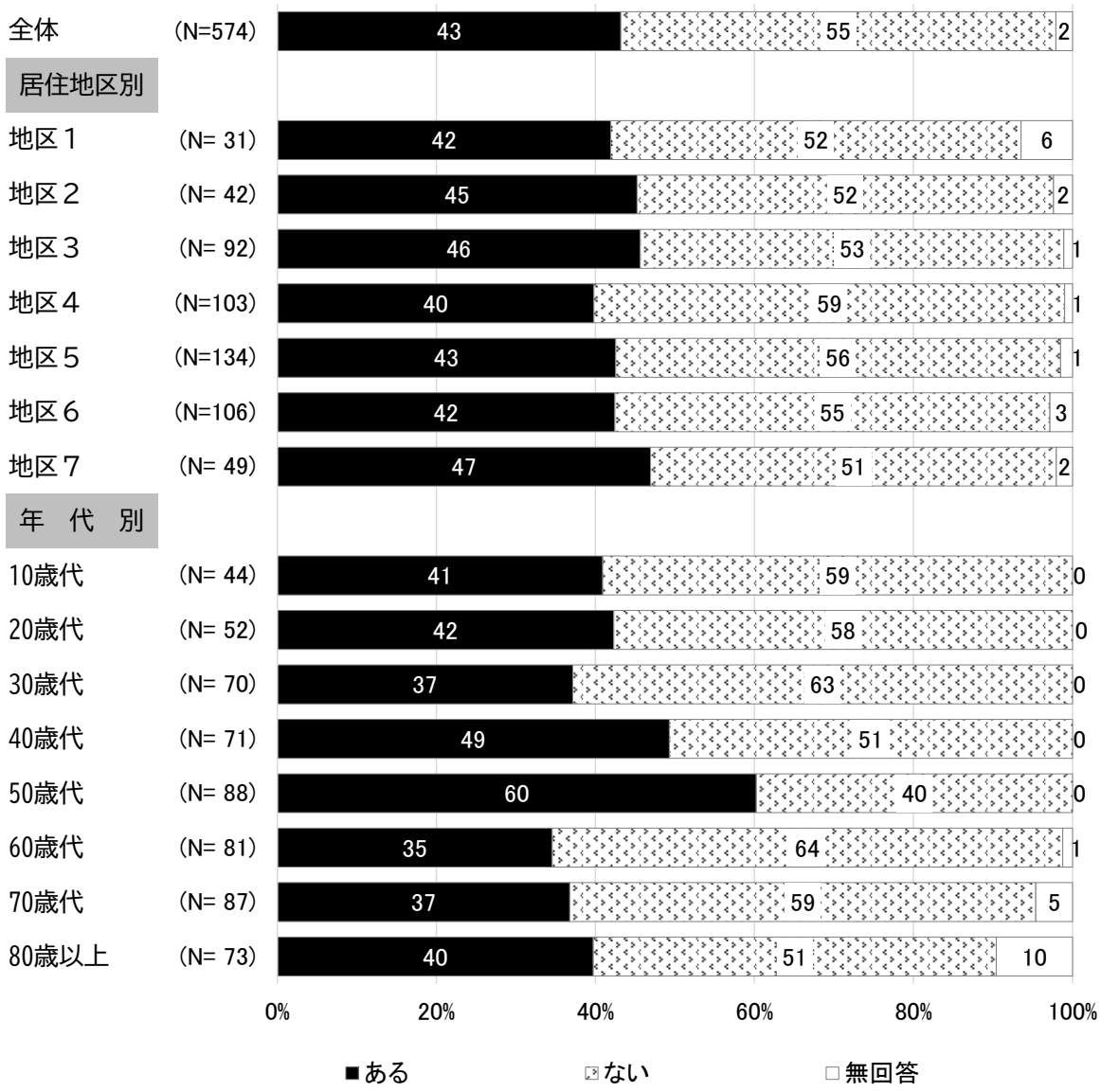

全体でみると、43%が「自身や家族の日常生活で困っている」となっています。
居住地区別にみると、「自身や家族の日常生活で困っている」は、地区２、地区３、地区７で他地区に比べやや多くなっています。
年代別にみると、40 歳代、50 歳代において、「自身や家族の日常生活で困っている」割合が多くなっています。

問３で「１　ある」と回答した方にお聞きします。

問 3-1　あなたや家族が、日常生活で困っていることはどのようなことですか。（あてはまるものすべてに○）

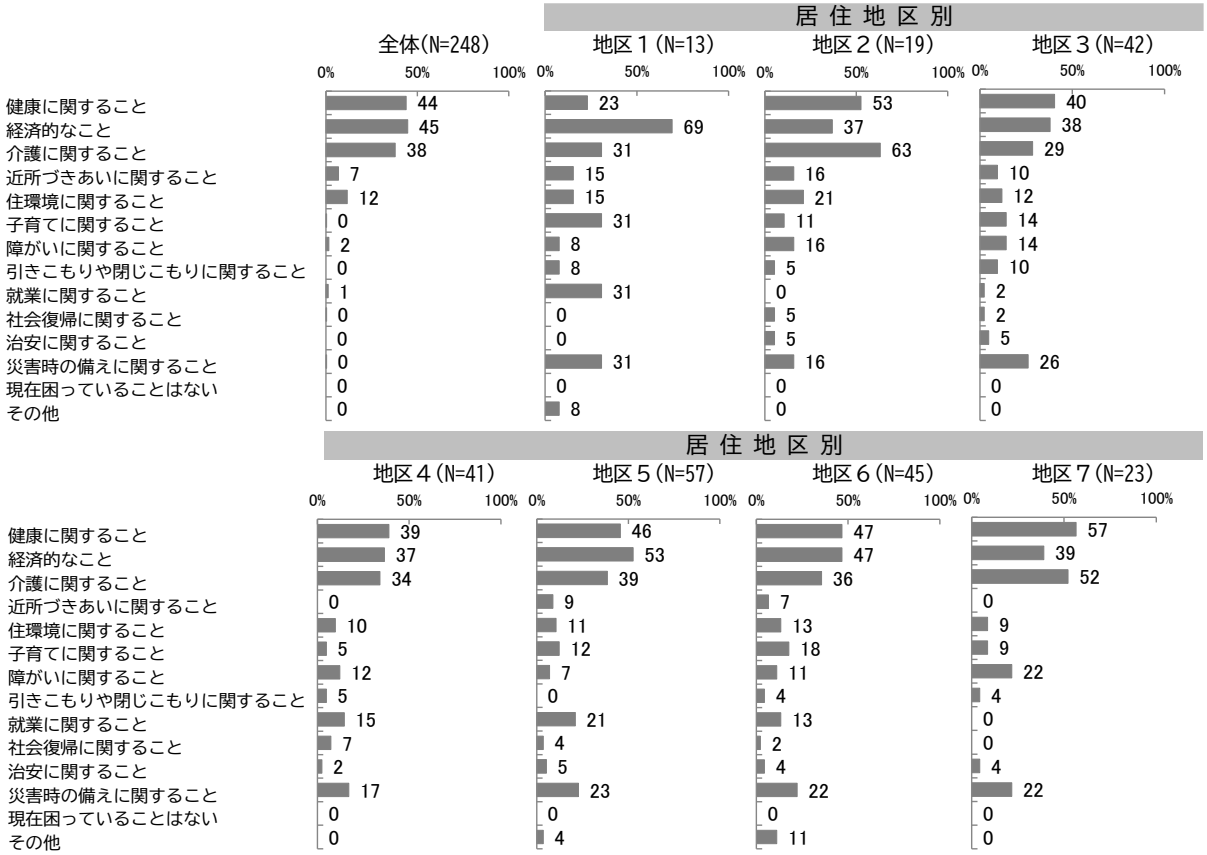

全体でみると、「経済的なこと」が 45%と最も多く、次いで「健康に関すること」が 44%、「介護に関すること」が 38%となっています。

居住地区別にみると、地区１では「経済的なこと」、地区２では「介護に関すること」が他地区に比べ多くなっています。

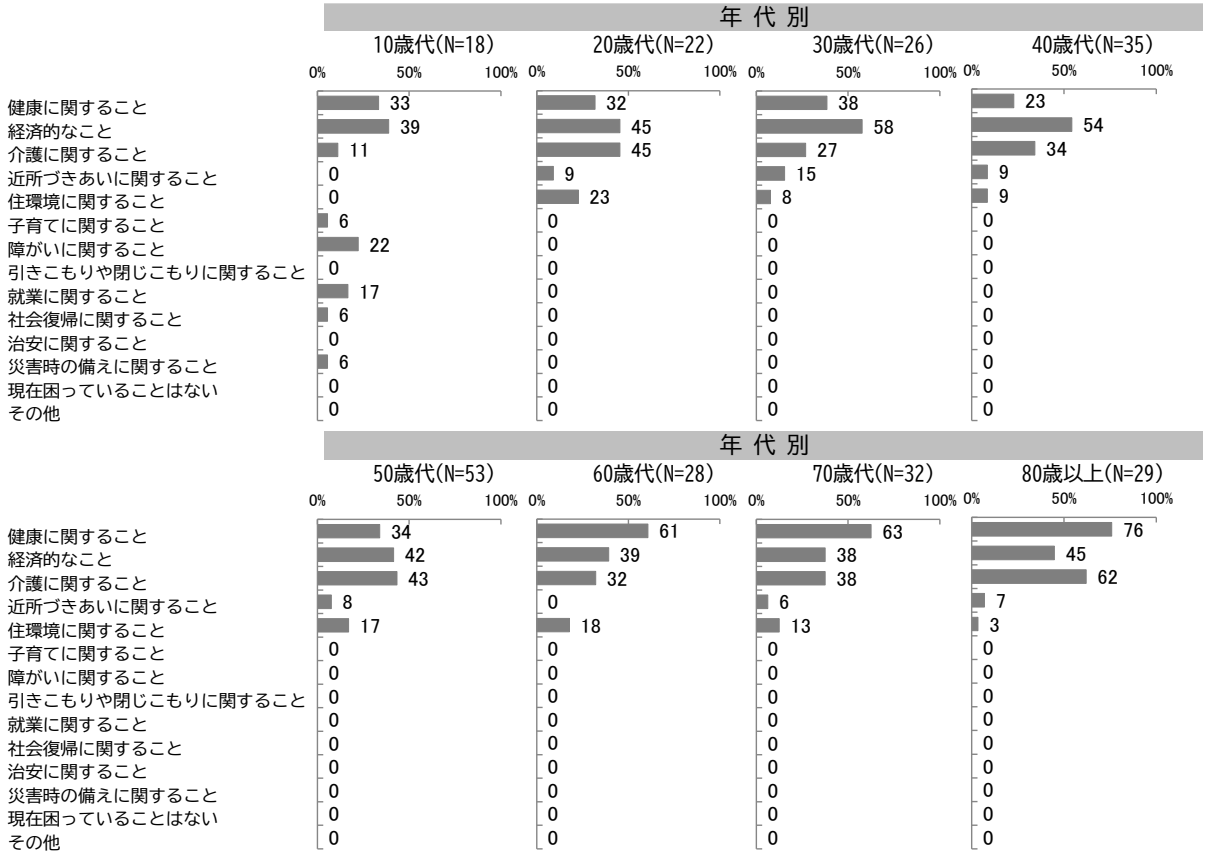

年代別にみると、20 歳代～40 歳代は「経済的なこと」が最も多く、50 歳代では「介護に関すること」が最も多く、60 歳代以上は「健康に関すること」が最も多くなっています。

□新型コロナウイルス感染症前後の心情や考えの変化

問４　新型コロナウイルス感染症の流行前と比べて、あなたの心情や考えに変化はありましたか。（あてはまるものすべてに○）

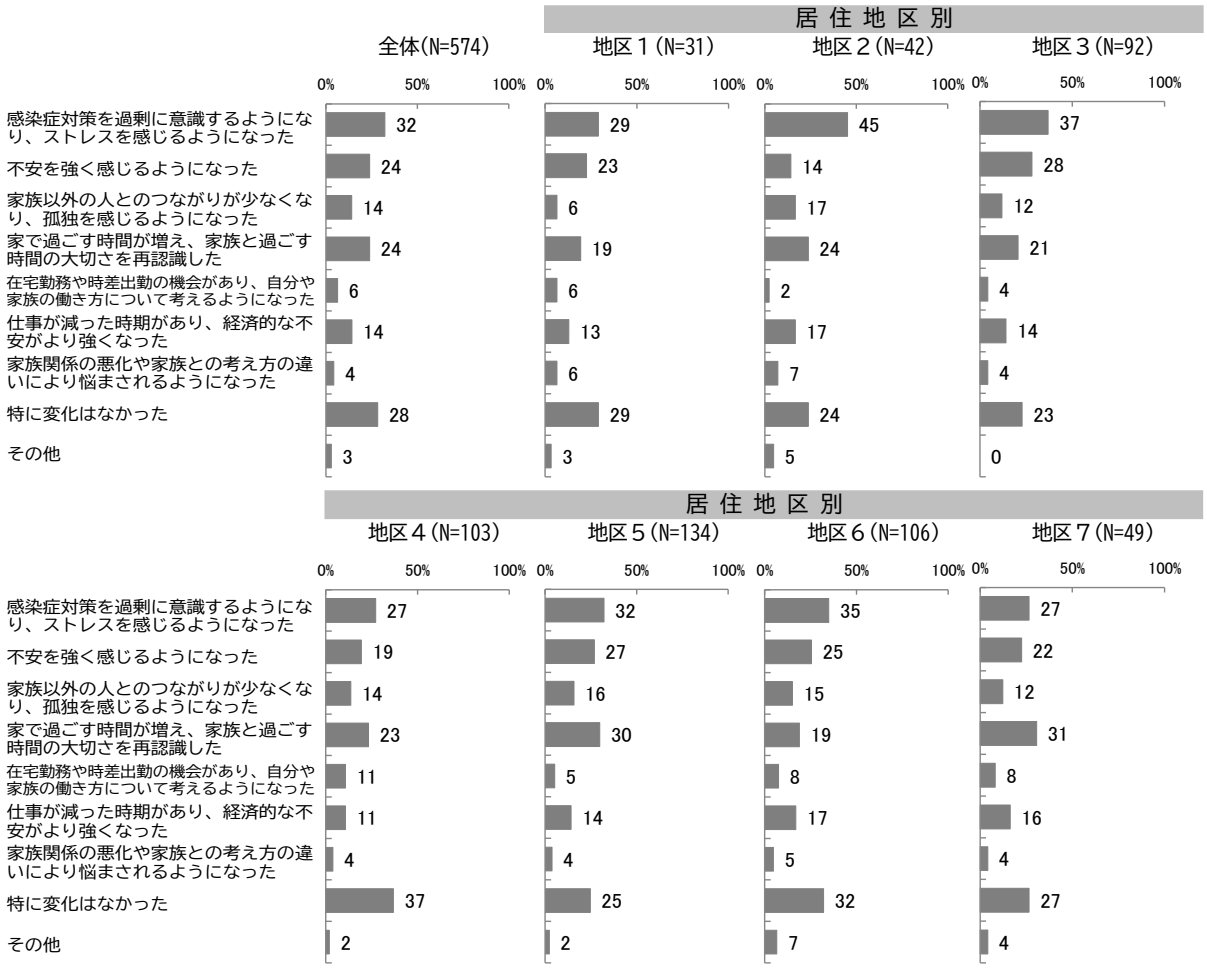

全体でみると、7割以上の方に変化があり、「感染症対策を過剰に意識するようになり、ストレスを感じるようになった」が 32%と最も多く、次いで「不安を強く感じるようになった」、「家で過ごす時間が増え、家族と過ごす時間の大切さを再認識した」がともに 24%となっています。

居住地区別にみると、多くの地区で「感染症対策を過剰に意識するようになり、ストレスを感じるようになった」が多くなっていますが、地区7では「家で過ごす時間が増え、家族と過ごす時間の大切さを再認識した」が最も多くなっています。

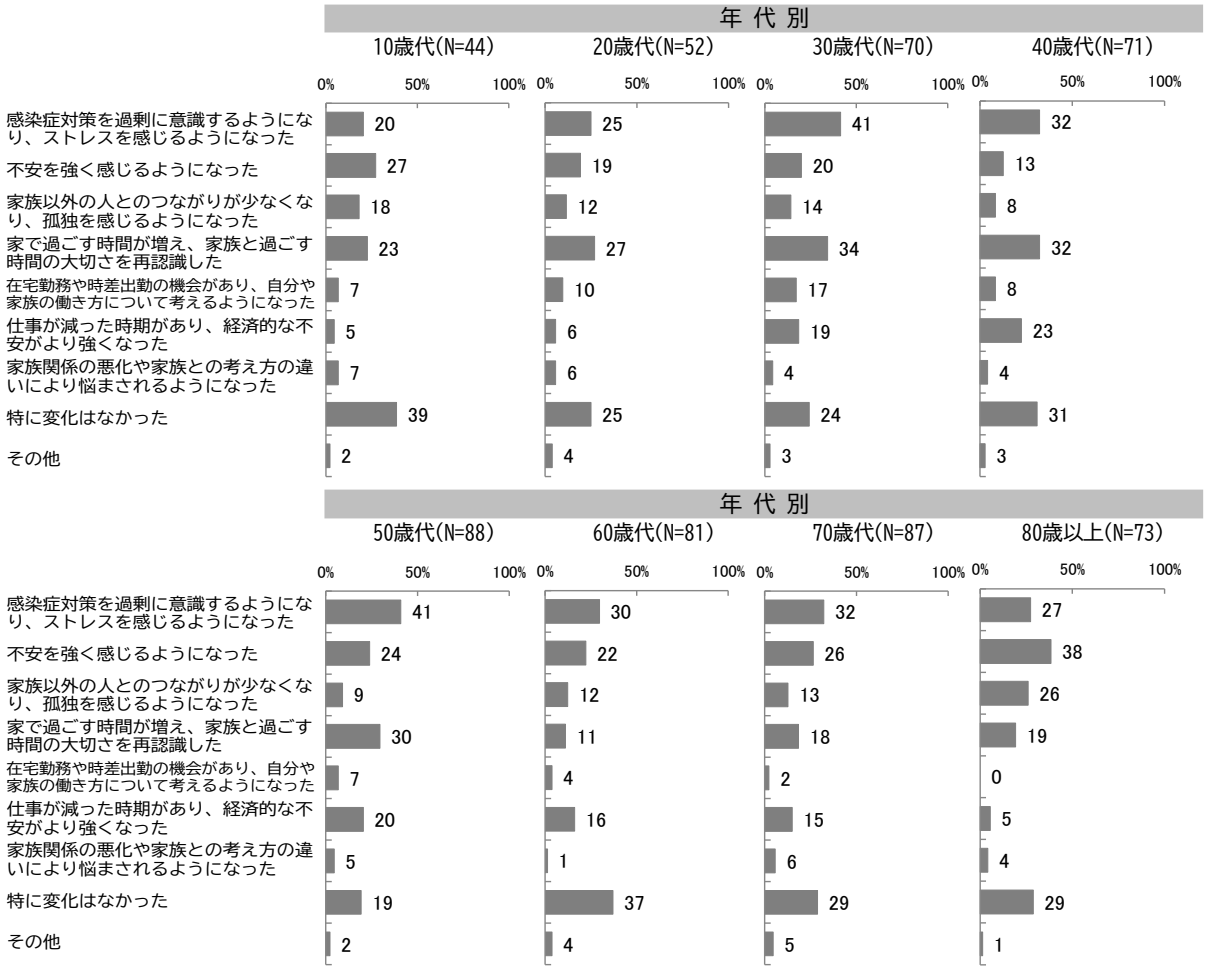

年代別にみると、全世代で「感染症対策を過剰に意識するようになり、ストレスを感じるようになった」が多く、特に「不安を強く感じるようになった」については、80 歳以上で 38%、10 歳代で 27%と最も多くなっています。

一方、20 歳代～50 歳代では「家で過ごす時間が増え、家族と過ごす時間の大切さを再認識した」も多くなっています。

口生活上困ったり、福祉サービスが必要なときの相談先

問５　あなたが生活上で困ったり、福祉サービスが必要になったりしたとき、誰（どこ）に相談しますか。（あてはまるものすべてに〇）

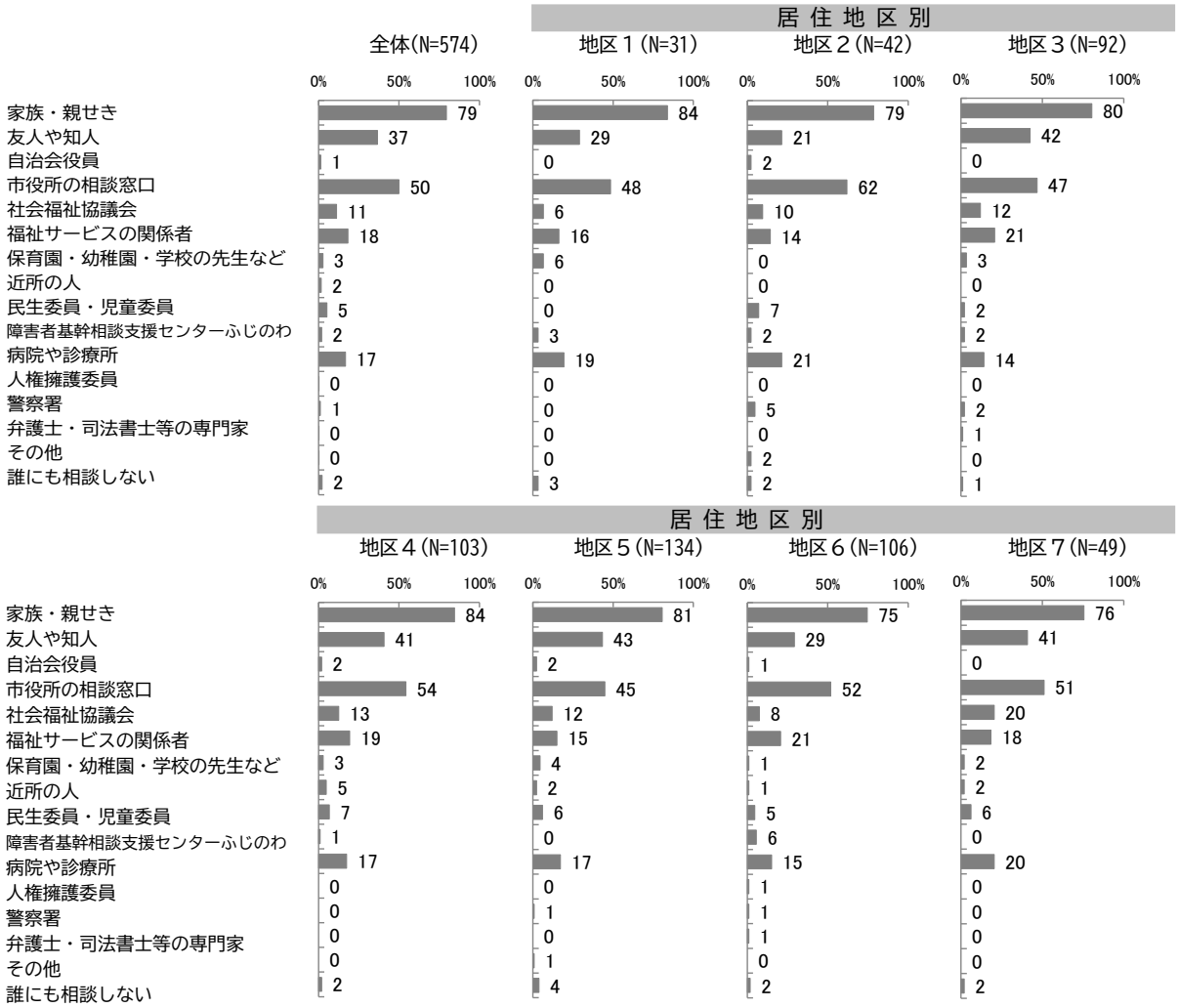

全体でみると、「家族・親せき」が 79%と最も多く、次いで「市役所の相談窓口」が 50%、「友人や知人」が 37%となっています。
居住地区別にみると、全地区において全体と同傾向にあります。

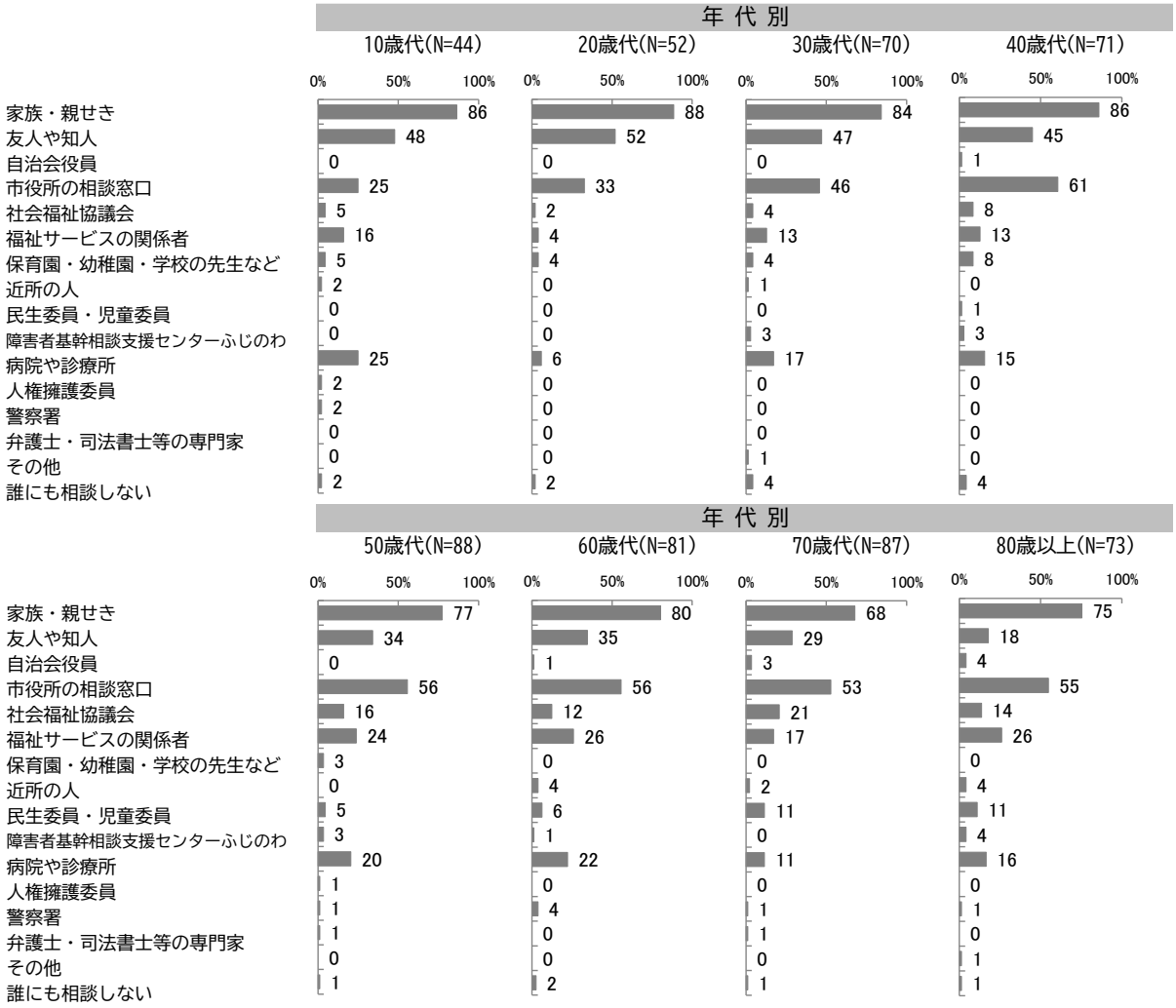

年代別にみると、若年層の方が「家族・親せき」、「友人や知人」が多い傾向にあります。一方、高齢層の方が「市役所の相談窓口」、「福祉サービスの関係者」、「社会福祉協議会」が多い傾向にあります。

□福祉サービスが必要になったときの利用意向

問６　あなた自身やあなたの家族に、福祉サービスが必要になったとき、すぐにサービスを利用しますか。（１つだけに○）

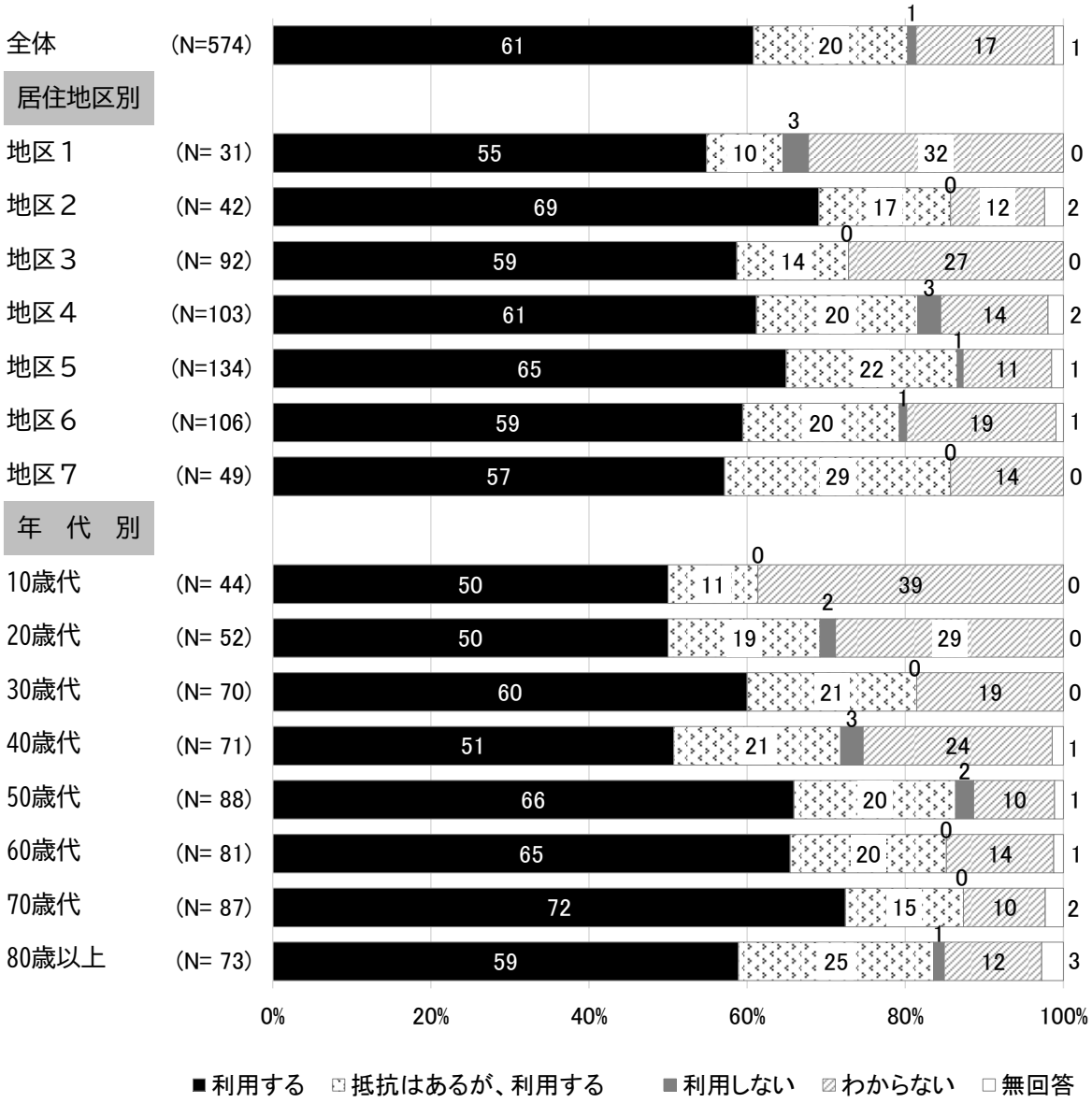

全体でみると、「利用する」が 61%と最も多く、次いで「抵抗はあるが、利用する」が 20%と、81%が利用意向を示しています。
居住地区別にみると、地区２、地区５、地区７で他地区に比べ利用意向が多くなっています。
年代別にみると、年齢が上がるにつれ、利用意向は高くなる傾向にあります。

□福祉サービスを利用しない理由

問６で「２　抵抗はあるが、利用する」「３　利用しない」と回答した方にお聞きします。

問 6-1　抵抗がある理由、すぐにサービスを利用しない理由をお聞かせください。（あてはまるものすべてに○）

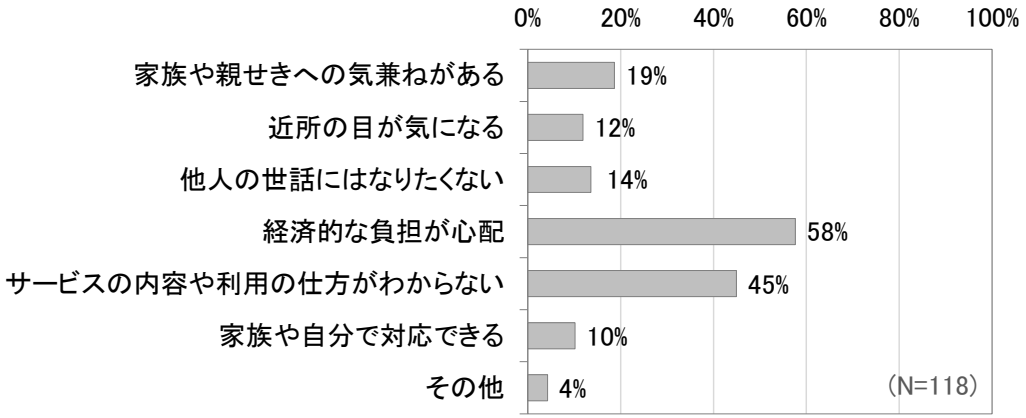

利用しない理由として、「経済的な負担が心配」が 58%と最も多く、次いで「サービスの内容や利用の仕方がわからない」が 45%、「家族や親せきへの気兼ねがある」が 19%となっています。

□知っている福祉に関する団体や機関

問７　福祉に関する団体や相談機関で知っているものをお選びください。（あてはまるものすべてに○）

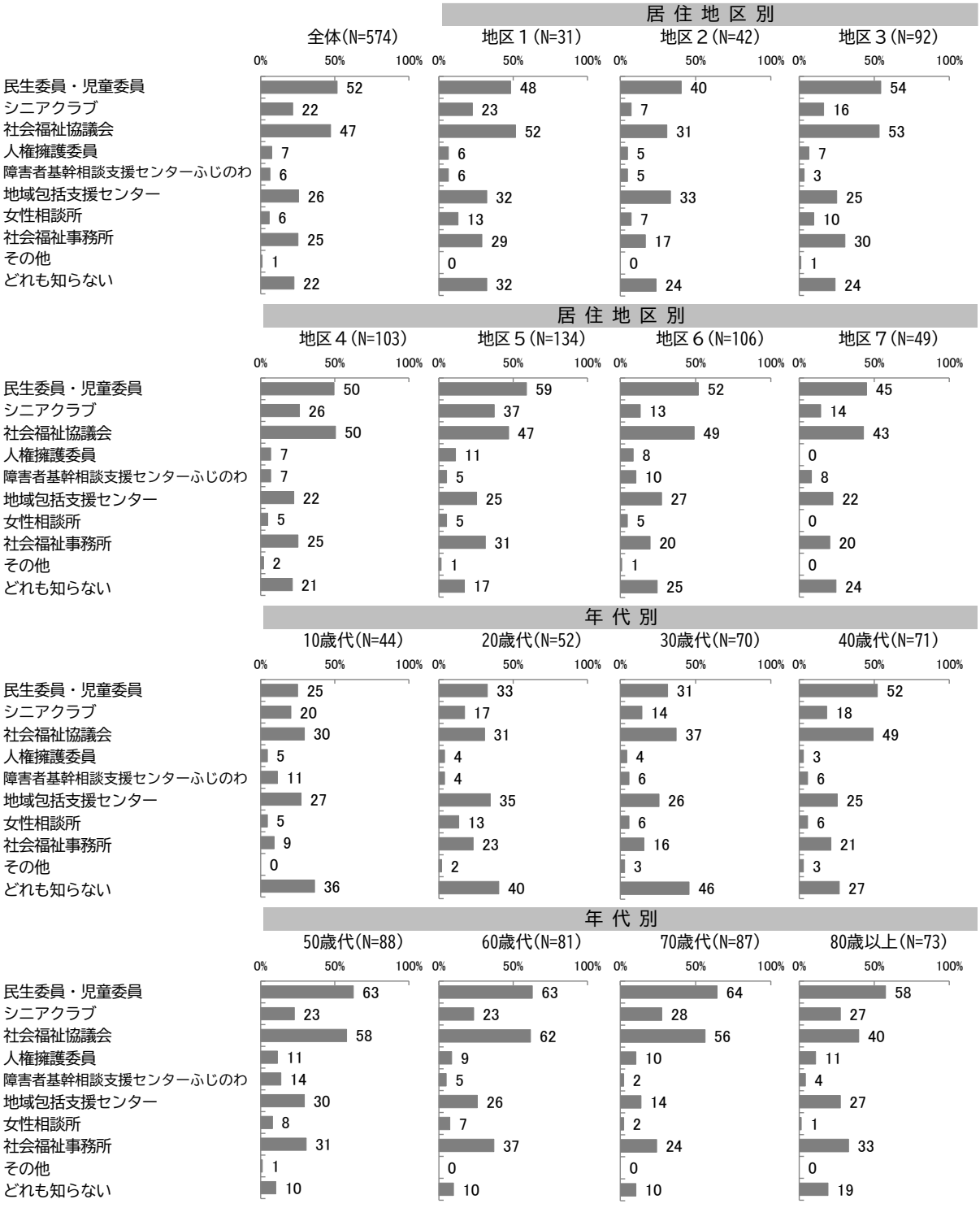

全体でみると、「民生委員・児童委員」が 52%と最も多く、次いで「社会福祉協議会」が 47%となっています。

居住地区別にみると、全地区において全体と同傾向にあります。

年代別にみると、10 歳代～30 歳代は「どれも知らない」が約4割となっており、40 歳代以上で認知度が向上しています。

□福祉サービスに関する情報入手状況

問８　あなたは、福祉サービスに関する情報を十分に入手できていますか。（１つだけに○）

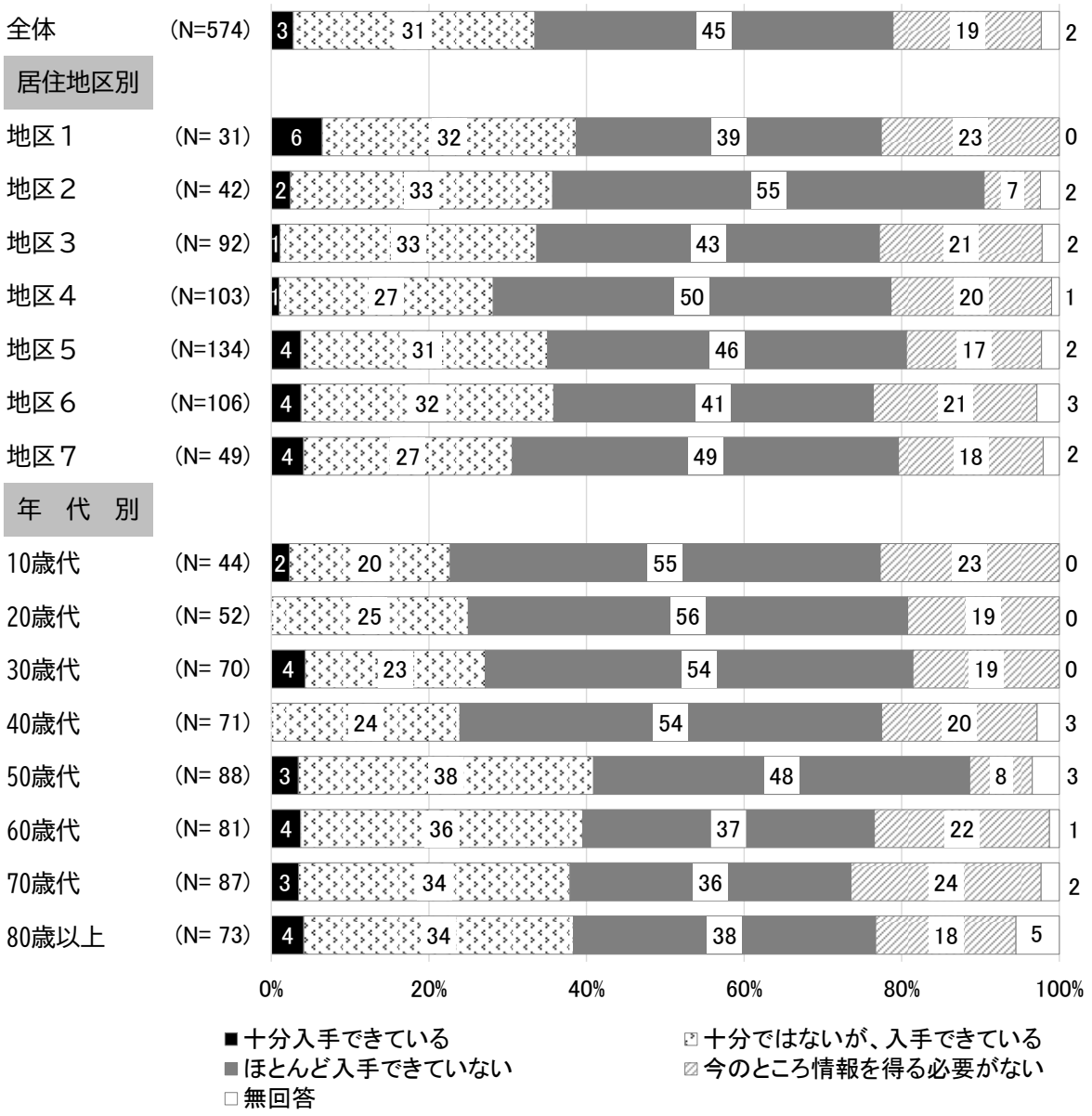

全体でみると、「十分入手できている」3%と「十分ではないが、入手できている」31%をあわせて 34%しか福祉サービスに関する情報を入手できていません。

居住地区別にみると、地区１、地区２、地区５、地区６で他地区に比べ入手割合が多くなっています。

年代別にみると、40 歳代までは約 25%であった入手割合が、50 歳以上になると約４割に増加しますが、「ほとんど入手できていない」も４～５割となっています。

□福祉サービスに関する情報の入手先

問８で「１　十分入手できている」「２　十分ではないが、入手できている」と回答した方にお聞きします。

問 8-1　福祉サービスに関する情報の入手先は何（どこ）ですか。（あてはまるものすべてに○）

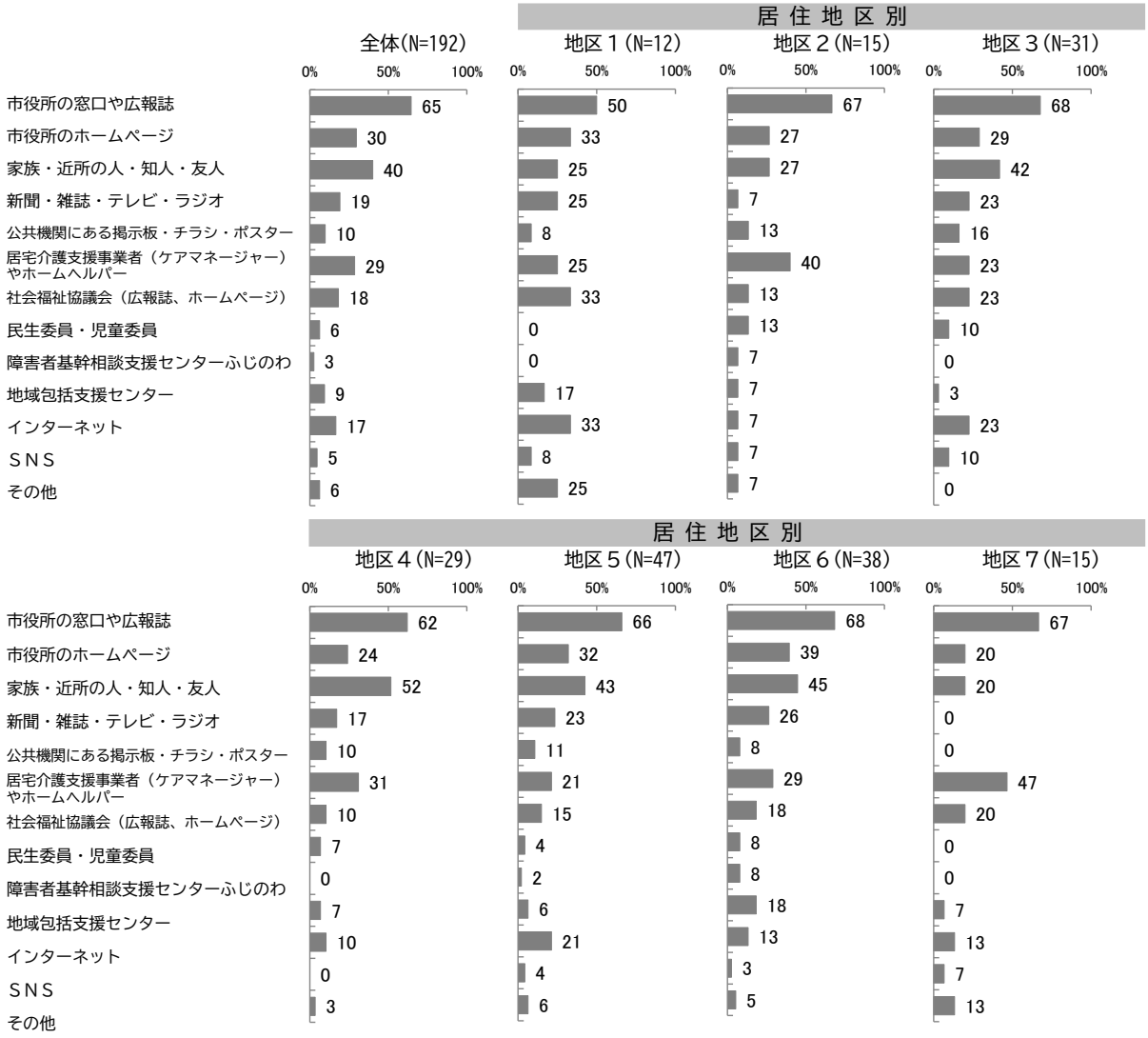

全体でみると、「市役所の窓口や広報誌」が 65%と最も多く、次いで「家族・近所の人・知人・友人」が 40%、「市役所のホームページ」が 30%となっています。

居住地区別にみると、地区２、地区７では「居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）やホームヘルパー」が他地区に比べ多くなっています。

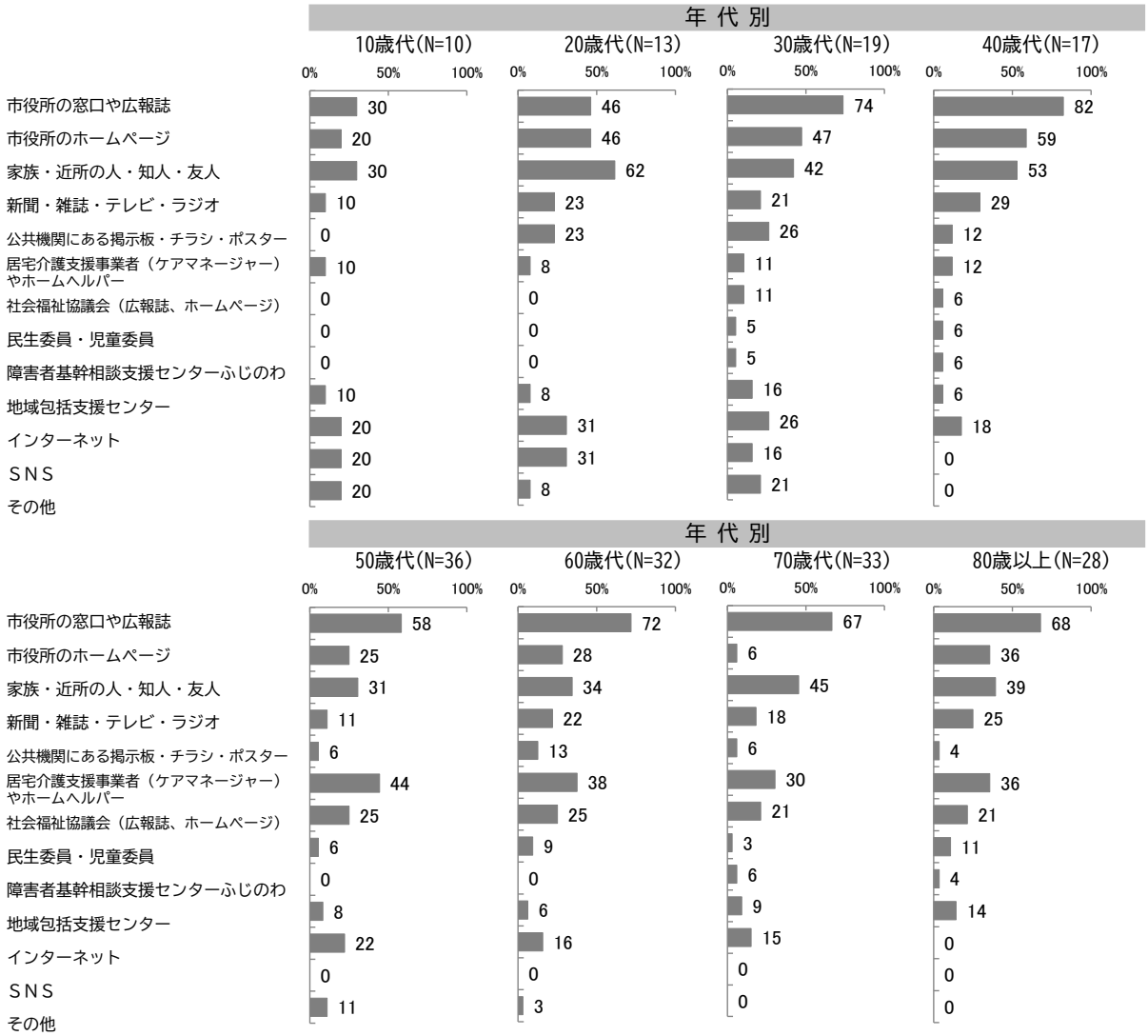

年代別にみると、高齢層の方が「居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）やホームヘルパー」、「社会福祉協議会（広報誌、ホームページ）」が多い傾向にあります。また、10 歳代～30 歳代は、「インターネット」、「SNS」からも情報を入手しています。

□福祉サービスを利用しやすくする上での重要事項

問９　福祉サービスを利用しやすくする上で、あなたはどのようなことが重要だと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

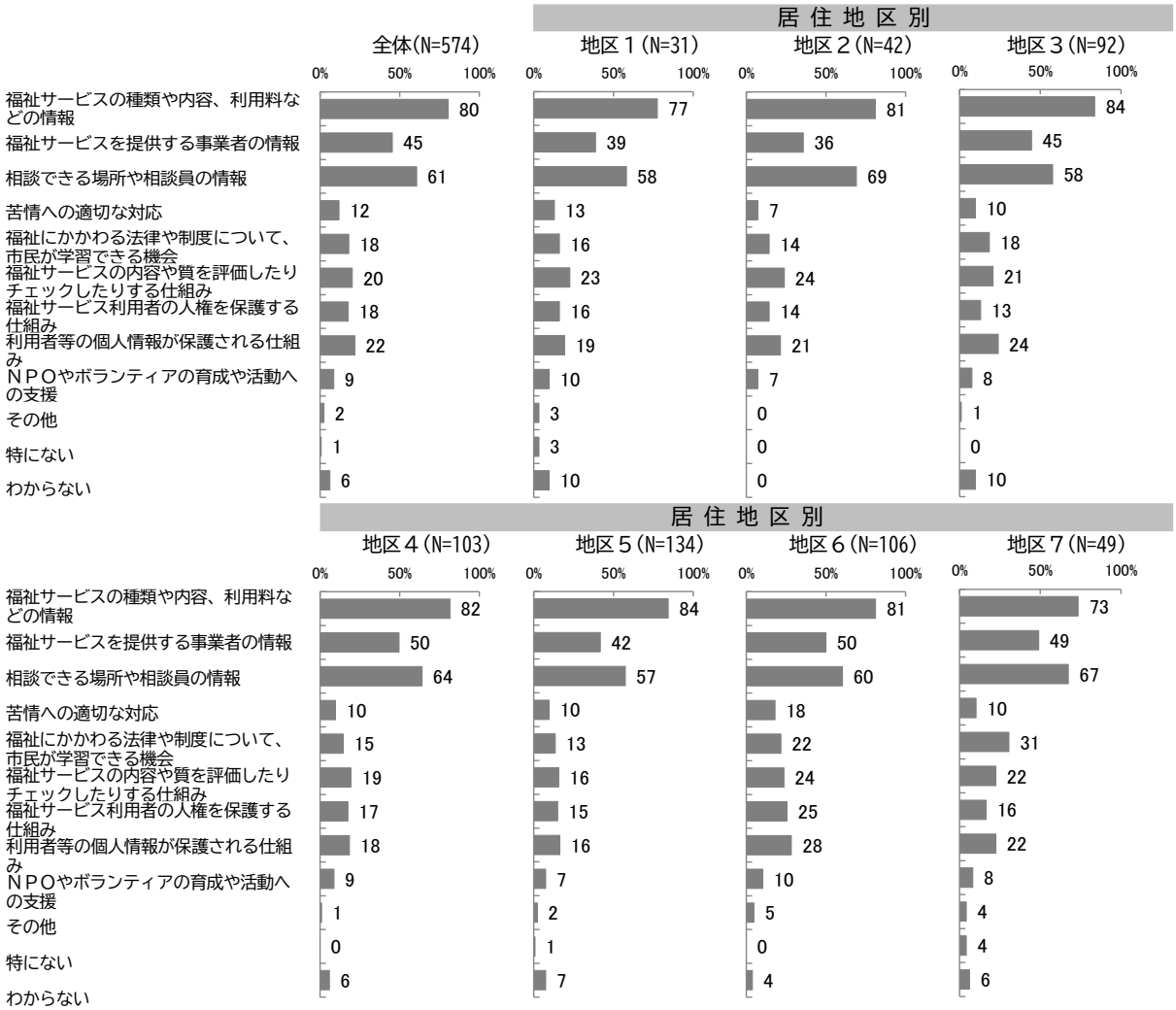

全体でみると、「福祉サービスの種類や内容、利用料などの情報」が 80%と最も多く、次いで「相談できる場所や相談員の情報」が 61%、「福祉サービスを提供する事業者の情報」が 45%となっており、「情報」が多く選択されています。

居住地区別にみると、全地区において全体と同傾向にあります。

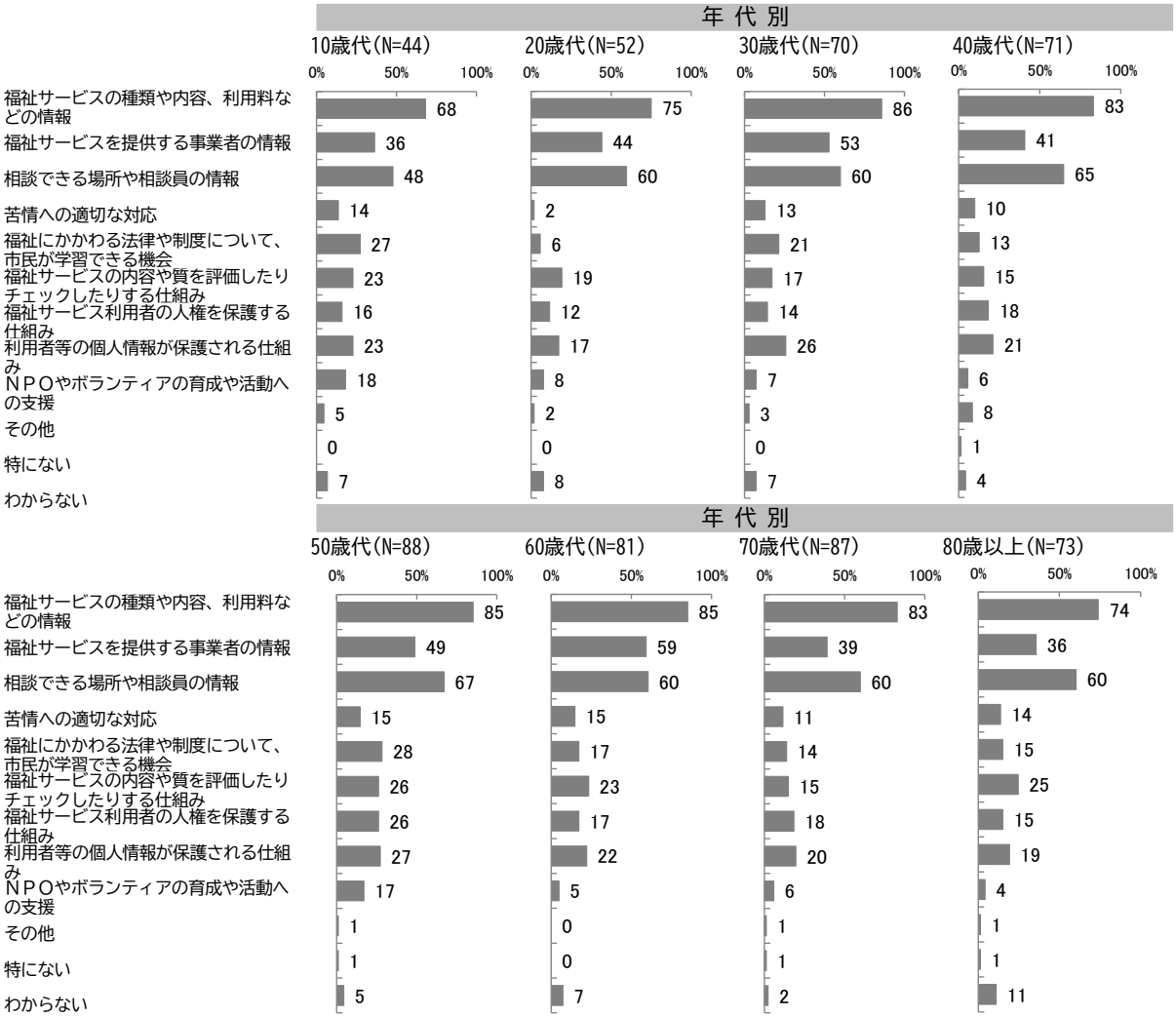

年代別にみると、全年代において全体と同傾向にありますが、50 歳代、60 歳代で「福祉サービスを提供する事業者の情報」がやや多くなっています。

（４）地域の課題解決や福祉施策に関することについて

□「地域」と考える範囲

問 10　あなたが「地域」と考える範囲はどれですか。（１つだけに○）

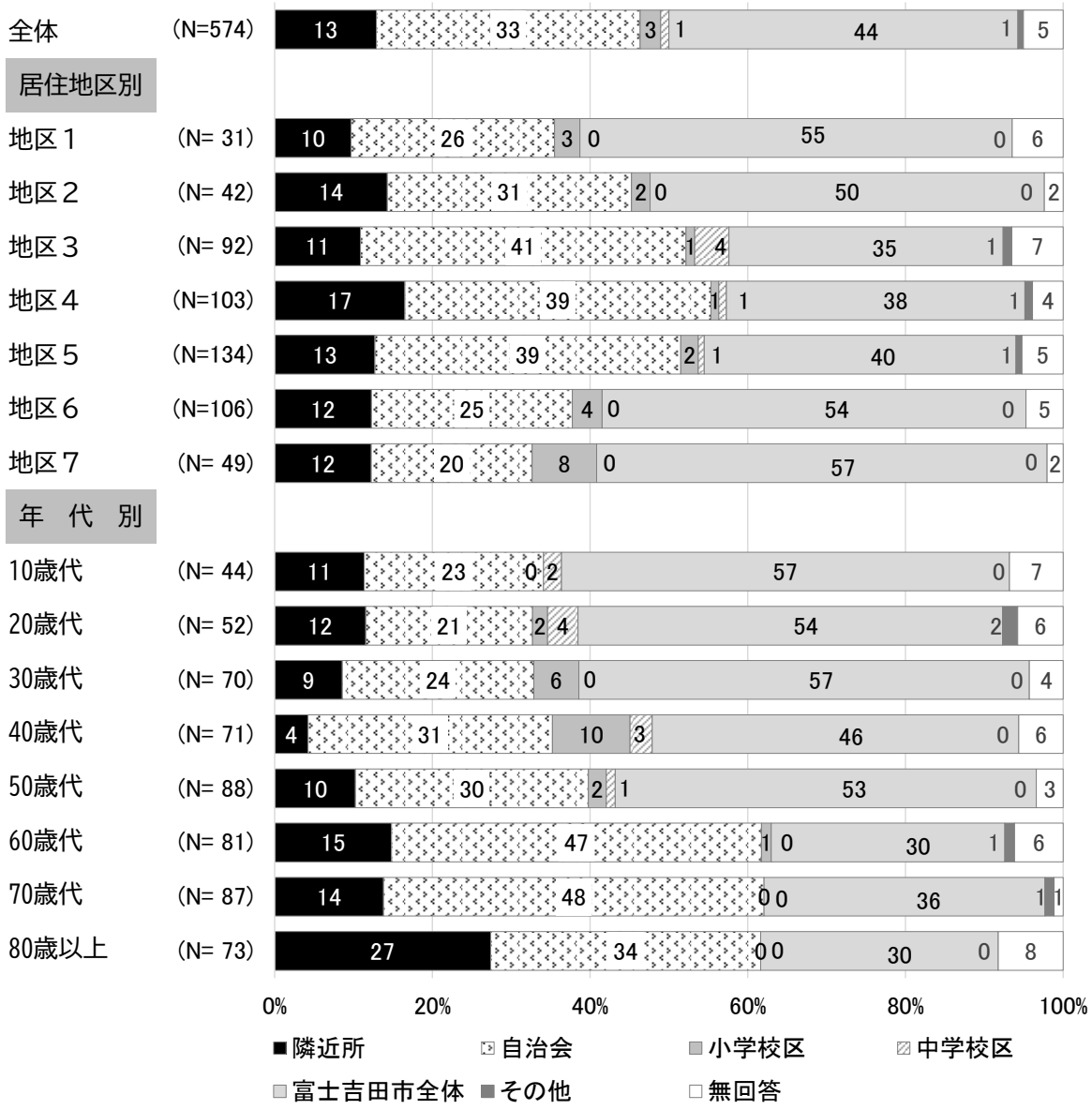

全体でみると、「富士吉田市全体」が 44%と最も多く、次いで「自治会」が 33%、「隣近所」が 13%となっています。

居住地区別にみると、地区３、地区４、地区５が他地区に比べ、「地域と考える範囲」が狭くなっています。

年代別にみると、年齢が上がるにつれ、「隣近所」や「自治会」が多くなり、「富士吉田市全体」が少なくなっており、「地域と考える範囲」が狭くなっています。

□「地域」への愛着度

問 11　あなたは、「地域」への愛着度がどの程度ありますか。（１つだけに○）

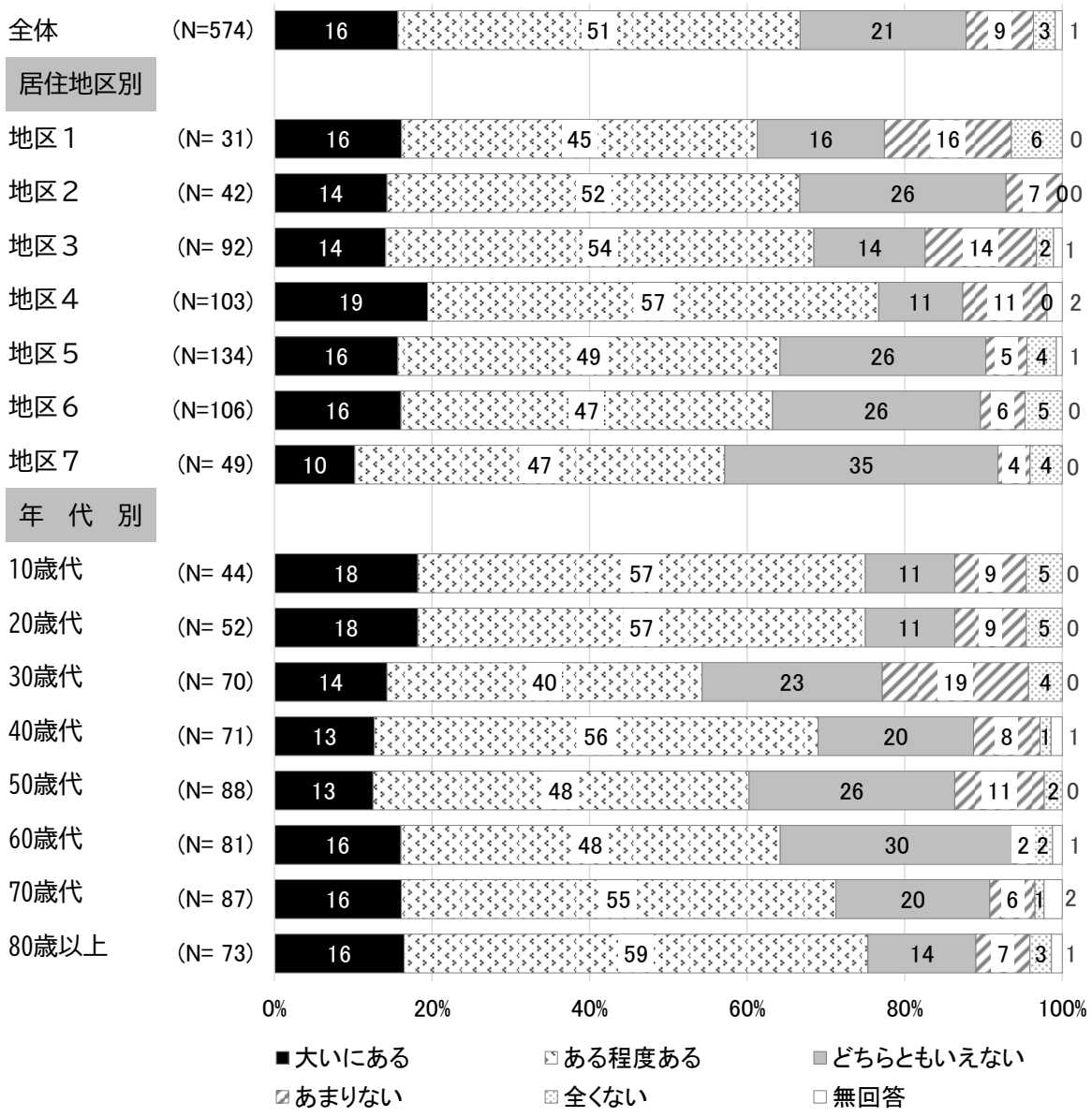

全体でみると、「大いにある」16%と「ある程度ある」51%をあわせると、67%が地域へ愛着があります。
居住地区別にみると、地区3、地区4で他地区に比べ、地域への愛着が多くなっています。
年代別にみると、10 歳代、20 歳代の若年層と 80 歳以上で愛着割合が 75%と多くなっています。
10 歳代、20 歳代を除くと、「地域と考える範囲」が狭い方が地域への愛着が多くなっています。

□ふだんの近所付き合いの程度

問 12　あなたは、ふだんの近所付き合いがどの程度ありますか。（１つだけに○）

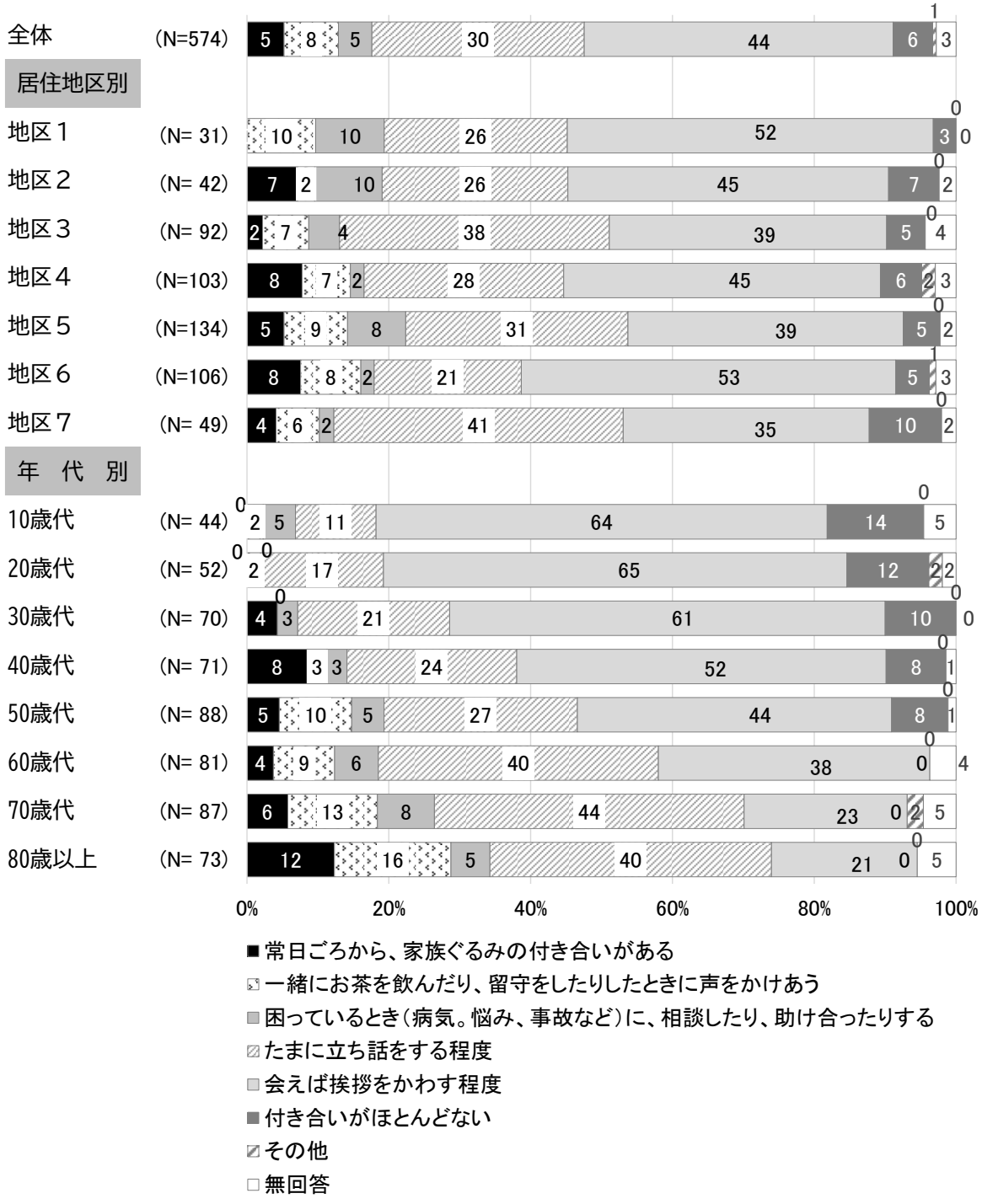

全体でみると、「会えば挨拶をかわす程度」が 44%と最も多く、次いで「たまに立ち話をする程度」が30%と多くなっています。「常日ごろから、家族ぐるみの付き合いがある」、「一緒にお茶を飲んだり、留守をしたりしたときに声をかけあう」、「困っているとき（病気。悩み、事故など）に、相談したり、助け合ったりする」など密度の濃い関係は2割弱となっています。

居住地区別にみると、地区１、地区２、地区５が他地区に比べ、普段の近所付き合いの密度が高くなっています。

年代別にみると、年齢が上がるにつれ、普段の近所付き合いの密度が高まる傾向にあります。

□地域で手助けや協力・支援が必要な人

問 13　あなたのお住まいの地域で、周囲の手助けや協力・支援が必要な人や、気に係る人、何らかの問題を抱えている人はいますか。（あてはまるものすべてに○）

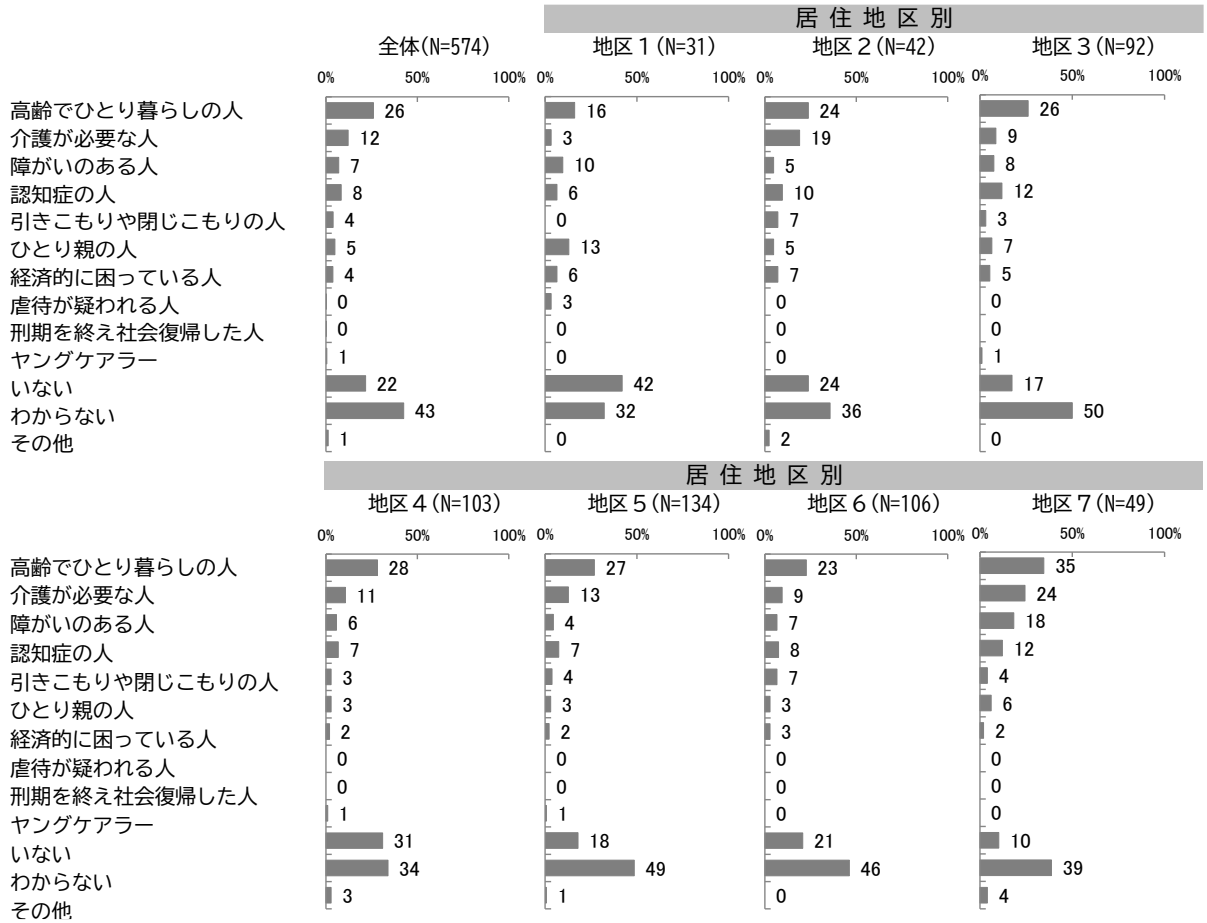

全体でみると、「高齢でひとり暮らしの人」が 26%と最も多く、次いで「介護が必要な人」が 12%、「認知症の人」が8%、「障がいのある人」が7%となっています。

居住地区別にみると、全地区で「高齢でひとり暮らしの人」が最も多く、地区１、地区３、地区７では「ひとり親の人」、地区１、地区２、地区３では「経済的に困っている人」もあげられています。

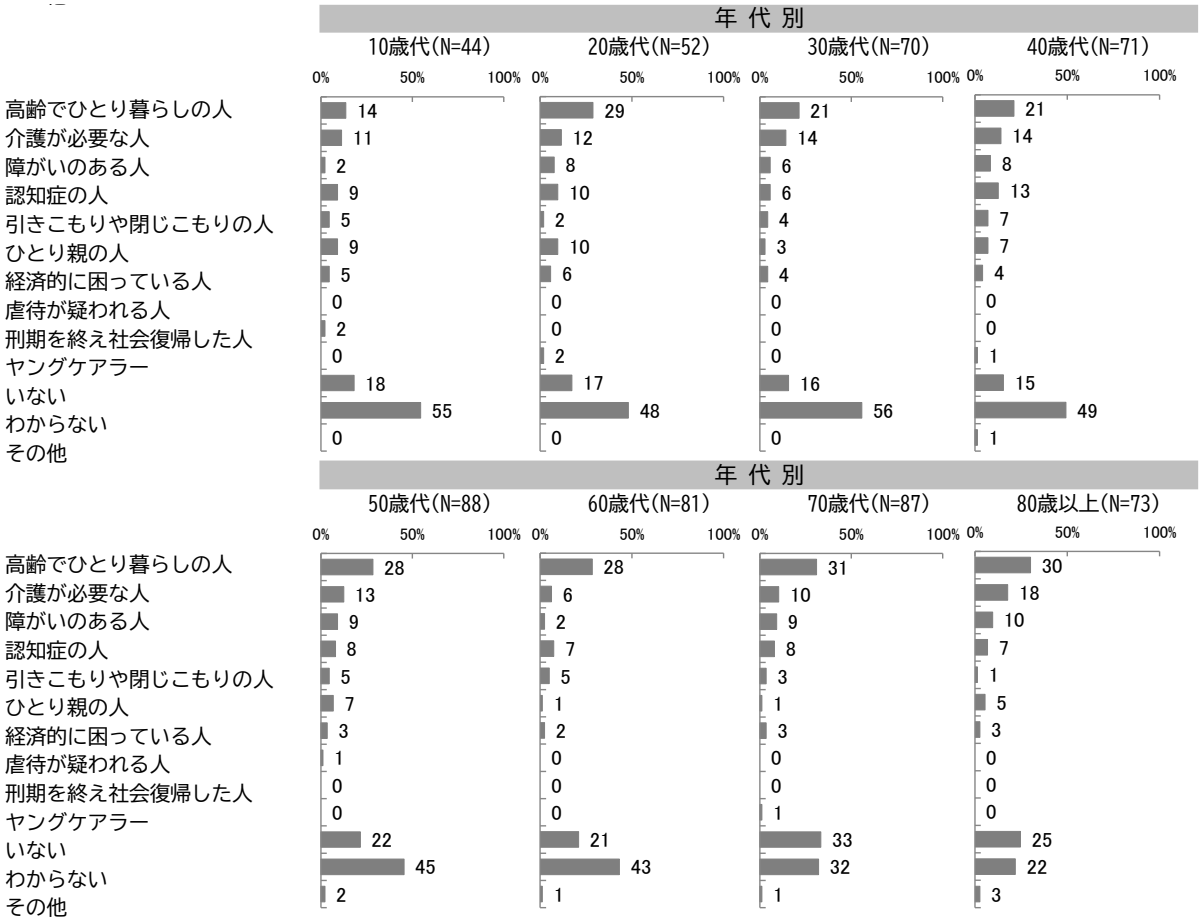

年代別にみると、全世代で「高齢でひとり暮らしの人」が最も多く、10 歳代、20 歳代、40 歳代、50 歳代では「ひとり親の人」も多くあげられています。

□地域や社会からの孤立を防ぐために有効な取組

問 14　近年、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは適切な支援に結びつかないことなどにより地域で孤立してしまう人への支援が社会的な課題となっています。地域や社会からの孤立を防ぐために、どのような取組が有効だと考えますか。（あてはまるものすべてに○）

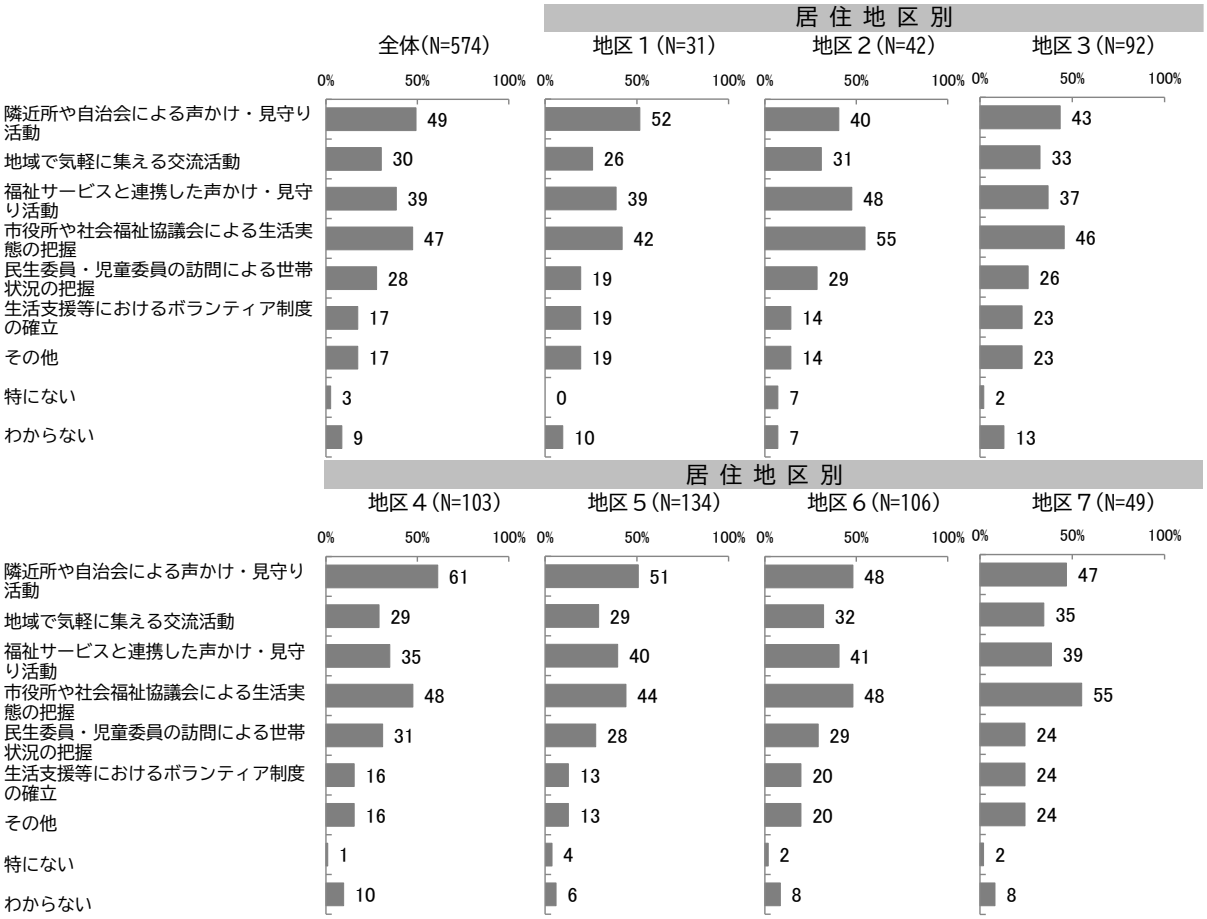

全体でみると、「隣近所や自治会による声かけ・見守り活動」が 49%と最も多く、次いで「市役所や社会福祉協議会による生活実態の把握」が 47%、「福祉サービスと連携した声かけ・見守り活動」が 39%、「地域で気軽に集える交流活動」が 30%となっています。

居住地区別にみると、全地区において概ね全体と同傾向にありますが、地区２、地区７では、「市役所や社会福祉協議会による生活実態の把握」が多くなっています。

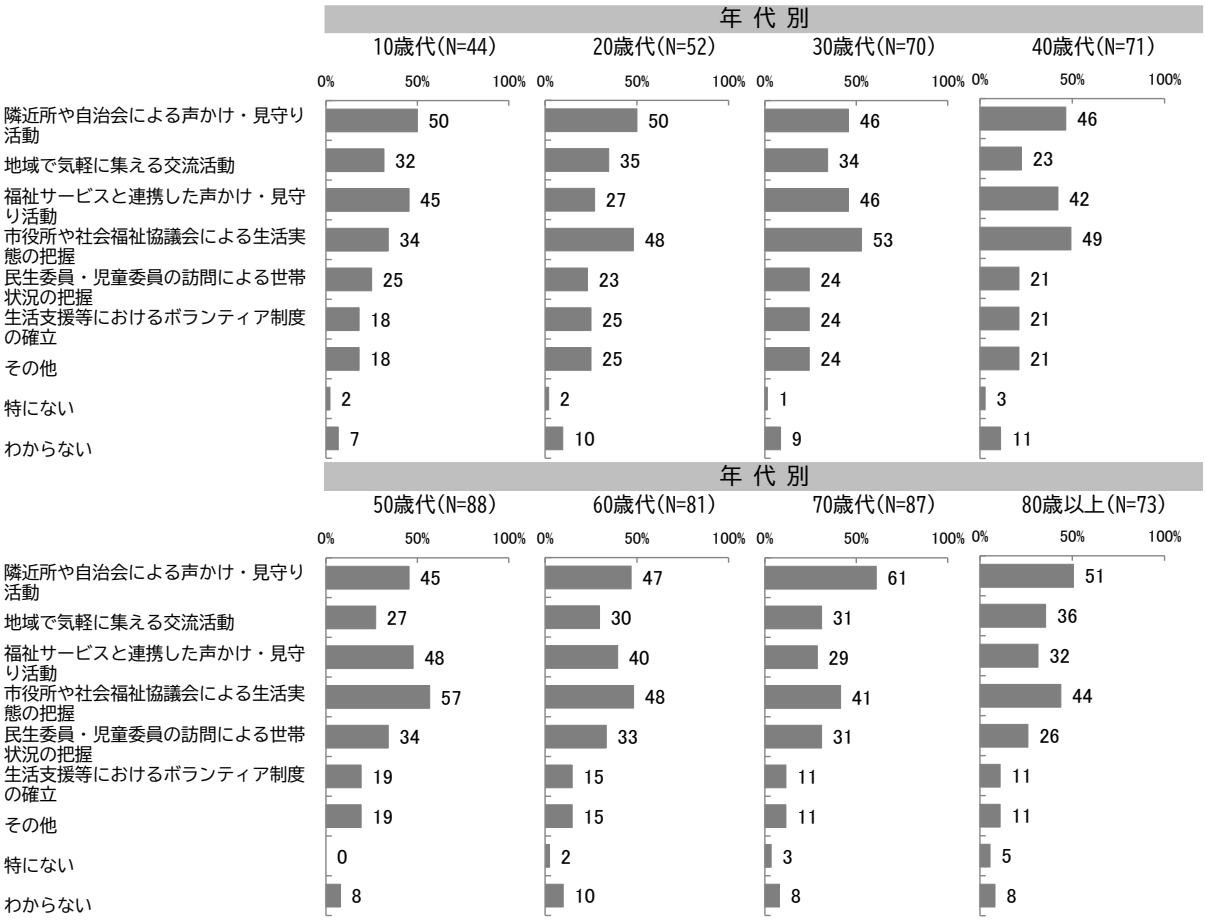

年代別にみると、全年代において概ね全体と同傾向にありますが、20 歳代、30 歳代、40 歳代では「生活支援等におけるボランティア制度の確立」、50 歳代、60 歳代では「民生委員・児童委員の訪問による世帯状況の把握」が他年代に比べ多くなっています。

□「富士吉田市地域保健福祉計画」の認知度

問 15　あなたは、「富士吉田市地域保健福祉計画」を知っていますか。（１つだけに○）

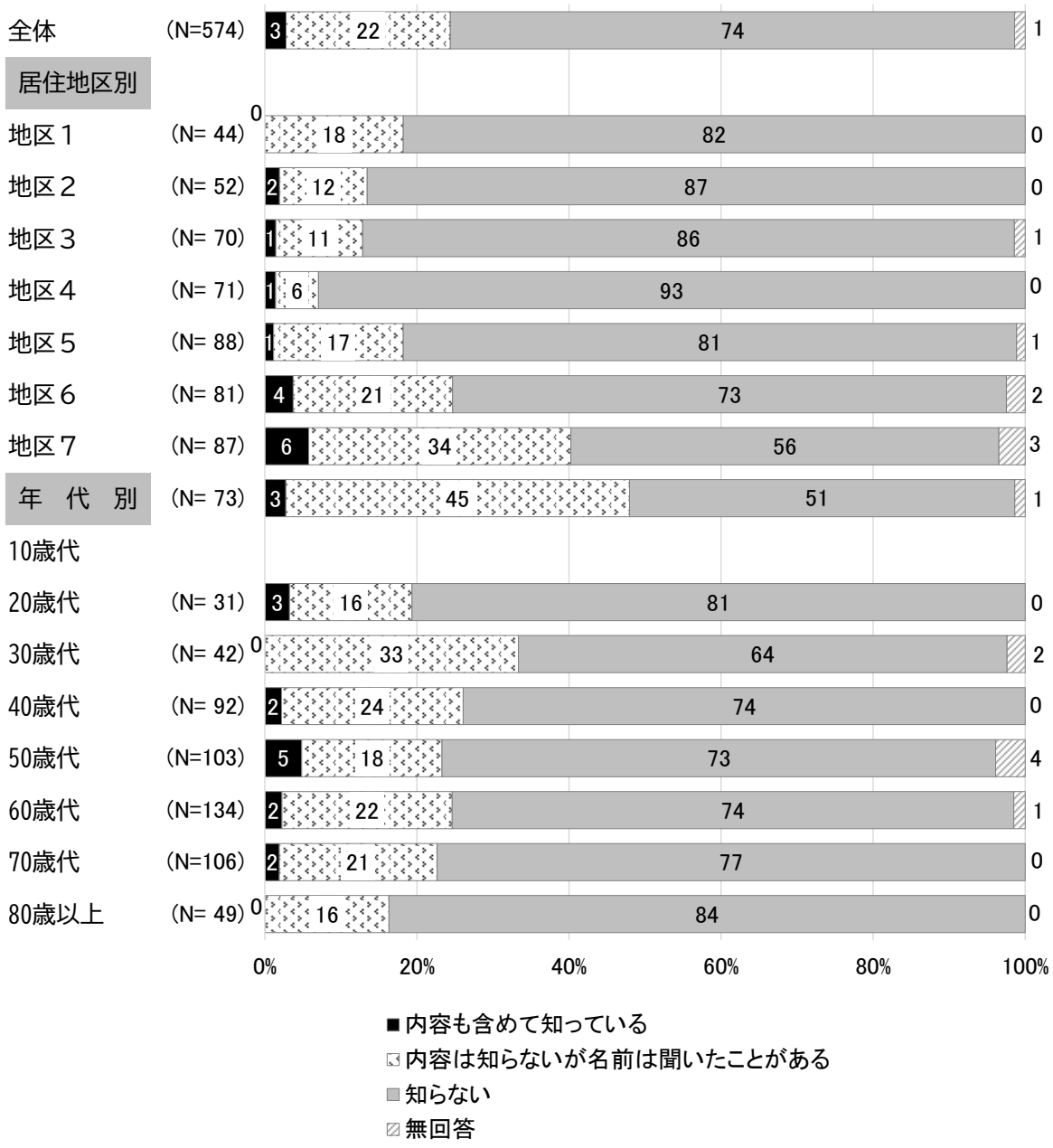

全体でみると、「内容も含めて知っている」3％と「内容は知らないが名前は聞いたことがある」22％をあわせて 25％の認知度となっています。

居住地区別にみると、地区2、地区3で他地区に比べ認知度が高くなっています。

年代別にみると、50 歳代以降は年齢が上がるにつれ、認知度が高くなる傾向にあります。

口富士吉田市の保健福祉施策の充実度

問 16　あなたは、富士吉田市の保健福祉施策が充実していると思いますか。（１つだけに○）

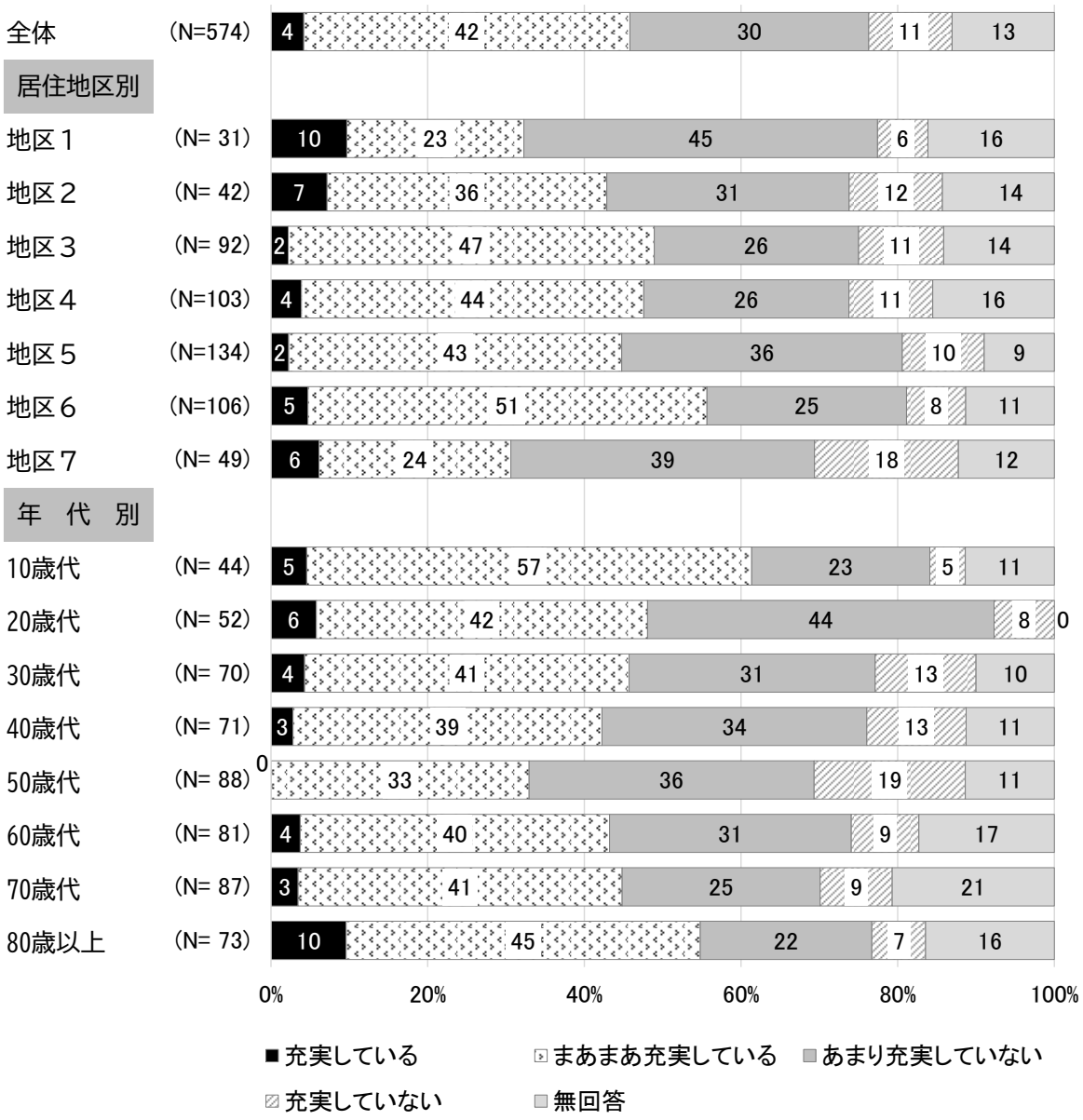

全体でみると、「充実している」4%、「まあまあ充実している」42%をあわせると、「充実している」が 46%となっています。

居住地区別にみると、地区３、地区４、地区６で、他地区と比べ「充実している」が多くなっています。

年代別にみると、若年層と高齢層で「充実している」が多くなっており、50 歳代で最も少なくなっています。

□富士吉田市に住む人が安心で健やかに暮らしを送るために重要な事項

問 17　富士吉田市に住む人が安心で健やかな暮らしを送るためには、あなたはどのようなことが重要だと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

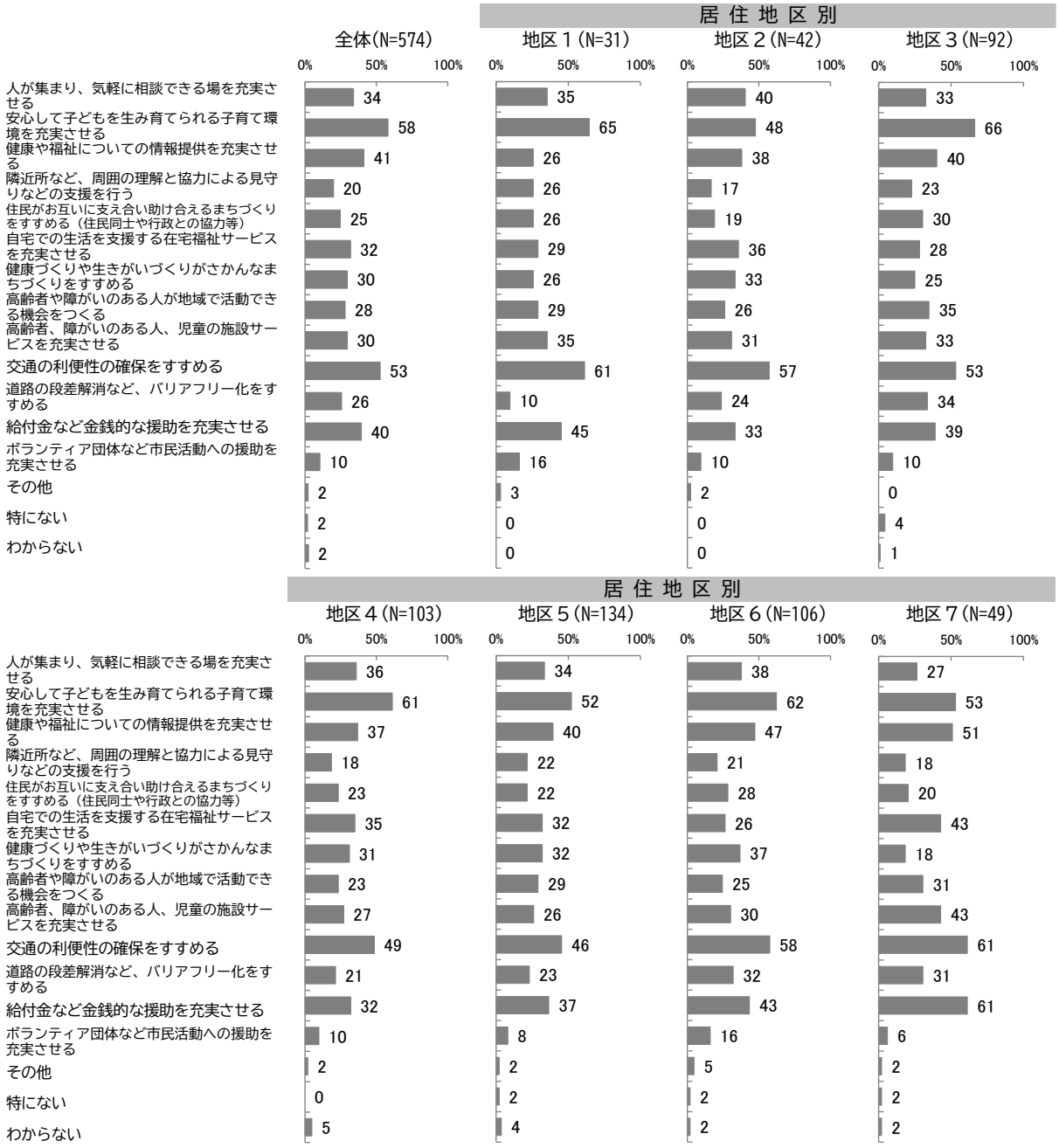

全体でみると、「安心して子どもを生み育てられる子育て環境を充実させる」が 58%と最も多く、次いで「交通の利便性の確保をすすめる」が 53%、「健康や福祉についての情報提供を充実させる」が 41%、「給付金など金銭的な援助を充実させる」40%となっています。

居住地区別にみると、全地区において概ね全体と同傾向にあります。

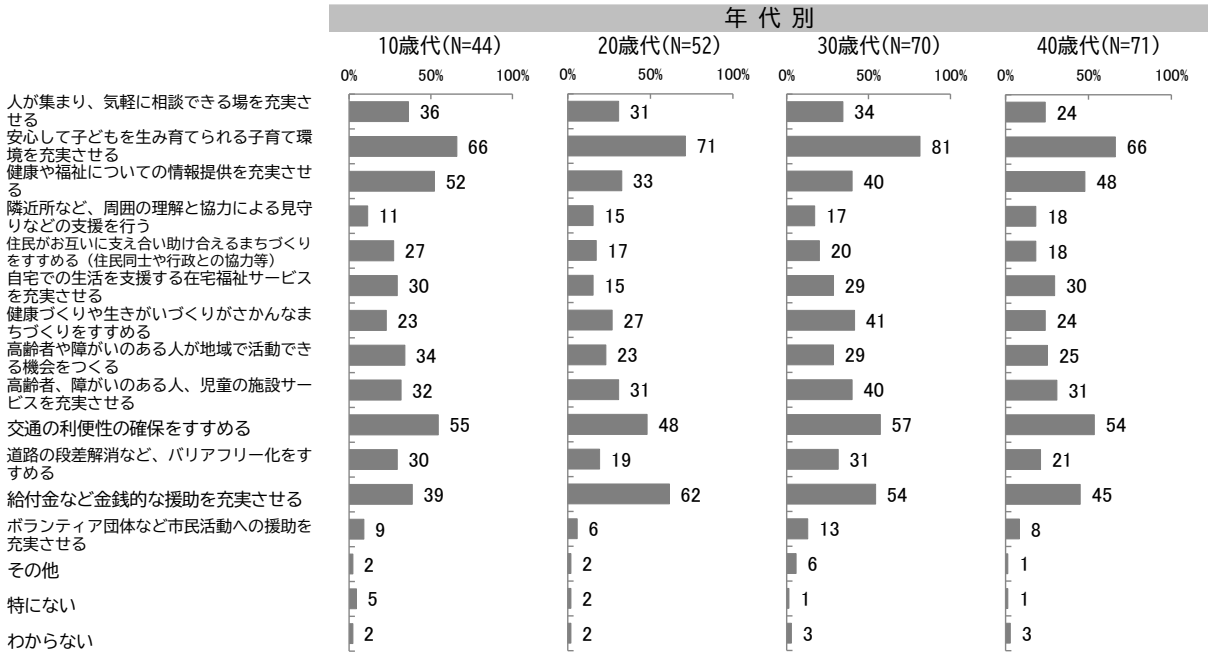

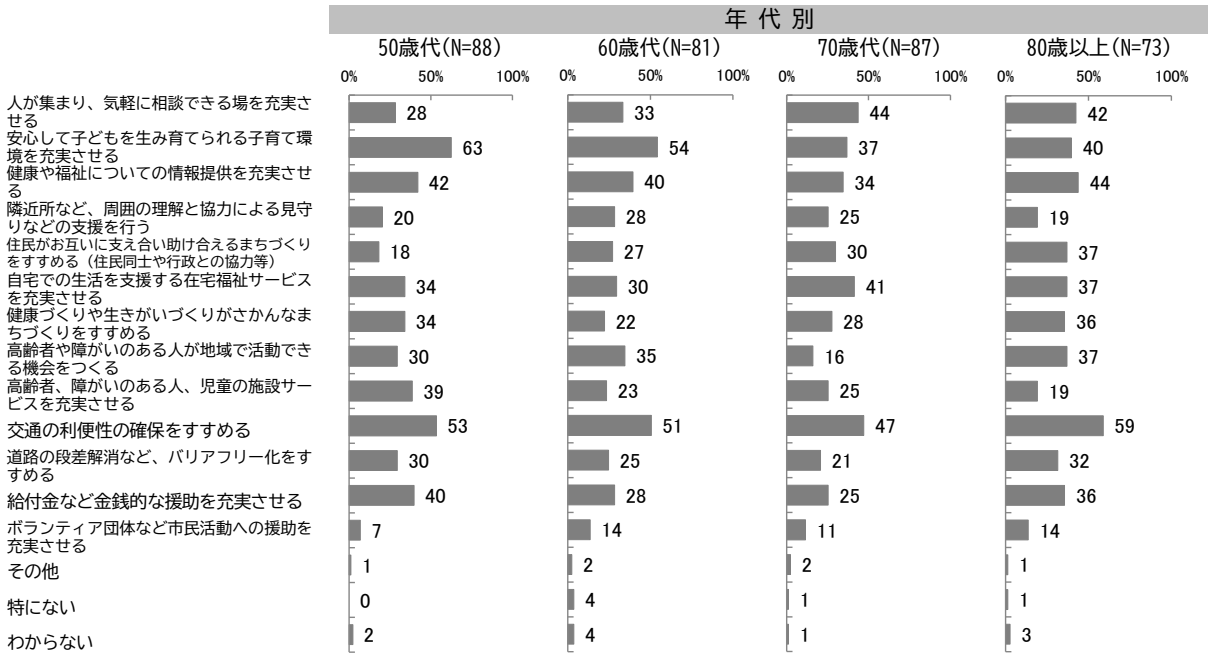

年代別にみると、10 歳代、20 歳代、30 歳代の若年層で「安心して子どもを生み育てられる子育て環境を充実させる」、20 歳代では「給付金など金銭的な援助を充実させる」、80 歳以上では「交通の利便性の確保をすすめる」が他年代と比べ多くなっています。

（５）地域での支え合い活動に関することについて

□地域活動やボランティア活動の有無

問 18　あなたは、地域活動やボランティア活動に取り組むことがありますか。（１つだけに○）

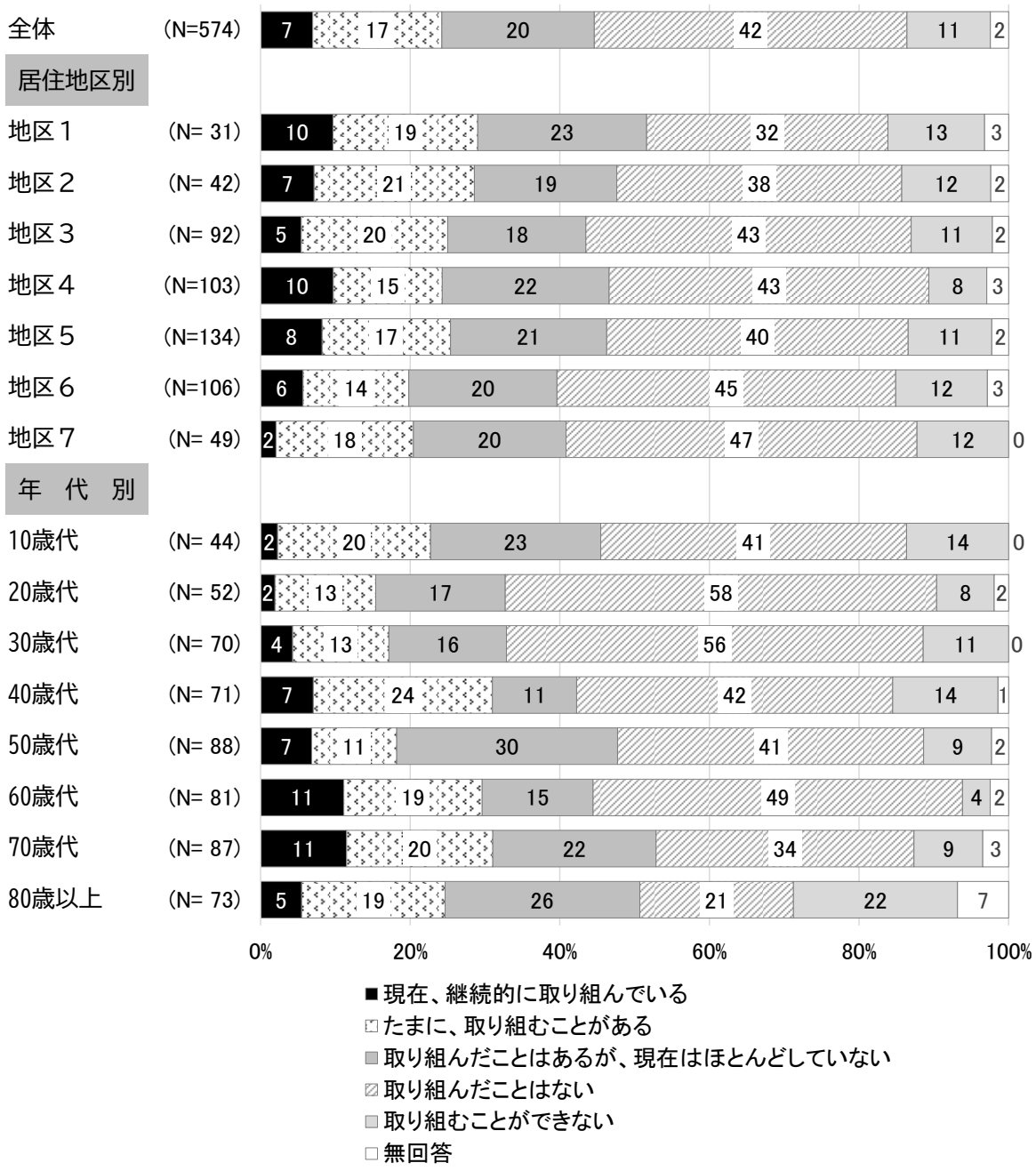

全体でみると、「取り組んだことはない」が 42%と最も多く、次いで「取り組んだことはあるが、現在はほとんどしていない」が 20%となっており、現在取り組んでいる方は「現在、継続的に取り組んでいる」7%と「たまに、取り組むことがある」17%をあわせて 24%となっています。

居住地区別にみると、地区１、地区2において、他地区と比べ取り組む方が多くなっています。

年代別にみると、年齢が上がるにつれ、「現在、継続的に取り組んでいる」が多くなる傾向にあります。

□地域活動やボランティアに取り組んでいない理由

問 18 で「３　取り組んだことはあるが、現在はほとんどしていない」「４　取り組んだことはない」「５　取り組むことができない」と回答した方にお聞きします。

問 18-1　地域活動やボランティア活動に取り組んでいない理由をお聞かせください。（あてはまるものすべてに○）

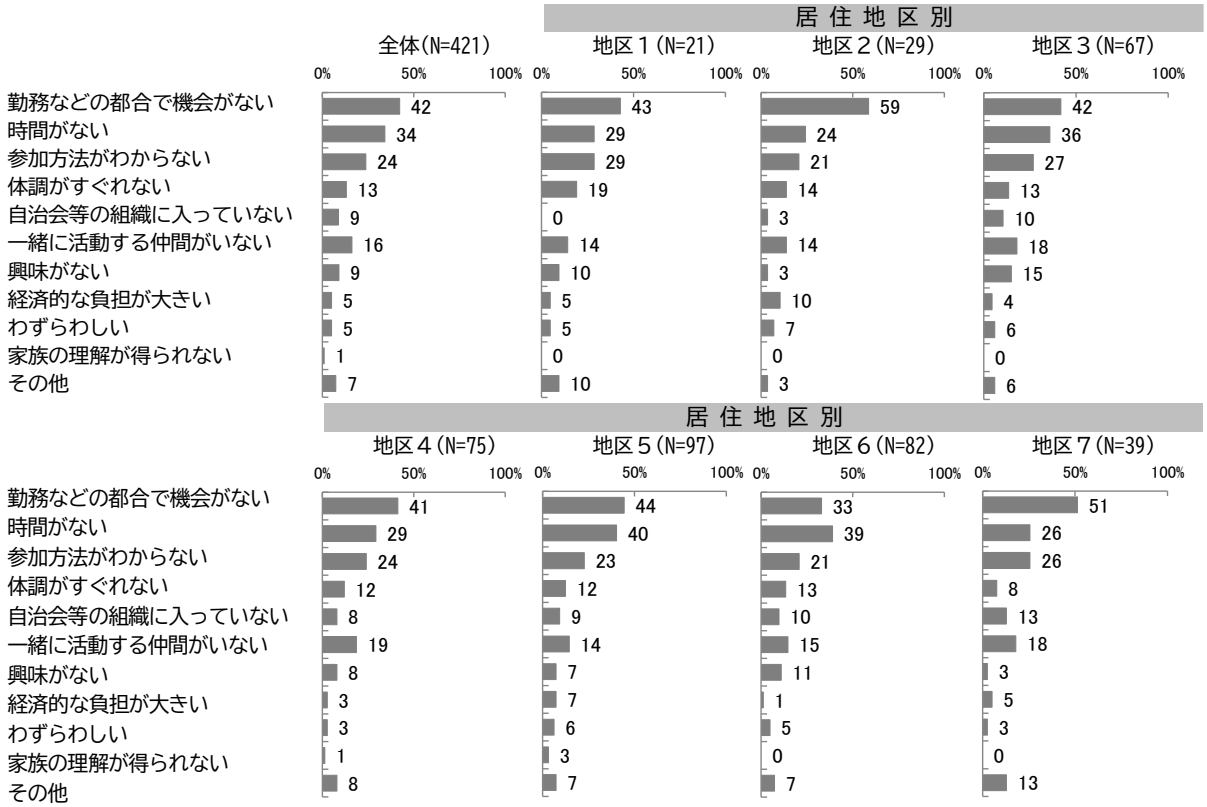

全体でみると、「勤務などの都合で機会がない」が 42%と最も多く、次いで「時間がない」が 34%、「参加方法がわからない」が 24%となっています。

居住地区別にみると、全地区において概ね全体と同傾向にあります。

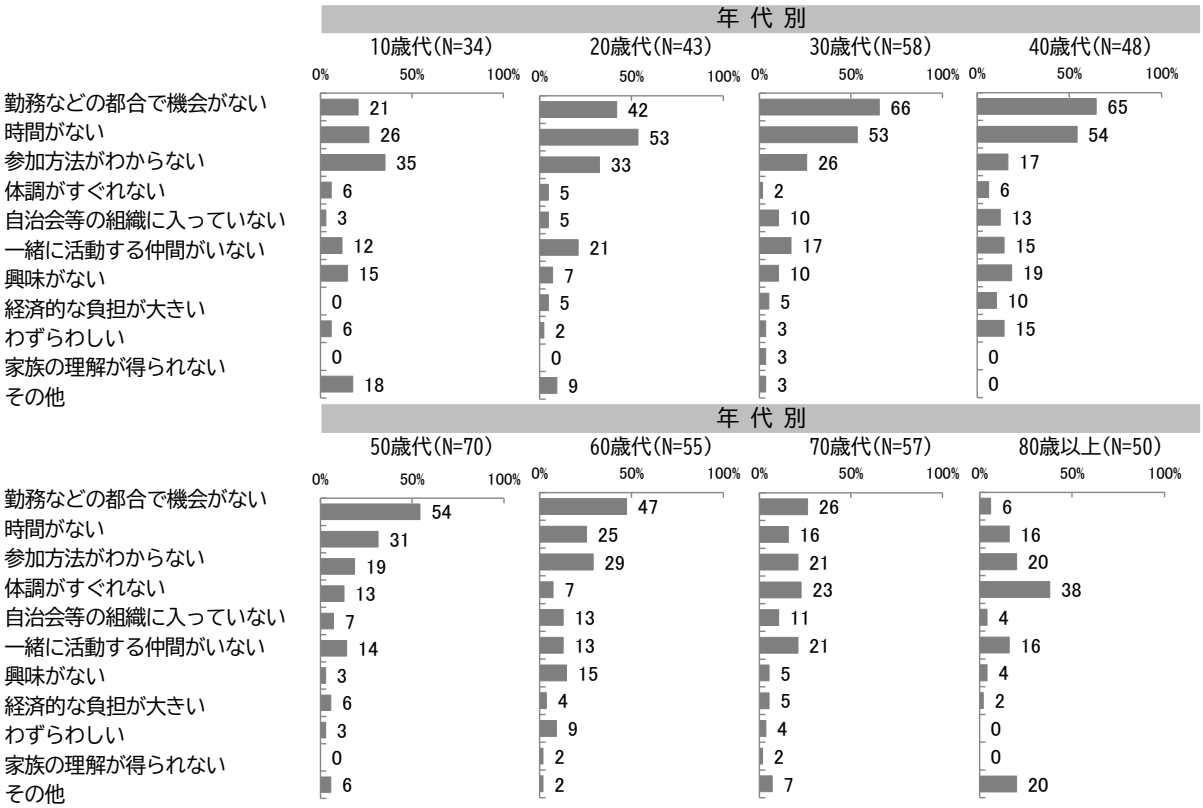

年代別にみると、30 歳代から 60 歳代で「勤務などの都合で機会がない」が多く、70 歳代、80 歳以上では「体調がすぐれない」も多くなっています。

口今後の地域活動やボランティア活動への参加意向

問 19　あなたは、今後、地域活動やボランティア活動に取り組みたいと思いますか。（１つだけに○）

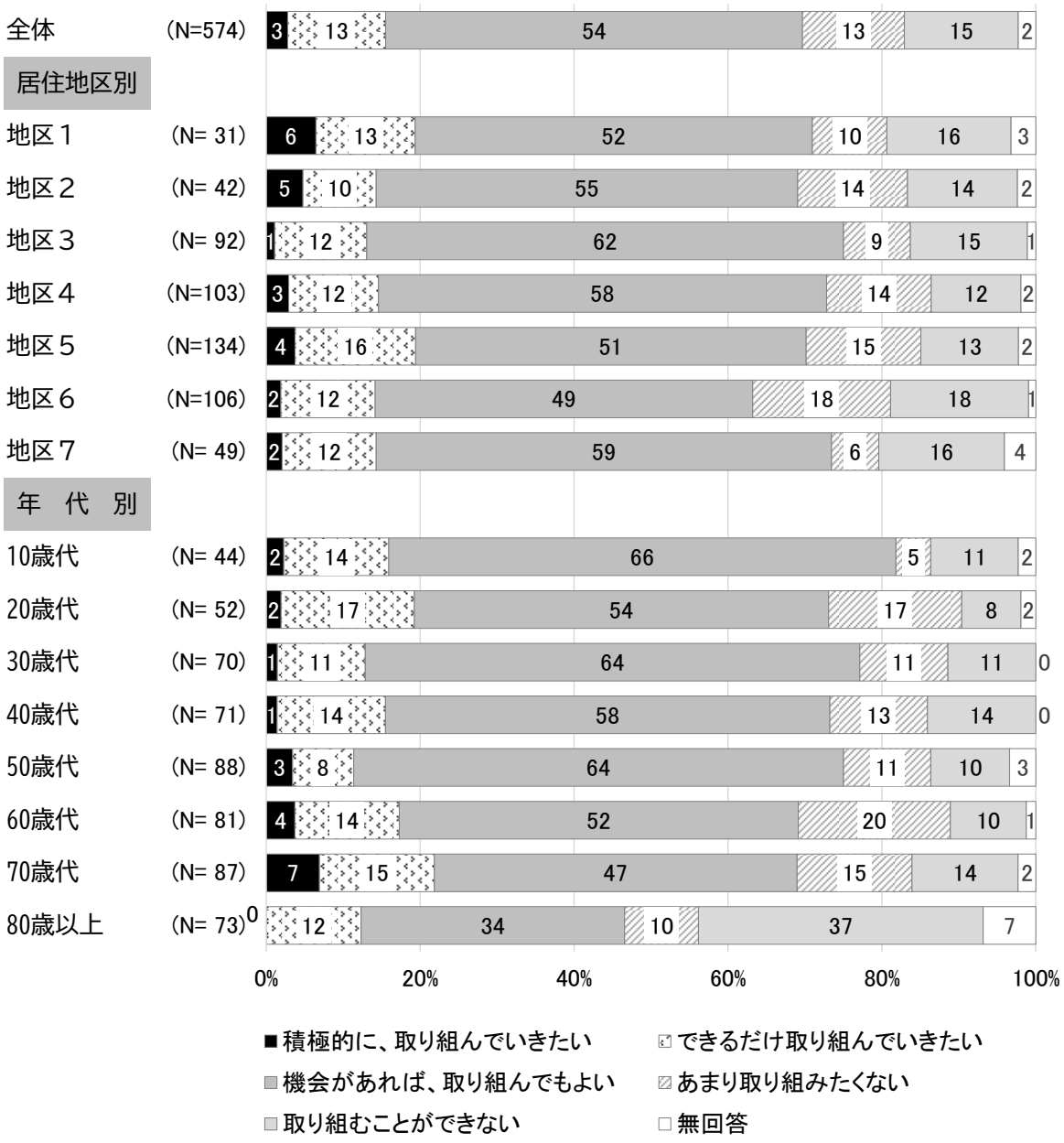

全体でみると、「機会があれば、取り組んでもよい」が 54%と最も多く、次いで「取り組むことができない」が 15%、「できるだけ取り組んでいきたい」が 13%、「あまり取り組みたくない」が 13%となっています。

活動意向は、「積極的に、取り組んでいきたい」3%と「できるだけ取り組んでいきたい」13%をあわせると 16%となっています。

居住地区別にみると、地区１、地区5において、他地区と比べ活動意向が多くなっています。

年代別にみると、年齢が上がるにつれ、活動意向は高くなる傾向にあります。

□地域活動やボランティア活動への参加のきっかけ

問 20　地域活動やボランティア活動へ参加された、もしくは、今後参加したいと思うきっかけは何ですか。（あてはまるものすべてに○）

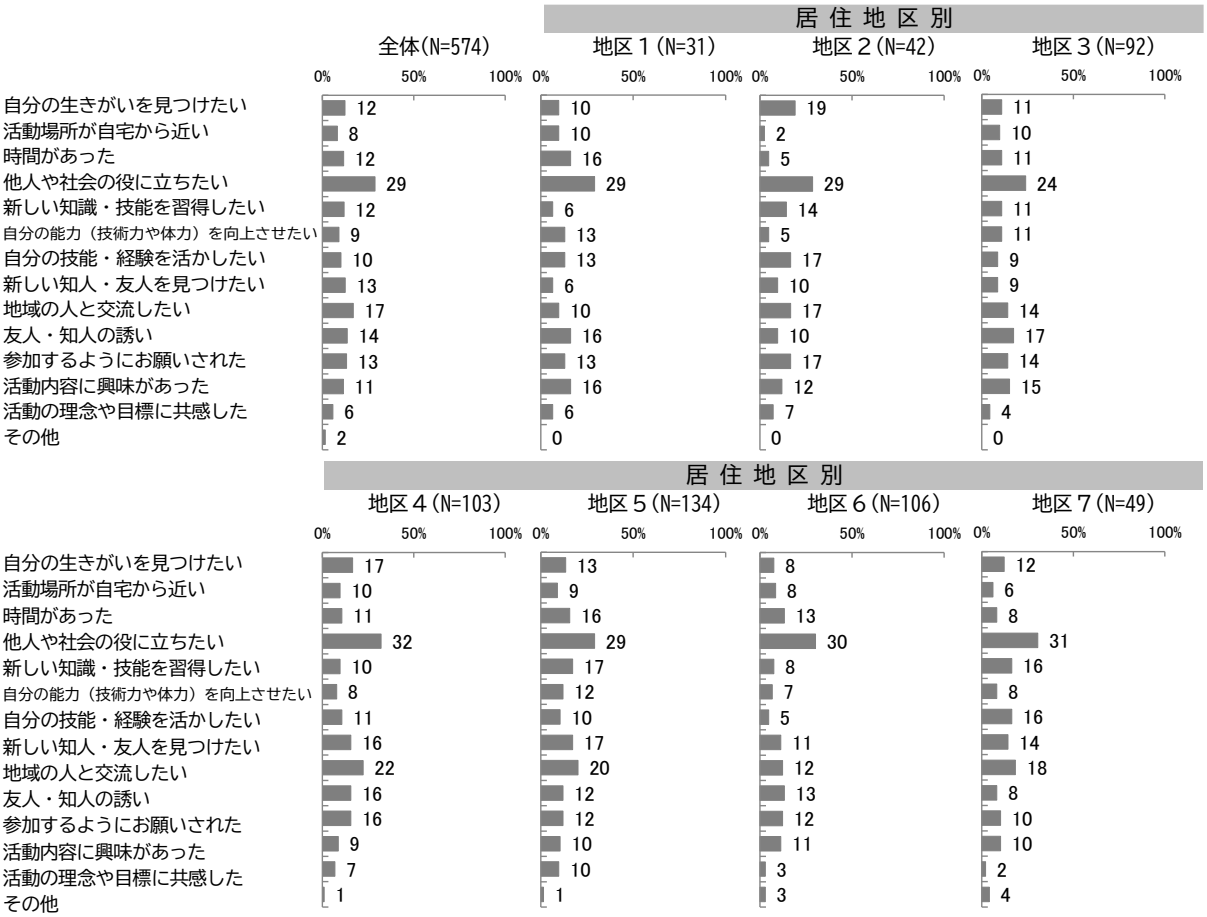

全体でみると、「他人や社会の役に立ちたい」が 29%と最も多く、次いで「地域の人と交流したい」が 17%となっています。

居住地区別にみると、全地区において概ね全体と同傾向にあります。

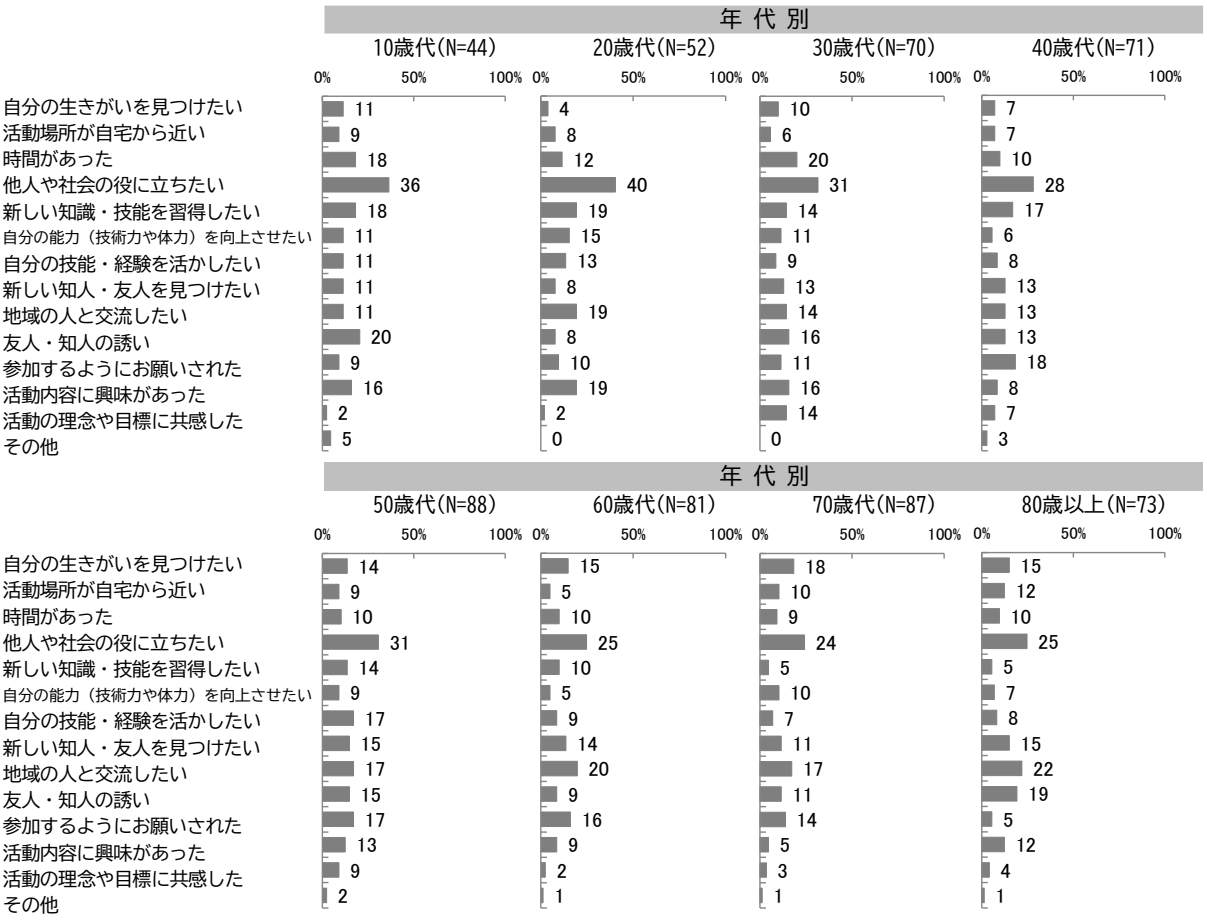

年代別にみると、全年代において概ね全体と同傾向にありますが、10 歳代、20 歳代では「新しい知識・技能を習得したい」、20 歳代、60 歳代、80 歳以上では「地域の人と交流したい」、40 歳代、50 歳代では「参加するようにお願いされた」が他年代と比べ、やや多くなっています。

□地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために重要な事項

問 21　地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために、あなたはどのようなことが重要だと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

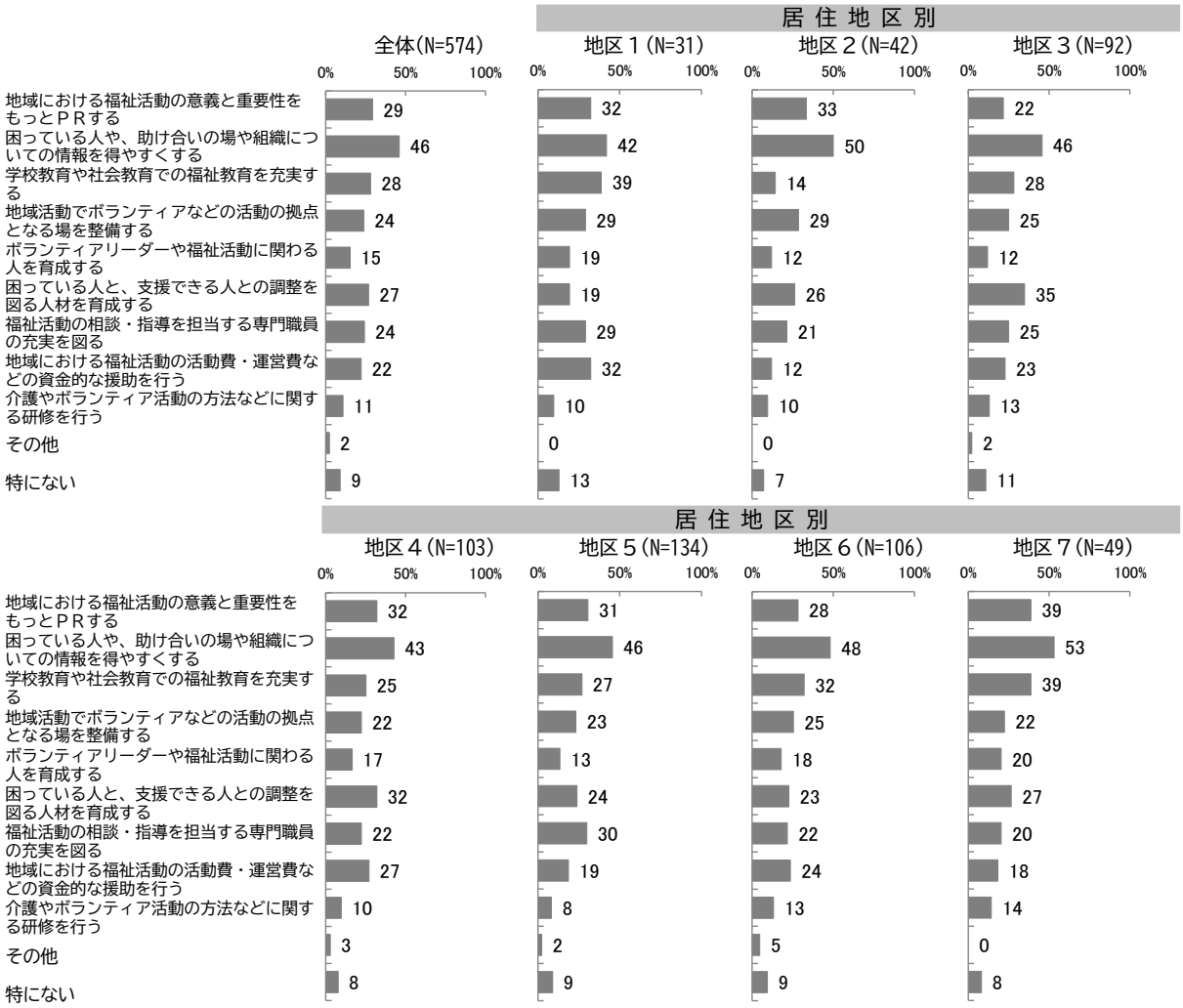

全体でみると、「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」が 46%と最も多く、次いで「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」が 29%、「学校教育や社会教育での福祉教育を充実する」が 28%、「困っている人と、支援できる人との調整を図る人材を育成する」が 27%となっています。

居住地区別にみると、地区１では「学校教育や社会教育での福祉教育を充実する」、「地域における福祉活動の活動費・運営費などの資金的な援助を行う」、地区７では「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」、「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」、「学校教育や社会教育での福祉教育を充実する」が他地区と比べ多くなっています。

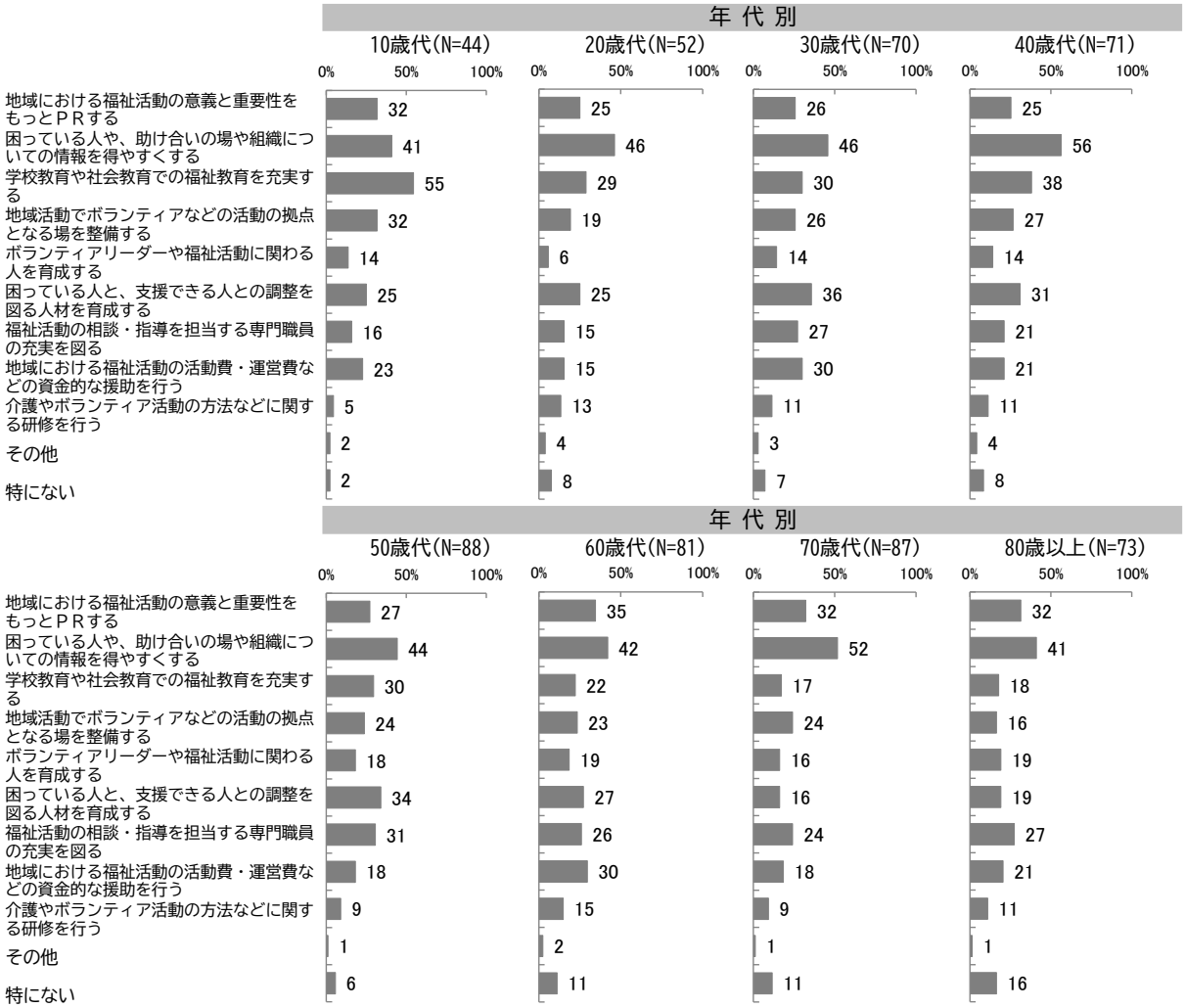

年代別にみると、10 歳代、40 歳代では「学校教育や社会教育での福祉教育を充実する」、50 歳代では「困っている人と、支援できる人との調整を図る人材を育成する」、「福祉活動の相談・指導を担当する専門職員の充実を図る」、30 歳代、60 歳代では「地域における福祉活動の活動費・運営費などの資金的な援助を行う」が他年代と比べ、やや多くなっています。

□期待する地域の役割

問 22　あなたは、地域の役割にどのようなことを期待しますか。（あてはまるものすべてに○）

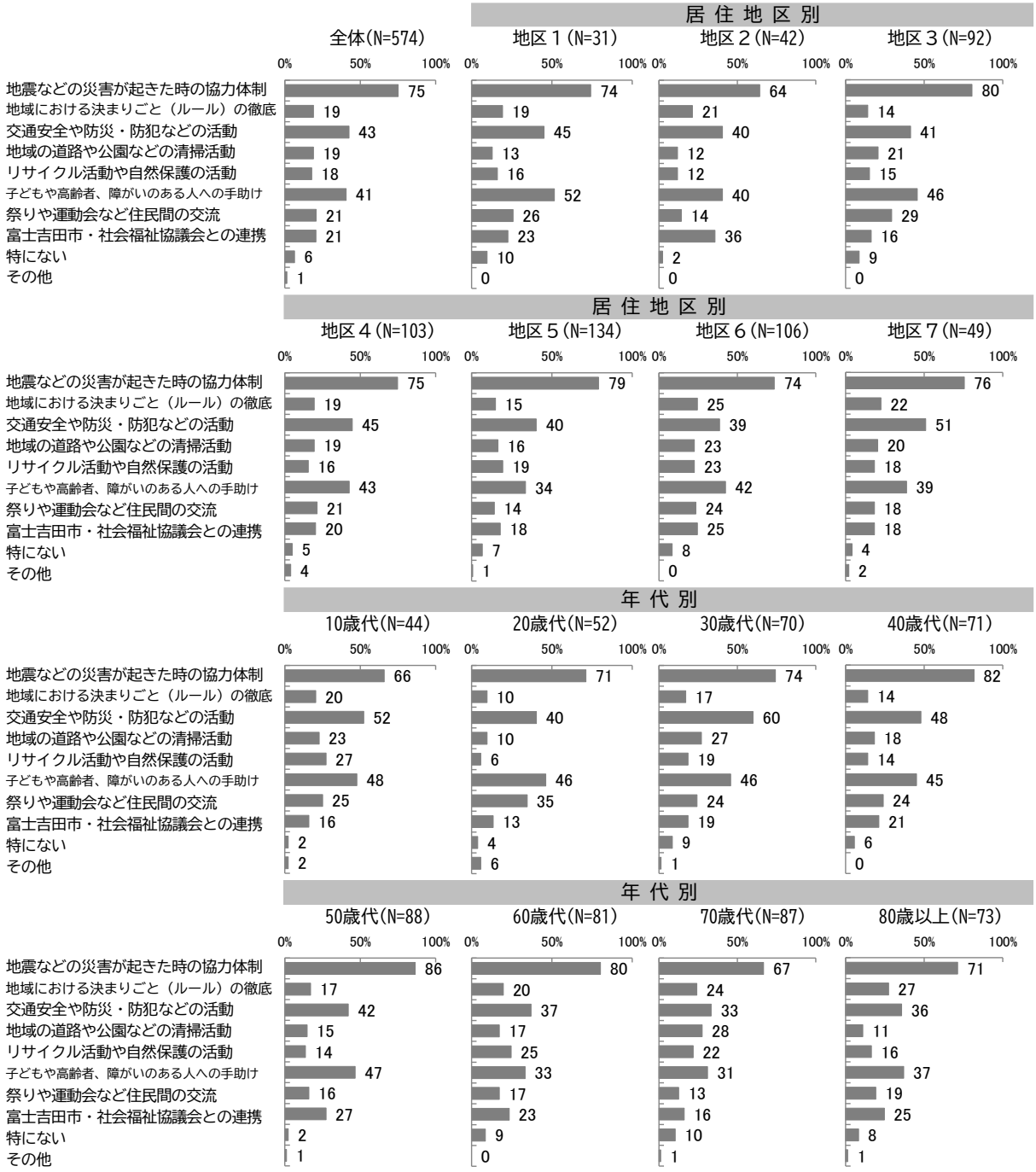

全体でみると、「地震などの災害が起きた時の協力体制」が 75%と最も多く、次いで「交通安全や防災・防犯などの活動」が 43%、「子どもや高齢者、障がいのある人への手助け」が 41%となっています。

居住地区別にみると、全地区において概ね全体と同傾向にありますが、地区１では「子どもや高齢者、障がいのある人への手助け」、地区２では「富士吉田市・社会福祉協議会との連携」が他地区と比べ、やや多くなっています。

年代別にみると、全年代において概ね全体と同傾向にありますが、10 歳代、30 歳代では「交通安全や防災・防犯などの活動」、20 歳代では「祭りや運動会など住民間の交流」が他年代と比べ、やや多くなっています。

（６）災害や感染症への対応について

□災害や感染症に対する地域で最も重要な事項

問 23　災害や感染症に対し、地域で最も重要なことは何だと思いますか。（１つだけに○）

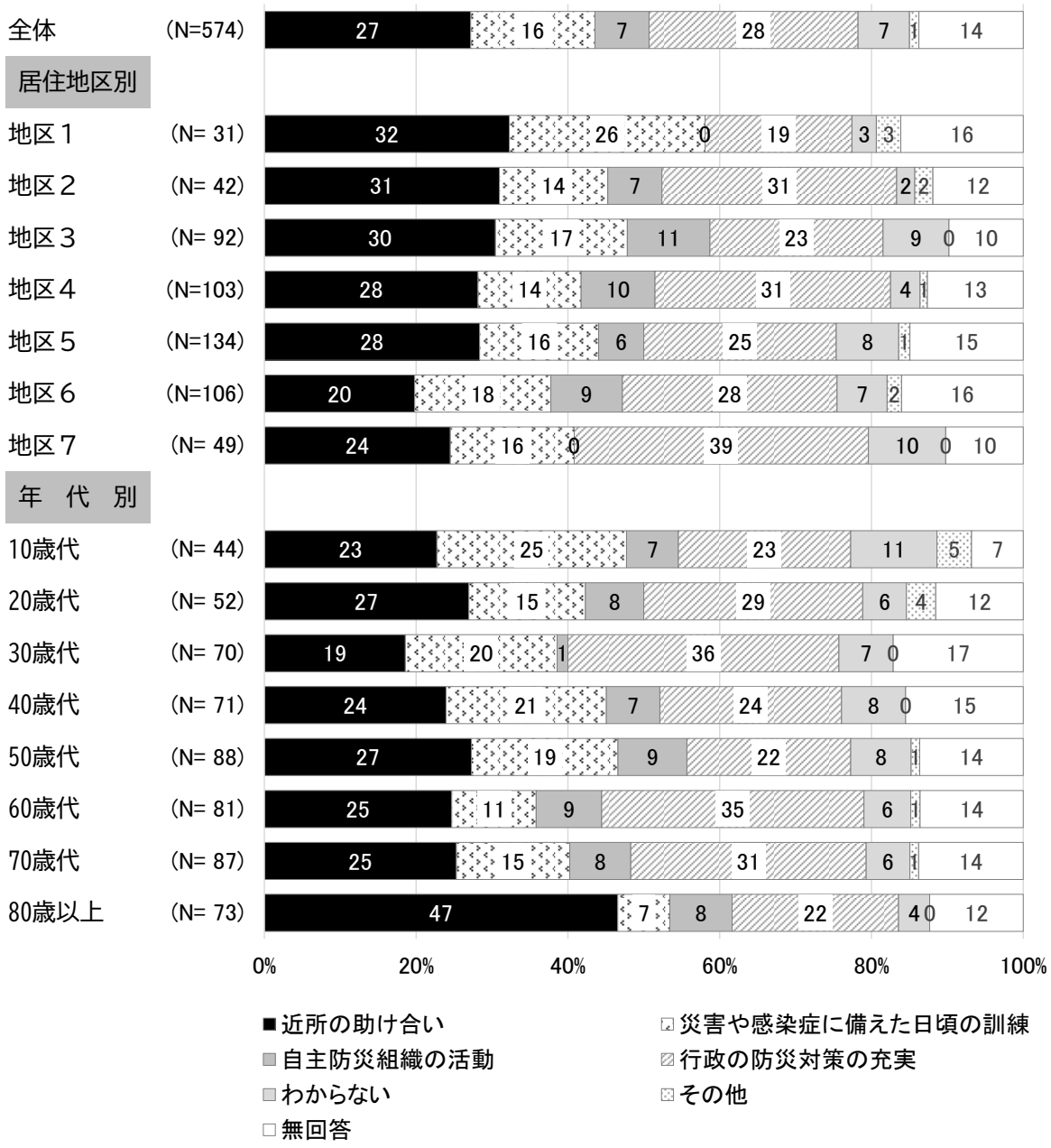

全体でみると、「行政の防災対策の充実」が 28%と最も多く、次いで「近所の助け合い」が 27%となっています。

居住地区別にみると、地区１は「災害や感染症に備えた日頃の訓練」、地区７で「行政の防災対策の充実」が他地区と比べ、多くなっています。

年代別にみると、10 歳代は「災害や感染症に備えた日頃の訓練」、30 歳、60 歳代は「行政の防災対策の充実」、80 歳以上は「近所の助け合い」が他年代と比べ、多くなっています。

□災害時の避難方法の家庭内での取り決め

問 24　災害時に避難する方法を家族内で決めていますか。（１つだけに○）

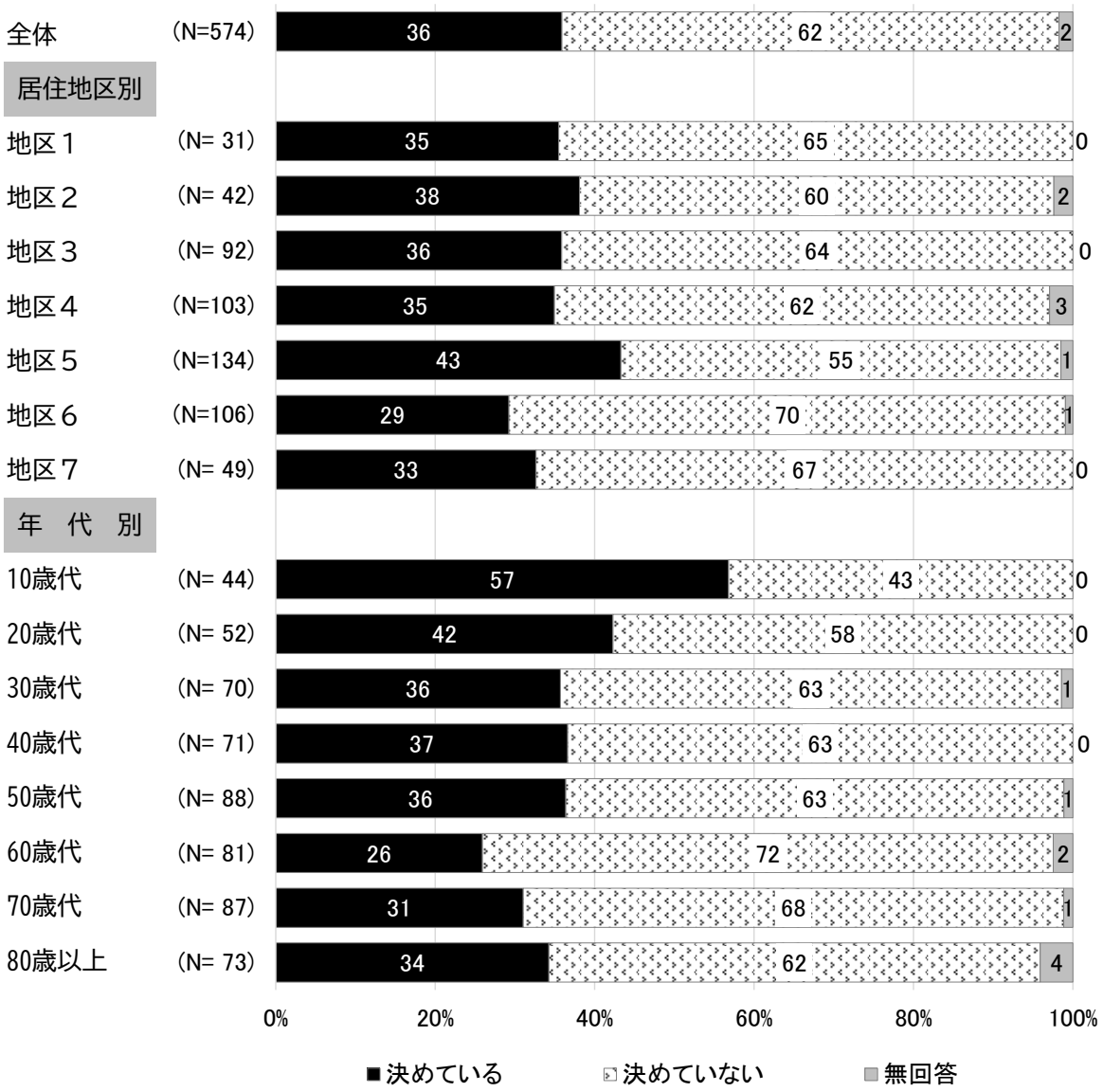

全体でみると、「決めている」は 36%となっています。
居住地区別にみると、地区5は「決めている」43%と他地区と比べ、多くなっています。
年代別にみると、10 歳代は「決めている」57%、20 歳代は「決めている」42%と他年代と比べ、多くなっています。

□「避難行動要支援者」の認知度

問 25　避難行動要支援者という言葉は知っていますか。（あてはまるものすべてに○）

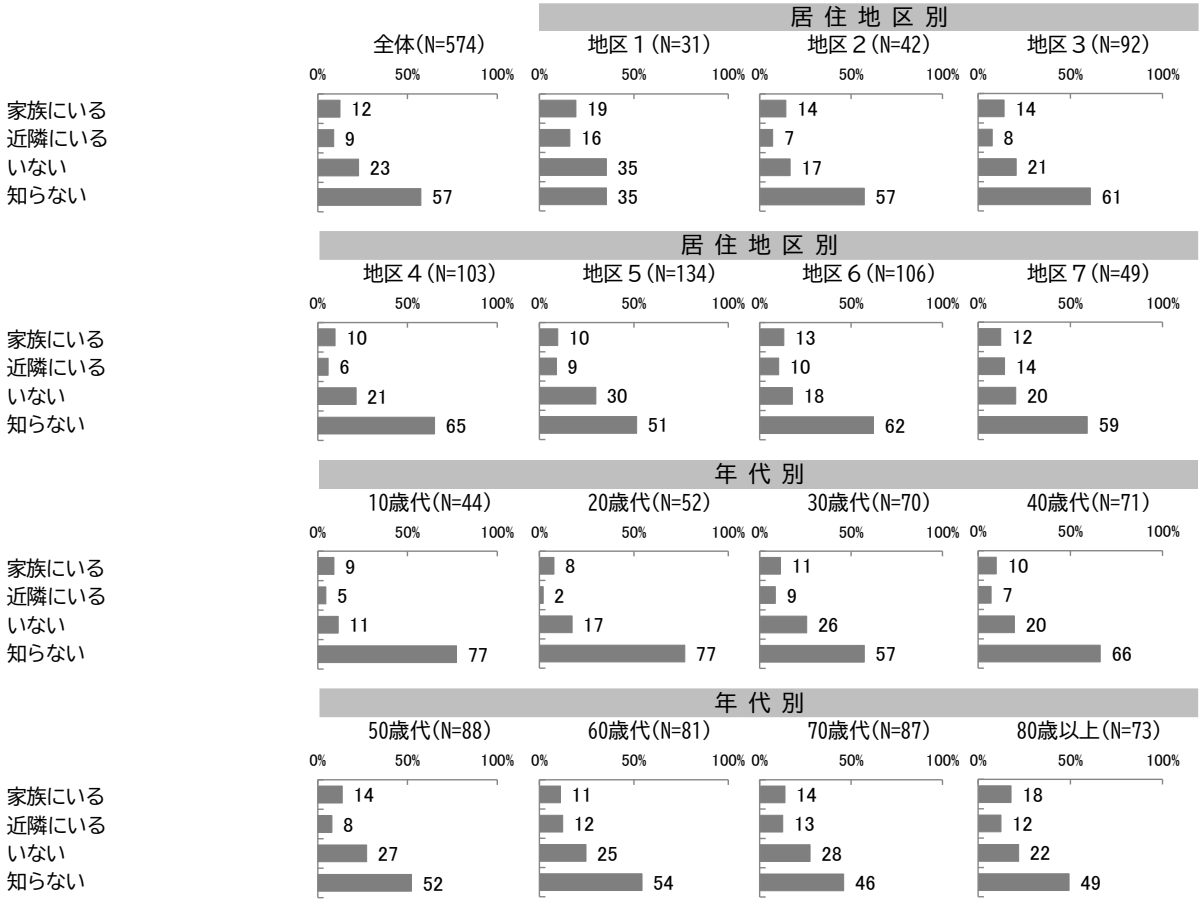

全体でみると、認知度 43%となっており、「家族にいる」が 12%、「近隣にいる」が９%となっています。
居住地区別にみると、地区１の認知度が 65%と他地区と比べ多くなっています。
年代別にみると、年齢が上がるにつれ認知度は高くなり、70 歳以上は認知度が約５割となっています。

□避難行動要支援者へできる助け合いや協力

問 26　あなたは、災害が発生したときに、避難行動要支援者のためにどのような助け合いや協力ができますか。（あてはまるものすべてに○）

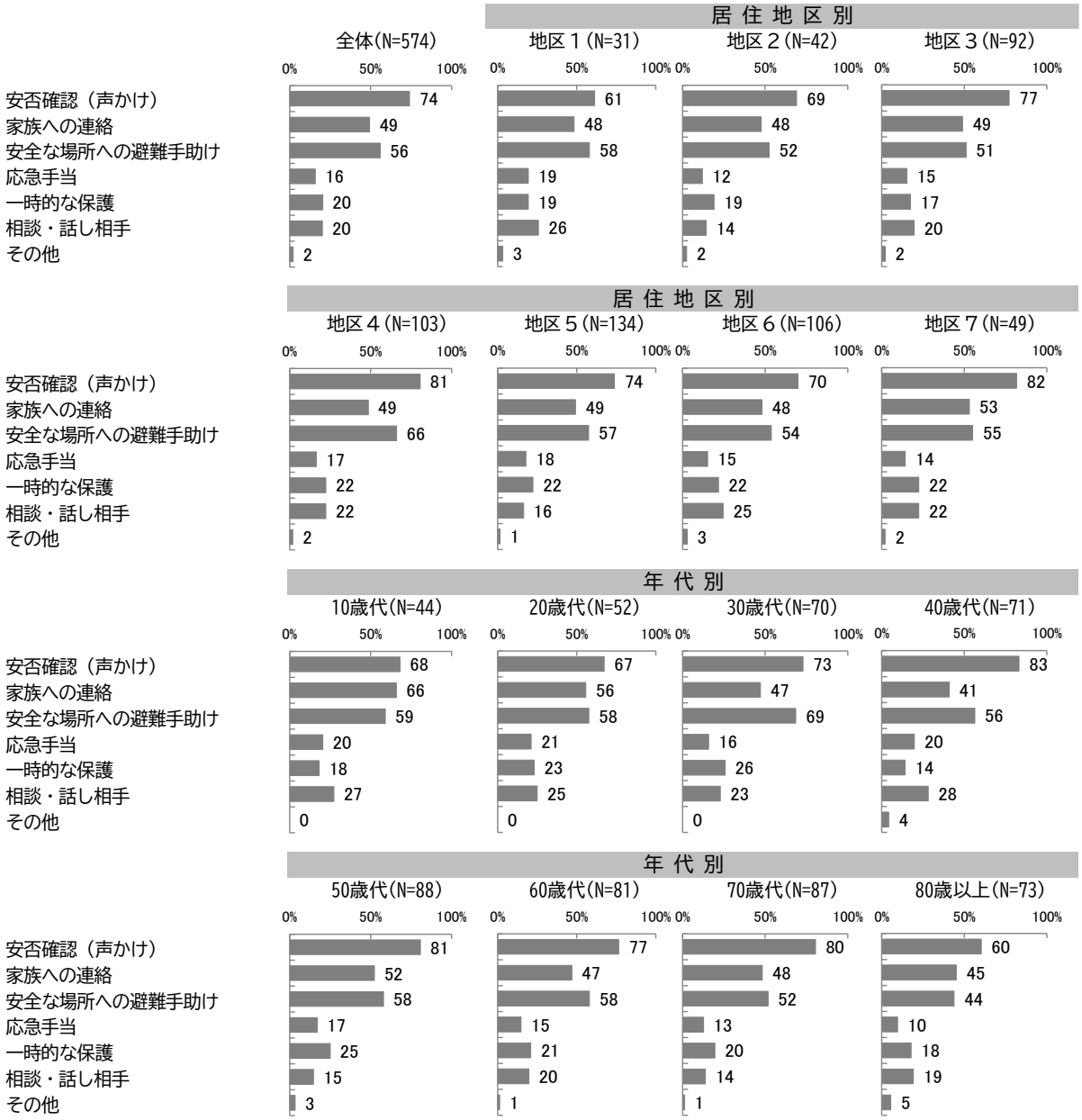

全体でみると、「安否確認（声かけ）」が 74%と最も多く、次いで「安全な場所への避難手助け」56%、「家族への連絡」49%となっており、ほとんどの方が助け合いや協力ができるとしています。

居住地区別にみると、地区４は「安否確認（声かけ）」、「安全な場所への避難手助け」、地区７は「安否確認（声かけ）」が他地区と比べ多くなっています。

年代別にみると、10 歳代は「家族への連絡」、「相談・話し相手」、30 歳代は「安全な場所への避難手助け」、40 歳代は「相談・話し相手」、50 歳代、60 歳代、70 歳代は「安否確認（声かけ）」において、他年代と比べ多くなっています。

□避難行動要支援者の手助けのための個人情報の地域での共有の必要性

問 27　あなたは、避難行動要支援者を手助けする際に必要だと思われる個人情報を地域で共有しておく必要があると思いますか。（１つだけに○）

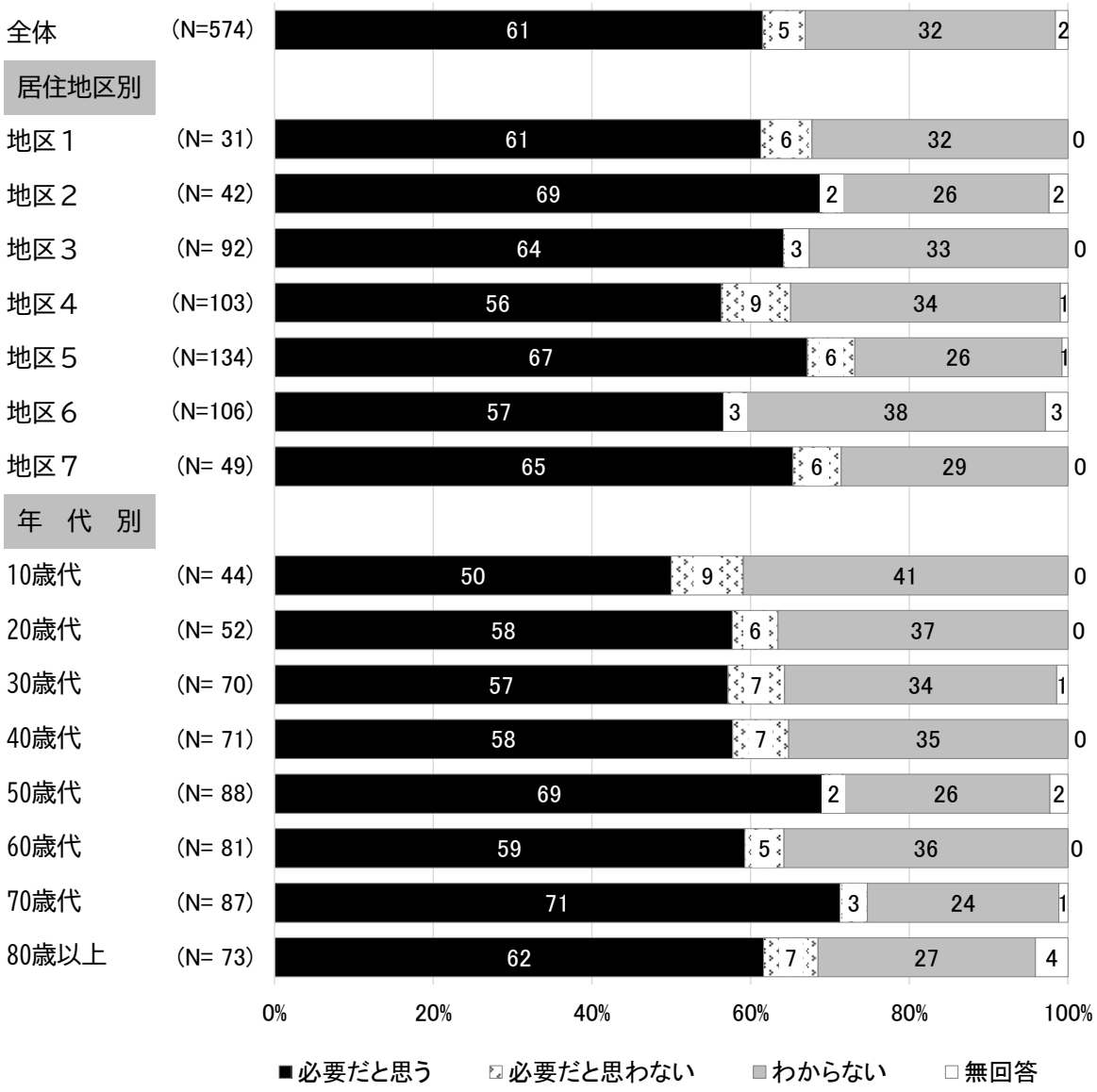

全体でみると、「必要だと思う」が 61%と最も多くなっています。
居住地区別にみると、地区２、地区３、地区５、地区７は、他地区と比べ必要だと思う割合が多くなっています。
年代別にみると、年齢が上がるにつれ、必要だと思う割合が多くなる傾向にあり、特に 50 歳代、70 歳代が多くなっています。

（７）成年後見制度について

□「成年後見制度」の認知度

問 28　あなたは、「成年後見制度」について知っていますか。（○は１つだけ）

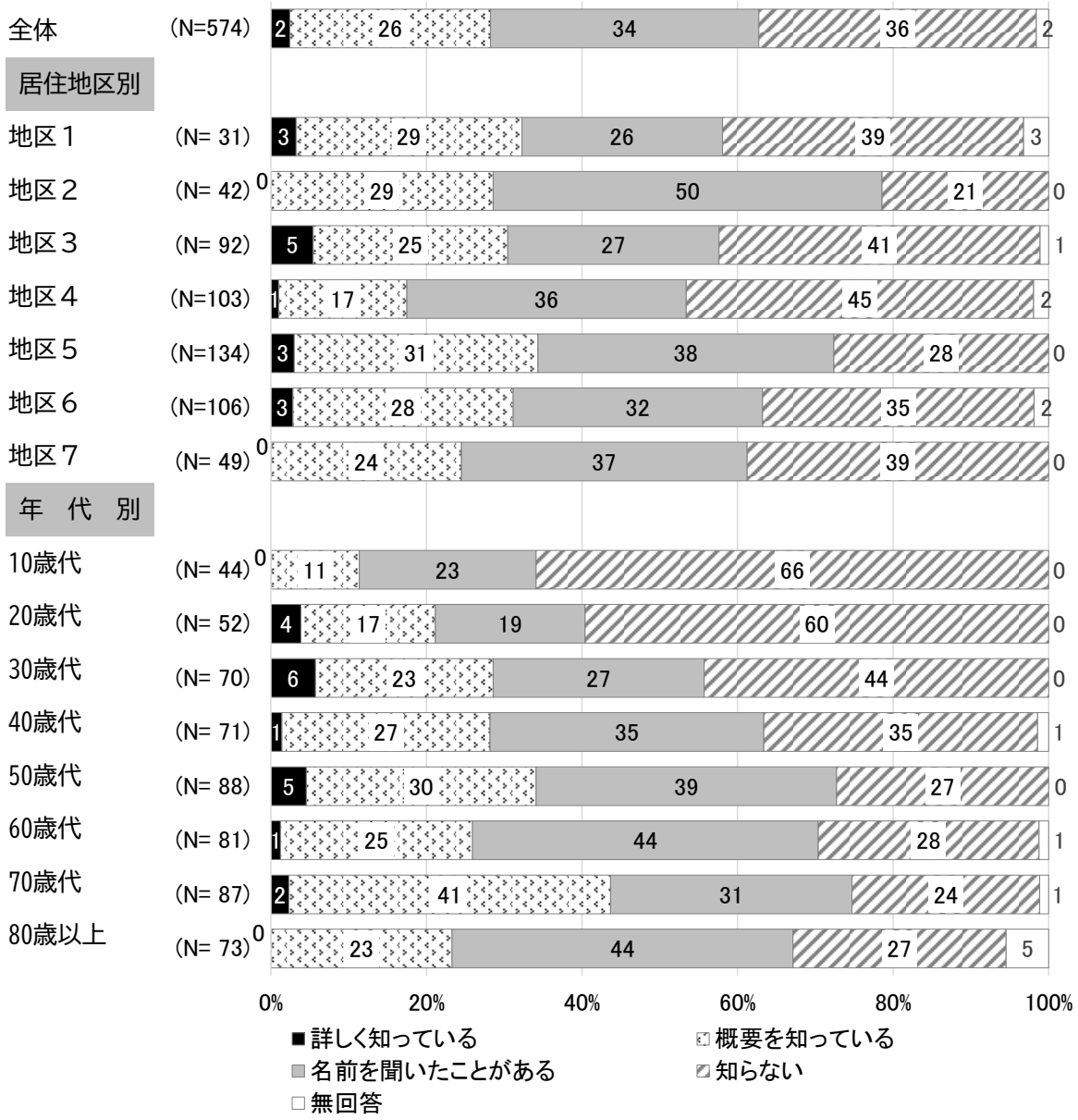

全体でみると、「詳しく知っている」2%、「概要を知っている」26%、「名前を聞いたことがある」34%をあわせると、認知度は 63%となっています。
居住地区別にみると、地区2、地区5は、他地区と比べ認知度が高くなっています。
年代別にみると、年齢が上がるにつれ、認知度は高くなる傾向にあります。

□成年後見制度の利用意向

問 29　あなた自身が判断能力に不安が生じたとき、成年後見制度を利用したいと思いますか。
（○は１つだけ）

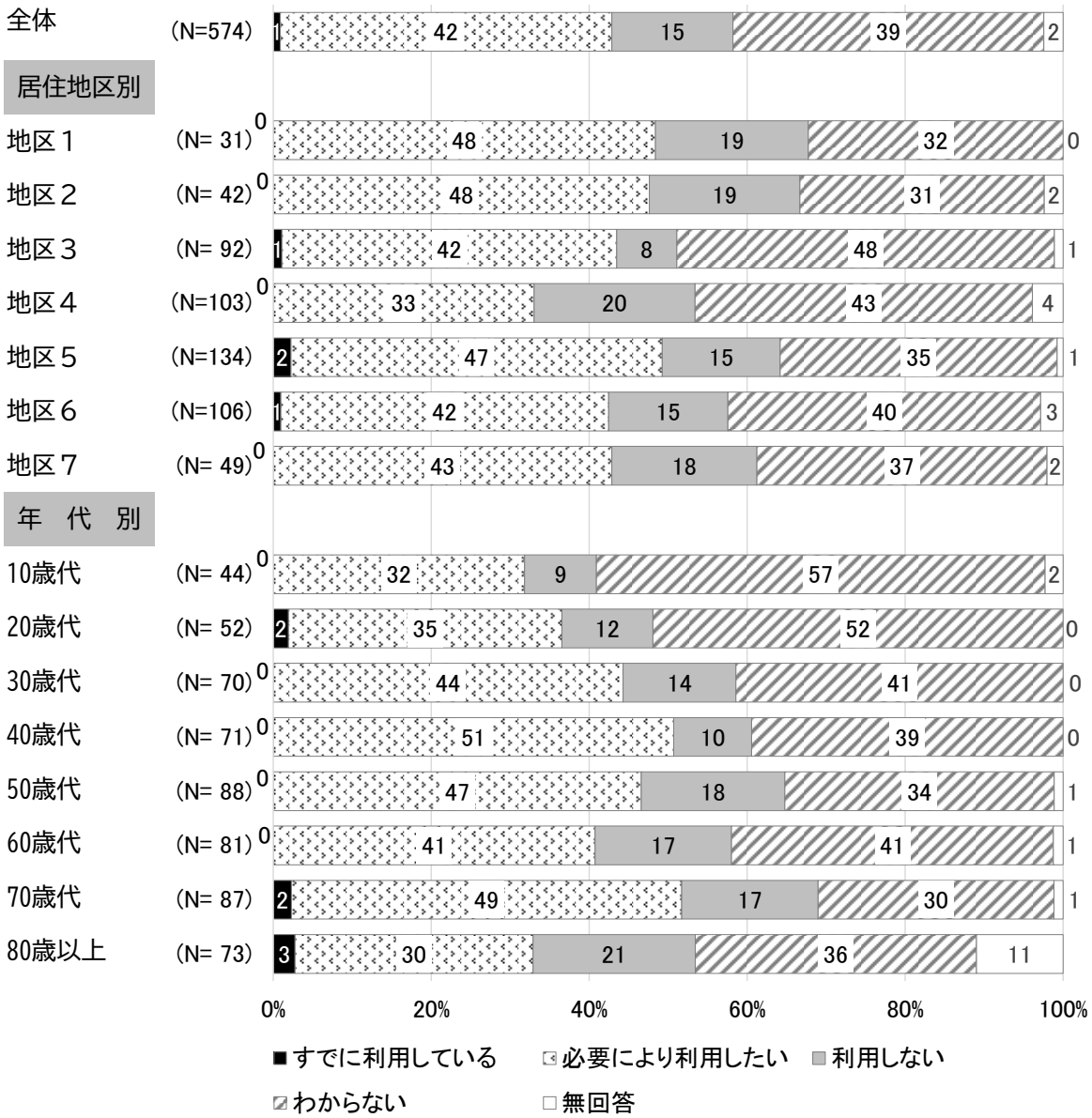

全体でみると、「すでに利用している」１％と「必要により利用したい」42％をあわせると、利用意向は43％となっています。
居住地区別にみると、地区１、地区２、地区５の利用意向が他地区と比べ多くなっています。
年代別にみると、40 歳代、50 歳代、70 歳代の利用意向が他年代と比べ多くなっています。

□お願いしたい成年後見人

問 29 で「２　必要により利用したい」と回答した方にお聞きします。

問 29-1　成年後見人には、誰になってもらいたいですか。（○は１つだけ）

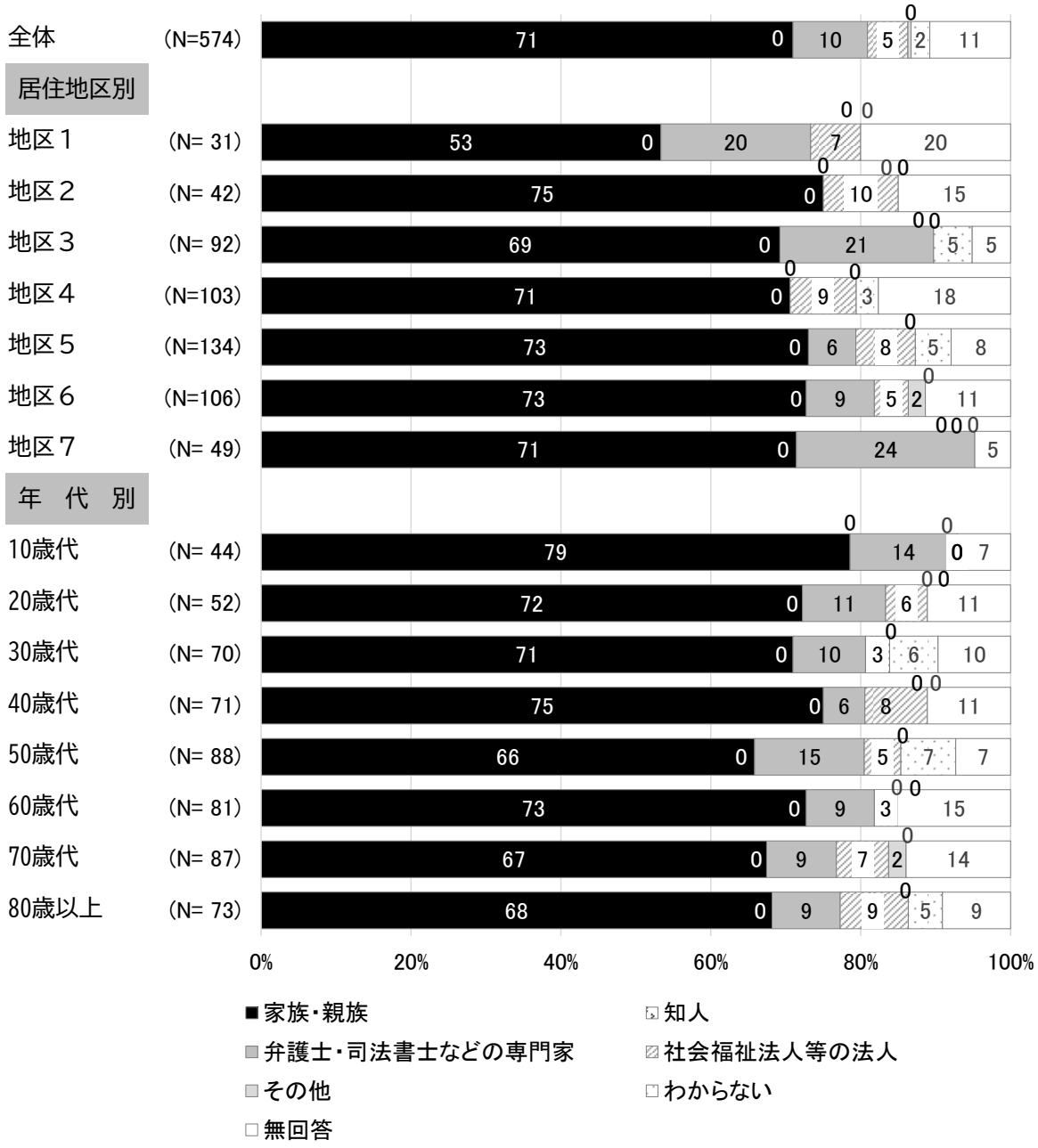

全体でみると、「家族・親族」が 71%と最も多く、次いで「弁護士・司法書士などの専門家」が 10%となっています。

居住地区別にみると、地区１、地区３、地区7は「弁護士・司法書士などの専門家」が他地区と比べ、多くなっています。

年代別にみると、全年代において「家族・親族」が最も多くなっていますが、40 歳代、80 歳以上は「社会福祉法人等の法人」が他年代と比べ、やや多くなっています。

口成年後見人へのお願いしたい内容

問 29-2　成年後見人になった方に、何をお願いしたいですか。（○はいくつでも）

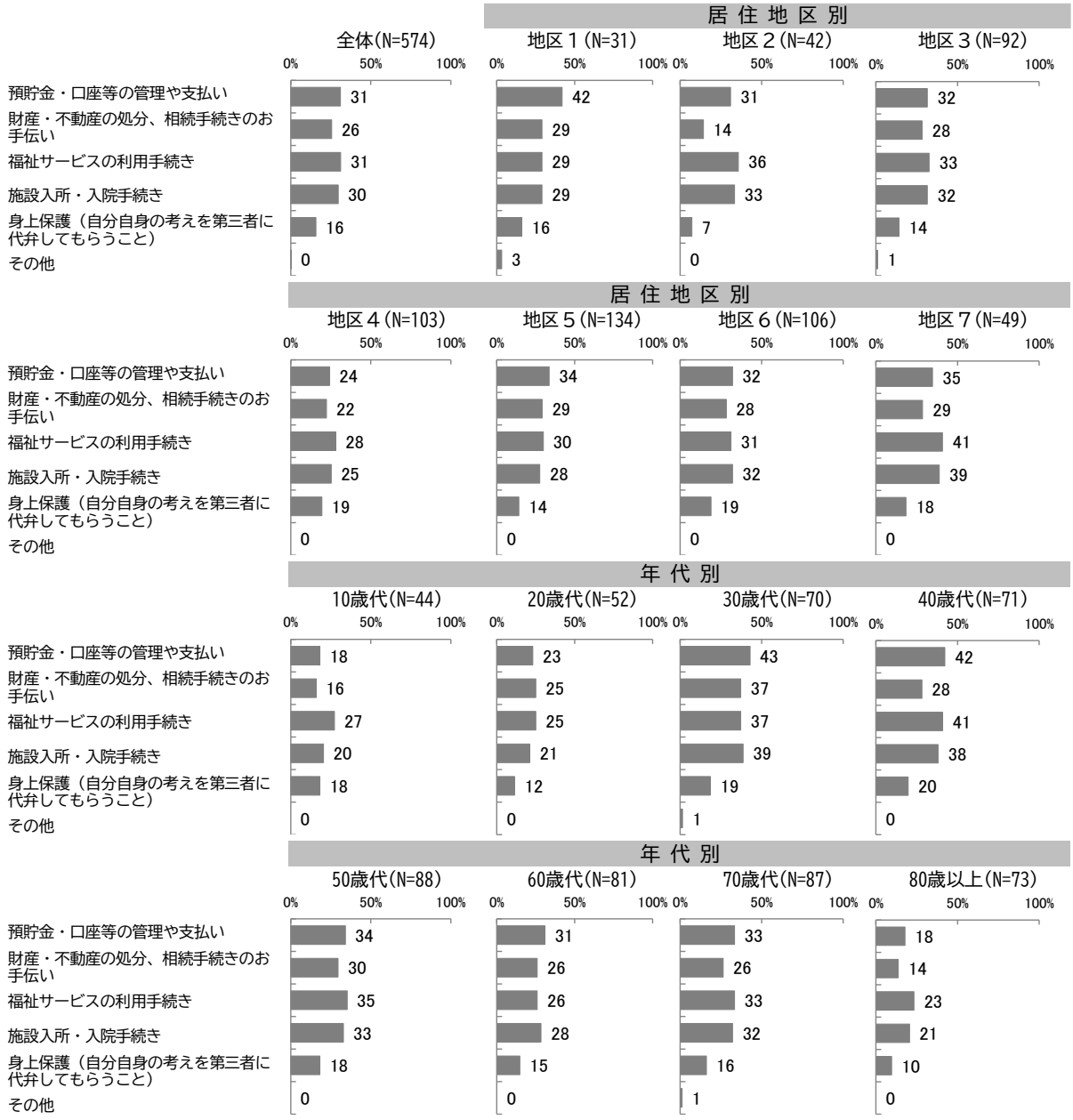

全体でみると、「預貯金・口座等の管理や支払い」が 31%、「福祉サービスの利用手続き」が 31%、「施設入所・入院手続き」が 30%、「財産・不動産の処分、相続手続きのお手伝い」が 26%と多岐にわたります。

居住地区別にみると、地区１では、「預貯金・口座等の管理や支払い」、地区７では「福祉サービスの利用手続き」、「施設入所・入院手続き」が他地区と比べ多くなっています。

年代別にみると、30 歳代、40 歳代、50 歳代において、他年代と比べ多くの内容を選択しています。

□成年後見制度を利用しない利用

問 29 で「３　利用しない」と回答した方にお聞きします。

問 29-3　利用しない理由を教えてください。（○はいくつでも）

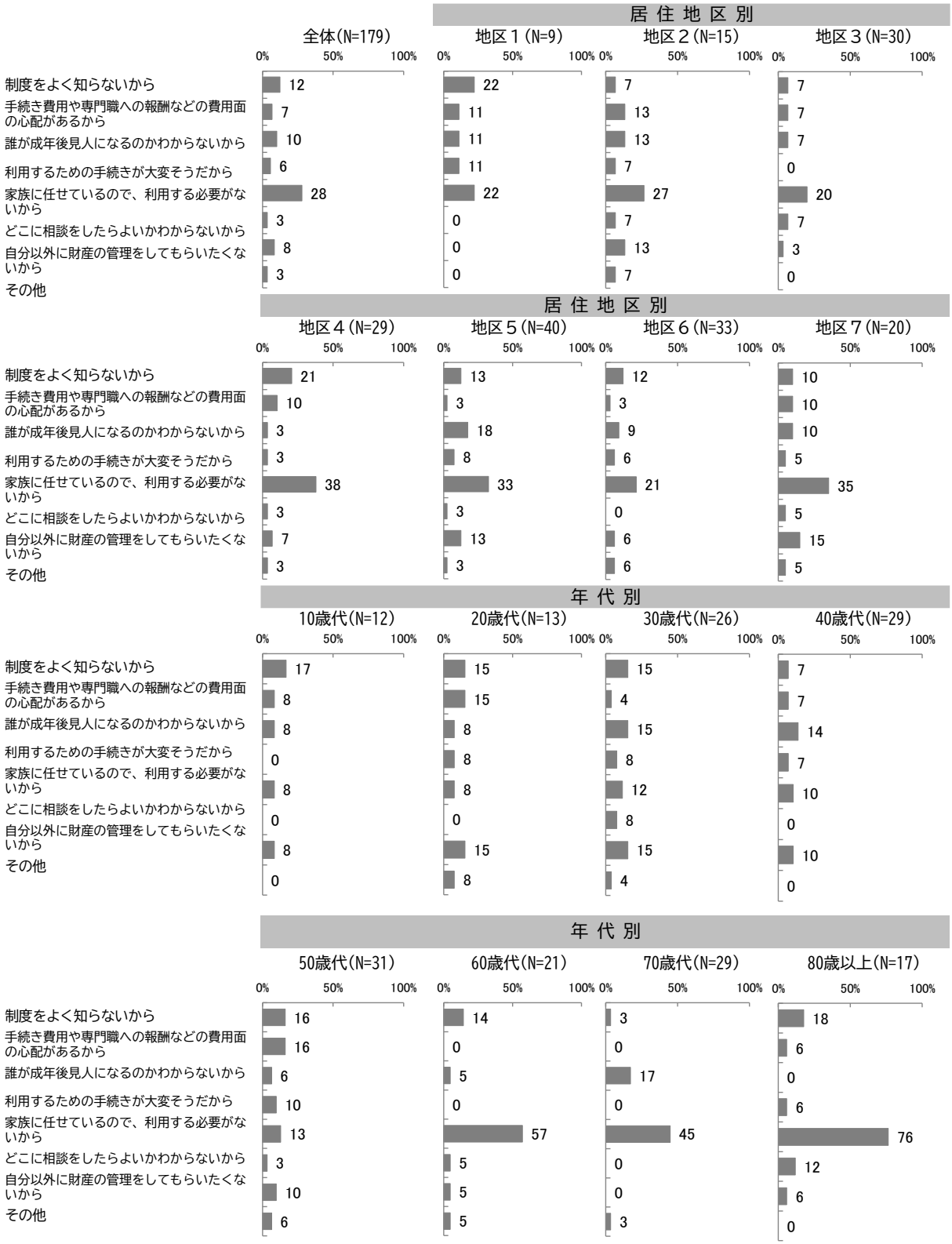

全体でみると、「家族に任せているので、利用する必要がないから」が 28%と最も多くなっています。

居住地区別にみると、地区１は「制度をよく知らないから」、地区４は「家族に任せているので、利用する必要がないから」、地区５は「誰が成年後見人になるのかわからないから」が他地区と比べ多くなっています。

年代別にみると、若年層では「制度をよく知らないから」が多くなっています。

□知っている「成年後見制度」の相談窓口

問 30　「成年後見制度」の相談窓口で知っているところはどれですか。（○はいくつでも）

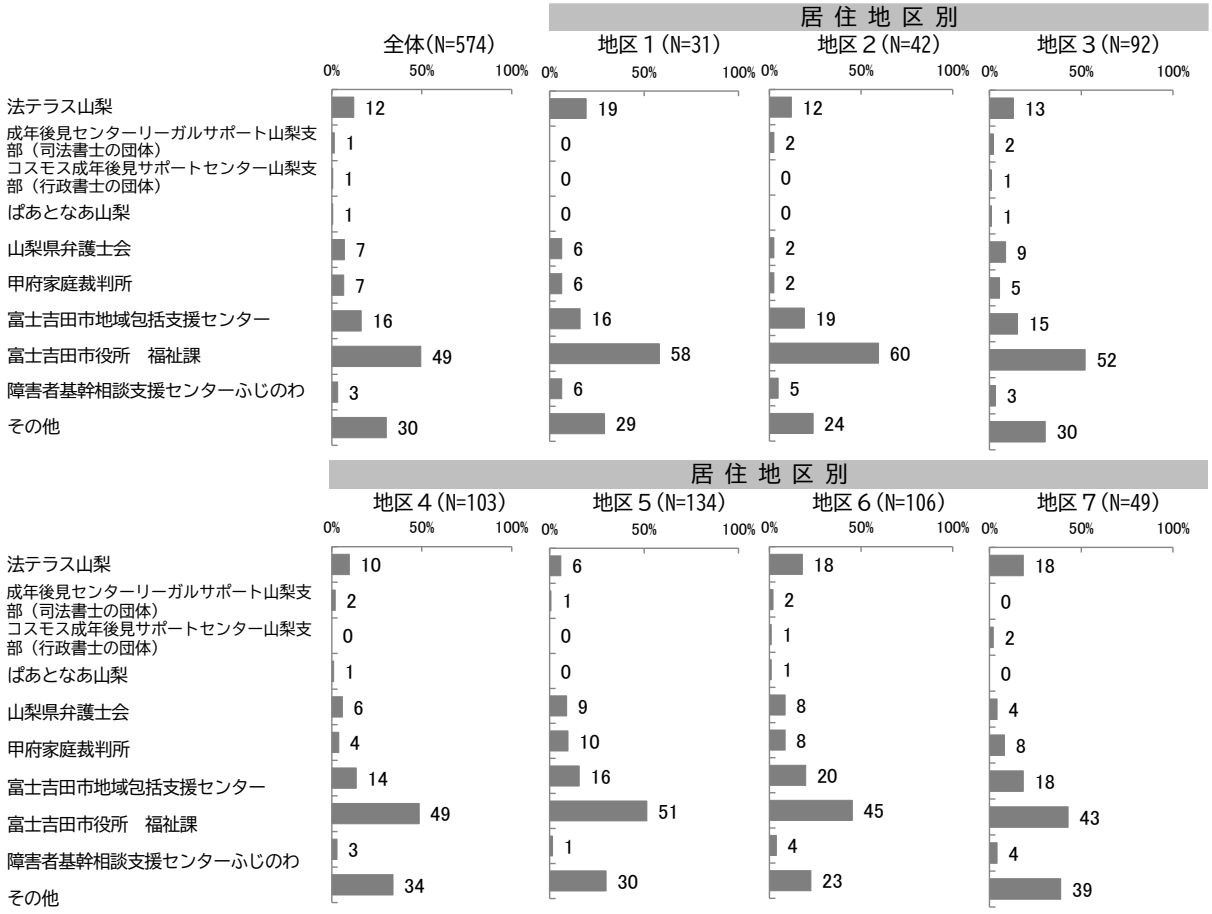

全体でみると、「富士吉田市役所　福祉課」が 49%と最も多く、次いで「富士吉田市地域包括支援センター」が 16%、「法テラス山梨」が 12%となっています。

居住地区別にみると、地区１、地区2では「富士吉田市役所　福祉課」、地区１、地区６、地区７では「法テラス山梨」が他地区と比べ多くなっています。

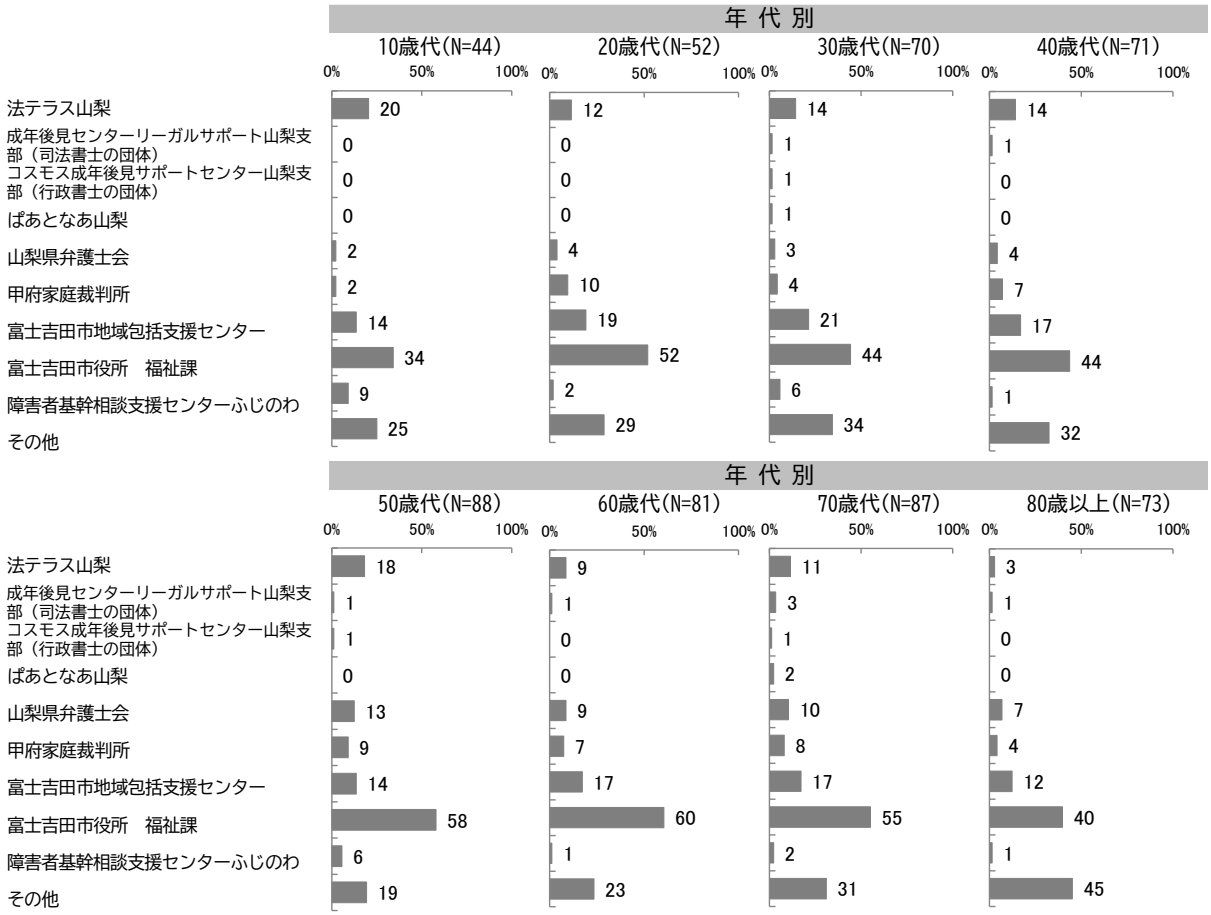

年代別にみると、「富士吉田市役所　福祉課」は全年代で最も多くなっていますが、「法テラス山梨」は若年層の方が高齢層よりも認知度が高くなっています。

２．意見交換会結果

団体アンケート調査において、地域福祉への関心が高く、市や他団体との意見交換会を要望する意見が見られたことから、２回に分けて、意見交換会を行いました。

①第１回意見交換会の主なご意見

テーマ　活動に参加するための『きっかけ』

ボランティアに興味があった	施設・居場所がなかったので立ち上げた
生きがいづくり	友人・知人からのお誘い
何か役立つことがしたい	ボランティア活動して大切さ・楽しさを知った
こども達へ伝えたかった	利用者から元気がもらえる
資格を活用したい	人と話すことが好き
楽しそう！	市民の理解を深めたい

テーマ　地域福祉の現場における問題、困りごと

人材・参加者 【33 意見】	・メンバー高齢化　・後継者いない ・若い方が入ってこない
移動 【22 意見】	・高齢者の買い物が不便　・免許返納後の外出が困る ・バスを増便してほしい ・タクシーが来てくれない（オーバーツーリズムの弊害）
交流 【8 意見】	・近隣との交流なし　・障害児と健常児の交流もてない ・高齢世帯と若い世帯の交流なし
防災 【7 意見】	・障害者・要介護者の防災問題 ・ルールづくり　・聴覚障害者の防災訓練参加必要
相談・解決法 【6 意見】	・相談窓口が分かりにくい ・困っている方は解決方法知らない
その他	・情報・ＰＲ　・雪かき　・高齢者　・障害者　・活動資金 ・こども減少　・道路維持　・空き家　・バリアフリー

テーマ　地域で課題を抱えている方

高齢者 【７意見】	・独居老人　・高齢世帯が多い地区
認知症 【５意見】	・若年認知症の方　・独居で認知症の方 ・認知症の家族　・悩み相談できる場、打ち明ける場が少ない
障害者 【５意見】	・障害者を公にしない家族　・障害あるが介護を受けていない方 ・ろう者：社会参加しない方がおり、困りごとが見えてこない
若者・こども 【４意見】	・不登校家庭　・ひとり親家庭 ・共働き家庭（こどもだけの時間が長い）
【その他】	・家族だけで抱え込む方　・大人のひきこもり

②第２回意見交換会の主なご意見

テーマ　団体の活動「人材」

問題	食生活改善推進委員と保健推進委員は市からの助成金が異なるため、団体での連携ができておらず、会員のかたよりがある。
	会員の年齢が高くなってしまった。出席していた人達が新型コロナウイルス感染症の影響で休んでいる間に認知症になってしまった人もいる。
	役は持ち回りで行っているため、役に対しての理解が薄くなってしまい、より人材確保が難しい。
	新型コロナウイルス感染症禍で活動が少なくなったが、なかなか前のように戻せない。
	若者は昼働いているため、元気な高齢者を勧誘できないかと考えるが、70 代になっても働いている人が多くて、成り手が不足している。何らかのアメがないと難しい。
解決案	今回のように、他団体同士で集まる時に意見交換の場を作ってほしい。連携強化につながるのではないか。
	市主催の養成講座は、なかなか参加者がいない。保健推進委員をいきいきサロンへ呼んでもらえば協力できる。
	いきいきサロンを他の自治会の人も参加ＯＫとし、周知のためチラシを作成中である。他も周知する方法があれば知りたい。
	人材確保のため、市で活動費補助金を出せないか。

テーマ　団体の活動「情報」

問題	情報がない。
	聴覚の障害は見た目で分からない。 聴覚障害者は、民生委員から電話を受けとれない。 聴覚で分かる情報が足りない（耳が聞こえない）。
聴覚障害の方の情報取得方法	以前は防災ラジオ音声のみであったが、現在はスマホアプリの QR コードを活用して情報を取得している。
	必要な方は、多様なサービスを使用している。
	民生委員の方が LINE を活用しており、今は安心して、スムーズにやりとりできる。
アイデア	防災ラジオを通じて富士吉田市の相談日を発信するのも良い。
	緊急 SOS の発信（防災ラジオに備えつけてほしい）。
	当事者たち自身も、工夫して社会参加している。
	視覚の情報があれば、聞こえない人とも情報のやりとりができる。
	連絡（ケイタイ）ツールがあるとよい。

テーマ　困っている方の支援

問題	情報	地域で困っている方の情報があまり入ってこない。確認方法がわからない。
	相談	どこに相談したら良いかわからない人が多くいる。 市役所のどこに相談すればいいのかわからない。
	高齢者	認知症への理解が不足している。
		老・老介護、90・60 問題。
		介護離職。
		介護保険サービス事業所の不足（特にヘルパー、ケアマネジャー）。
		高齢者の働く場所が少ない。
	障害者	タウンスニーカー近くにバス停があるが、障害者はそこに行くまでが大変である。
	民生委員	民生委員がどなたなのかわからない。
	その他	大人のひきこもり問題をどう解決するか。
地域交流		新型コロナウイルス感染症禍で地域の行事がなくなっているため、少しずつ再開したい。
民生委員		市と民生委員との連携を深くする必要がある。
		災害の時、民生委員が集合場所等を知らせてくれるのでありがたい。
障害者		手話ができなくても意思が確かめられる簡単なツールがあると良い。
		聴覚障害者の活動、現在手話言語条例の事を市民が理解してもらえるような情報を発信したい。
		民生委員と聴覚障害者で、生活のこと、困りごとを話し合いたい。
		障害者も認知症になるが、入所する施設がない。 障害者が入れる施設がほしい。
		障害の補助制度は、本人又は家族が相談に行かなければ教えて貰えないものが多いため、病院窓口で教えてほしい。
		親なきあとの精神障害者をうけ入れるグループホームをつくってほしい。
高齢者・障害者		冬間に積雪時、除雪支援が必要である。
高齢者		一人で介護をしている方への支援が必要である。
		市の霊園をつくってほしい。
こども 子育て		病気で登校できなくなった児童・生徒への支援が必要である。
		育児サロン「リズムであそぼ」のスタッフを増やしたい。
		不登校になっても大丈夫というメッセージを広めてほしい。
		不登校児のため、フリースクールなどを充実して、同じ環境を作ってほしい。フリースクールに通っているこどもも出席扱いにしてほしい。
		ひとり親が亡くなった後のこどもへの支援が必要である。
		子育て支援センターをもっとつくってほしい。
その他		「助けて！」と言えない人が、誰にも知られずに相談できる部署を設置してほしい。

テーマ　交流の場づくり

今後の新しい取組	市・社会福祉協議会が音頭をとって実行委員会を立ち上げ、今回のような交流会を積極的に開催する。
	ゲートボール、グラウンドゴルフ。
あったらいいなという取組	障害者も参加できる防災訓練をしてほしい。
	色々な団体の交流の場があるとよい。
	市の施設を（ミュージアムなど）知る機会を持つ。
今ある活動の活用・充実	障害者のスポーツ大会、ボーリング大会
	認知症カフェ
	シニアクラブ
	太陽のつどい
	いきいきサロン
	主マネホットライン（主任ケアマネジャーの会）
	こども食堂
	社会福祉協議会主体の活動
	ガンサロン
	防災訓練
	自治会活動（歩け歩け大会・敬老会・夏祭り）

テーマ　移動支援

障害者	ライドシェアの充実、福祉中心にする。
	マイクロバスを復活してほしい。
	タウンスニーカーを増やしてほしい。
	タウンスニーカーの路線まで遠いです。
	高齢者等は健常者でも福祉タクシーを利用できるように。
	高齢者・障害者・免許返納者の人、困っています。
	障害者の体験をしてほしい。
	近所、友人の助け。
	タクシーのニーズを分析して予算配分してほしい。
	行政には、弱者の気持ちを考えてほしい。
	社会福祉協議会がマイクロバスを運行してはどうか。
地域のコミュニケーション重要	「自助」の充実が必要である。
	ハイエース、ワゴンを使用して下さい。
	高齢者・障害者でなくても移動に困るときがある。地域・近所のコミュニケーションが大切である。
あったらいいなという取組	タウンスニーカーの利便性の向上である。（元気ステーションあるっさとの格差が大きい）
	乗合いタクシーを広める。
元気ステーションあるっさ	予約しないと利用できない。緊急の場合は利用できない。

３．地域福祉計画策定委員会委員名簿

役　職	氏　名	区分
富士吉田医師会　会長	内藤　雄一	医療団体
オーク介護支援センター　施設長	鷲見　よしみ	学識経験者
富士吉田市保健推進委員会　会長	勝俣　住子	保健団体
富士吉田市障害者団体連絡協議会　会長	小俣　壱嵯於	福祉団体
富士吉田市社会福祉協議会　事務局長	田辺　静輝	福祉団体
富士吉田市シニアクラブ連合会　会長	柏木　克之	福祉団体
富士吉田市民生委員児童委員協議会　会長	太田　利正	福祉団体
	天野　和男	
富士吉田市保育所保護者連合会　会長	古屋　匡敏	福祉団体
富士吉田市保護区保護司会　会長	井出　幹夫	学識経験者
健康科学大学　講師	田村　正人	学識経験者
富士・東部保健福祉事務所　所長	小川　敏幸	医療保健機関代表

富士吉田市地域福祉計画（第５期）
富士吉田市再犯防止推進計画
富士吉田市成年後見制度利用促進計画

発 行 年 月：令和７年３月

編集・発行：富士吉田市 市民生活部 福祉課
〒403-8601
山梨県富士吉田市下吉田６丁目１番１号
電　話：0555-22-1111
メール：fukushi@city.fujiyoshida.lg.jp

表紙デザイン
「つばめ」には五穀豊穣・商売繁盛などの意味もあり、今後の市民活動等の活性化を願い、富士吉田市の象徴である「富士山」と「忠霊塔（五重塔）」とあわせてデザインしました。